

第四十回国会 文教委員会 議 録 第十五号

昭和三十七年三月十九日(月曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 竹下 登君

理事 小林 信一君 理事 村山 喜一君

理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 小澤 佐重君

坂田 道太君 高橋 英吉君

中村 庸一郎君 濱野 清吉君

松永 東君 松山 千恵子君

井伊 誠一君 杉山 元治郎君

高津 正道君 野原 覺君

鈴木 義男君 谷口 善太郎君

出席國務大臣

文部 大臣 荒木 萬壽夫君

出席府委員

總理府事務官 小沼 亨君

(公正取引委員 會事務局長)

(警察庁刑事局 長) 新井 裕君

文部 政務次官 長谷川 峻君

文部 事務官 宮地 茂君

(大臣官房長) 文部 事務官 福田 繁君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文部 事務官 局長 清水 康平君

文化財保護委員 河原 春作君

委員 坂本 太郎君

(東京大学教授) 坂本 太郎君

委員 原田 淑人君

(日本学士院会 員) 原田 淑人君

委員 藤島 亥治郎君

(東京大学名誉 教授) 藤島 亥治郎君

委員 奥田 良三君

(奈良県知事) 奥田 良三君

委員 石井 易君

委員 門 員 石井 易君

三月十九日

委員松前重義君辞任につき、その補 欠として野原覺君が議長の指名で委 員に選任された。

本日の会議に付した案件

義務教育諸学校の教科用図書無償 に関する法律案(内閣提出第一〇二 号)

義務教育諸学校の児童及び生徒に対 する教科書の給与に関する法律案 (山中吾郎君外九名提出、衆法第一 三号)

教科書法案(山中吾郎君外九名提 出、衆法第一四号)

文化財保護に関する件(古跡に関す る問題)

○櫻内委員長 これより会議を開き ます。

文化財保護に関する件について調査 を進めます。

本日は、本件に関し古跡に関する問 題について参考人より意見を聴取する ことといたします。御出席の参考人 は、東京大学教授坂本太郎君、日本学 士院会員原田淑人君、東京大学名誉教 授藤島亥治郎君、奈良県知事奥田良三 君、以上四名の方々であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさ つ申し上げます。

本日は御多用中のところわざわざ御 出席を賜り、まことにありがとうございます。

これより、文化財保護に関し、古跡 に関する問題について御意見を承るこ とといたしますが、先般来

より、本委員会におきましては、平城 宮跡に関する問題について政府に対し 質疑を行ない、調査をいたして参った のであります。本問題のみならず、

古跡全般の問題として、文化財保護の 観点からいかにすべきか等、御専門の 立場から忌憚のない御意見を述べ願 いたいと思存します。

なお、御意見の開陳は、原田参考 人、藤島参考人、坂本参考人、奥田参 考人の順に、お一人約十五分ないし二 十分程度にお願いすることとし、その 後委員諸君の質疑があれば、これにお 答え願いたいと思存します。

それでは、まず原田参考人より願 います。

○原田参考人 今日文化財保護全体 に関する問題もあるのでございますが、 がいし平城宮の遺跡に関することが おそらくおもなことになると思うの

であります。私はごく簡単に平城宮 址の文化財としての価値につきまして 申し上げまして、それをお話のきつ かにしていただければ非常にけっこう だと思っております。今日、若干平城 宮に関する資料をこへ持って参り

まして、多少プリントしたものが、皆 さん全般にはとうてい及びませんけ れども、若干お返しすることができると 存じますので、またそこに若干参考に なる図を掲げておきましたし、話がそ れに触れることと思いますが、満州の 渤海国の渤海上京の遺跡に関する報告 書並びに唐の長安の大明宮に関する報 告書をそこに持って参りましたから、 もしおひまがございましたらごらんを 願いたいと思っております。

それで、この奈良の文化と申します と、ちょうど八世紀に当たりまして、 ヨーロッパ並びに西アジアの方におき ましてはアラビアが勃興しまして、す こぶる混乱した状態にあったのに反し まして、東洋では、この八世紀は、唐 を中心としまして、朝鮮は新羅が八道 を統一いたしました、それから満州に はちょうど牡丹江の上流その他に五つ 都がございますが、渤海という国が勃 興いたしました、その間にありまして、 日本は大化の改新以来、奈良朝へと 文化が進展して参りました、ちよう どこの時代は、実際、戦争などは東洋に はございませぬ。いわば東洋では八世 紀におきましては共存共栄の時代でございまして、各国々が唐は長安、洛陽 というようなところ、ことに長安はそ

の首都でございまして、朝鮮におきま しては慶州が都でありました。それか ら渤海は五つ都がございましたが、特 にここに報告書に持って参りました牡 丹江の上流の上京というところが長い 間首府として栄えておりました。その 間に日本は奈良朝におきましては奈良 京が都城として繁栄いたしましたので ございまして、お互いに文化を競い合っ て、いわば世界的文化が東洋に樹立 したわけでございます。それぞれみな 都が中心になっておりますので、唐の 長安は当時まことに繁栄をいたしまし て、そこに一番左の方に唐の長安城、 宮殿を含めての長安城でございませ ん、それをここに出してございませ ん、こういうような都城ができておったの でございまして、唐の長安は、簡単に申 しますと日本の二里四方、東西が少し 長いので、南北が詰まっておりませ ん、一辺がちょうど二里というよう な、東西はもう少し長いかもしれませ んが、そんな具合になるわけです。そ れから他の国々の都は、大体面積にい たしますと約四分の一くらいだろ うと思ひます。奈良京でも渤海の上京で も、いずれも形が少し違いますけれ ども、大体一里四方というような見当 の広さでございまして、宮殿がちよ うどこの都の一番北の中央にございま して、そして他の外の城は東西南北に ちようど碁盤の目のように大路小路が 整然と区画されておったわけござい ます。

ところが唐の長安は、中共政府が樹立して以来この辺を特別史跡といたしまして、この長安と洛陽とは大いに身を入れて調査しておるわけでございまして、最近には大明宮という、ちょっと東北の方に出づつております宮殿であります。あれが調査されたのであります。しかし唐は元の宮城並びに役所などがありました。日本で申しますならば朝堂院の一部でございまして、とにかく役所のありますところ、宮殿のありますところは、今日、西安の町になってしまいましたので、これは調査不能といつてもいいのであります。わずかに大明宮はちょうど西安のステーションになっておるところでありますので、この辺は調査ができたわけでありまして、なおかしこに転々としております宮殿並びに寺の跡などはほとんど調査が進められることと思つてあります。しかしまだ何ぶん広い土地でありますから、今日のところは大明宮の調査が済んだ程度でございまして、和八年、九年の二年にわたりまして、ここを日本の学者が調査いたしました。われわれが参つて調査いたしましたのであります。その報告はここにございまして、おついでにごらんを願ひたいのであります。これは歴史はないのであります。渤海という国は自分で歴史を残しません。従つて、この城に関する記録というものは何もないのであります。ただ地下にこの遺跡をとどめるばかりでございまして。しかし調査の結果は、宮殿の府は北の中央に、整然として南北の線を通つて並んでおりますし、なおまた東の方には、庭がりっぱに池を残しておりますし、また

築山などを残しておりますし、また各種の建物の跡などが至るところにありまして、図面の上においては整然として復元ができたわけでありまして。ただ個々の調査はこれからのことでありまして、われわれが大体の荒ごなしをいたしたわけでございます。朝鮮の方はかつて、ここにおられます藤島さんが御調査をなさったことがございまして、これはまだ調査が整然としてできておりません。ただ雁鴨池という新羅時代の池が残つておりまして、その淵には臨海殿といふ、御殿の跡がございまして、その付近には花崗岩で作りましたとぶなどが整然として出ておりますし、また、りっぱなから草模様などがついております。それがそのまゝ敷いてありますところが残つておるといふような状態、これも将来大いに調査を待たなければならぬこととございまして。これに反しまして日本の平城宮は、平城京が終つてから今日までそのまゝで、もちろん多少荒廃はいたしておりますけれども、お寺がちゃんと昔のまゝに残つておりますし、またその遺跡は、大部分田や畑になっておりますが、そこにありますように、ちょうど今日の奈良の町の中心になっておりますところの約五、六倍のものが西の方に遺跡として残つておるわけでございます。ことに宮城などはおそらく調査をやりましたならば、旧観がそのまゝはつきりわかると思はれるのであります。よその国ではあまり調査もできぬし、記録も十分に整つておらぬのであります。日本は幸いにも奈良の歴史というものはつきりしておりますから、調査いたしました参れば宮殿

などはほぼ京都のあの平安京の宮殿のあつた組織と同じようなものがあるものとあつたに違ひないものであります。それから、それなども若干復元ができることと思つております。こういうような平城宮でありますので、平城京はまだお寺が残つておりますので、そういうものをだんだん調べて参りますと、奈良の文化というものを植えました平城宮、平城京というものの旧態がわかりまして、これの調査によりまして、他の唐の長安とかあるいは朝鮮の慶州とかあるいは渤海の五京とかいふものの子が、日本のこの平城宮を調査することによりまして、いろいろはつきりわかつて参りました。従つて当時の世界的文化を生み出したその時代の東洋の都城といふものの全般的な状況がよくわかると思つておりますのであります。まことにその平城京は——日本の上代の歴史といふものはいろいろな神話や伝説などによつて組み立てられておるのであります。最もその資料となるものは、地下にありますところの、地下の文献と申してよろしいと思つて、遺跡であります。そのうちでもこの平城京といふのは最も重要なものであると思つて、特にこの平城京を例として申し上げる次第でございまして。なお私は後ほど足りないところは申し上げることにいたします。これで終わることにいたします。

○櫻内委員長 次に藤島参考人にお願ひいたします。藤島参考人。○藤島参考人 ただいまの原田参考人のお話によりまして、平城京、平城宮の跡のいかに重要であるかというようなことは、大体の御了解ができたと思ふのであります。私は今日参考人として呼ばれて、皆さんからの御質問に答えたいといふ工合に考えておりましたが、実はこの際自分の発言の機会を与えられたのを幸いにしてお話をしたいと思います。進み来た世界の文化をほんとうに知るためのいろいろな物質的資源といふのがいわゆる文化財である。地上に残されてきたものといひましては、建造物、絵画、彫刻、工芸品その他いろいろあり、それから地下に累積した遺物がある。それから地下に累積した遺物、遺物なるものが地下にありますので、普通の目には触れませんから、従来までは地上にあるいろいろな文化財をもつてその国の文化が考えられ、歴史が知られてきたわけだったのであります。これでは非常に足りないものであります。ことに文化なり歴史なりといふものは具体的な実証をもつてやつていかなければならぬ。ところがえてしてそういうふうなものは、かなり推測的なものが多くなり過ぎまして、ほんとうのものがわからない。わが日本の歴史のごときもそのために非常に誤つた見解を持つてきたわけでありまして、そういうふうな見解を是正するためには、やはり地下の遺構、遺物を調査しなければならぬわけでありまして。また地下の遺構、遺物が十分あるならば、初めてその時代、その国の文化がはつきりいたしまして、それが世界の文化といかに関係しているかといふことがはつきりわかるわけでありまして。そういうふうなことで考古学の発達したのが百何十年前からでございまして

が、現在におきましてはそれが精密な調査方法によつて、今まで知られなかつたようなものもどんどんわかつてきておるといふような時代に到達しておるものであります。それまであまり列國ともに広く大きな発掘調査をしなかつたといふことは、むしろいふ所が、だつたと思つてあります。現在の力をもつてしてさらにりっぱな調査をするならば、そのめぐりめぐつてきた何千年かの世界の文化がはつきりわかるのであります。ところでこの東洋の文化は、御承知の通り、ただいまお話がありました通り、八世紀を頂点といたしまして非常に栄えを示した。その当時の西洋の文化を見ますと、西洋は暗黒時代なお去りやらず、ロマネスクからゴシックへと向かう道筋にあるときであります。当時の世界のことを考えますと、全く暗黒時代といふ言葉のようにヨーロッパが暗く、それに反して東洋は、西アジアにおきまして、インドにおきまして、極東方面におきまして、あらゆる國が最高の、全く世界に誇るべき文化が栄えておつた。それで特に極東におきましては唐、朝鮮、日本を中心といたしまして、大きな文化の栄えを示した。その一端は正倉院御物におきまして、日本のその当時の奈良朝の文化をよく知ることができるようであります。その正倉院の御物なり、それから残されておりますところの建築物なり、それだつてほんのわずかな数に過ぎないものであります。そういうものがあつた。そのほかの遺物をもつていたしまして、十分その当時のことはわかると思ふもの、そういうもの

がいかにして使われておったのか、そういうものの使われておった都はとういうものであつたか、その当時の生活ぶりはどうであつたかというのを知つるためには、発掘調査をしなければならぬわけでありませう。それが幸いに地下に残つておる。ただいまもお話がありまして通り、この当時の文化の中心というのは、大がいに都であるわけでありませうが、この都といつたしましては、ほんとにただいまのお話の通り、ほかになにだけの割合に完全な姿を持って、幸いにしてこの奈良の都、平城宮、平城京は残されてきたのであります。平安京はもとや京都の市街の地下でありますので、非常に調査が困難である。この平城京として平城宮の跡は非常によく残されてきております。そのことはずっと古くから知られておりまして、明治三十年代においての関野貞先生の御調査以来漸次具体化しつつあつたわけでありませう。しかしながら、それらの調査はみな地上の調査でありませう。地上の調査をもつてしてもかなり具体的にそのありさま等はわかつておつたのであります。私が、よけいな話ですが、学生のときに、生駒山の上に上つてばあつと見おろしたときに、あの三笠山や若草山などを背景にして、整然とまっすぐ並んでいる道が何だろふと思つたら、二条路であり三条路であり四条路であるというふうなことであつたわけでありませう。ただいまもそういう面影は生駒山の上から見られないこともないのでございませうけれども、それに妙ちくりんな道がたくさんでございました。あれは阪奈ドライブ・ウェー、これは何である。だいたくずれかかつてゐるのは危険であります。

何しろ戦後急速な交通機関の伸展と深刻な住宅難は、もはや奈良を昔のままにしておきません。特に奈良の平野は、大阪の郊外地として発展しつつあり、またこれを阻止することはできないのであります。考えてみますと、東京の発展から考えますと、大阪を中心として奈良、神戸などは一連のものになるのは当然であります。当然であるから仕方がないとはつておきませうが、すでに重要なものとして残されてきた都など全然こわされてしまふ。そこでこの調査をわれわれも非常に重要視いたしまして、それがゆゑに政府が特別史跡として指定して下さつたものをこわすのは、将来どうにもこうにも調査のしようがなくなるようにするのは困るというふうなわけで、いつも努力してきたわけでありませう。幸いにして、昭和二十九年にその道筋の一部を調査しなければならぬことに恵まれました。その後その重要性が認められまして、政府も努力して発掘調査を重ねて、これですでに第七次ですか、八次でしたか、調査を進めてきております。ことしにおきまして、さらにやる。またさらに第一次、第二次の五年計画をやるといふのは非常にけっこうであります。しかしそれは計画をもつていたしましては、百年河清を待つにひといひであります。あの平城宮の跡を調べ、方八町の跡を調べただけでも、百年以上はかかるのであります。こういうことをしてありますうちに、市街地の発展はどんどん進んで参ります。すでに今日まで非常に好ましくあらぬ、全く学者としても嘆かすわしいと思ひますような事実がたくさ

ん勃発しております。これを調査に伴つて何とかするといふようなことをしておるのもけっこうでありますけれども、とても急速にはこれは解決できません。ほつておきませう、みなだめになつてしまふようなおそれもあるわけですね。平城宮跡だけにしほつてみましても、平城宮跡の方八町のうち国が指定した土地は東の方に寄つたところの三分の二の地域であります。西の方の三分の一はまだだめでありませう。指定してありません。しかしこれは急速に指定することが必要だと思つてあります。急速に指定し、できるならばこれを国有化する必要がある。この国有化するということがために相当な予算が必要でありませうけれども、この日本における重大な遺跡、世界における重大な遺跡と言つてよろしいと思つてあります。それを保護しないのは日本国民の恥である。そのためには少しくらい予算が多けれども、これをもつてして十分の計画を立てていただきた。このことに私は切なるものがあつた。政府におかれましては非常に御困難なことだと思ひます。しかしこれは日本の文化といひます、世界の文化のために、十分な御努力をさるに進めていただきたいと念願する次第であります。

○櫻内委員長 次に坂本参考人をお願いいたします。坂本参考人。○坂本参考人 私は文化財保護委員会の専門審議員で、史跡部会に關係いたしましてすでに十年あまりになっておるのであります。その十年あまりの間して指定した土地は、大体国家が史跡として指定した土地に対して、あるいは産業開発のため、地方の観光資源を増すためと、いろいろな理由で史跡の保護とは反対のような事態が始終起つてくるのでありまして、それに対していかにこれを防衛するかというのに十年間も追われてきたような次第であります。もちろん私もはただ古いものだから保存しなければいかぬというふうな懐古趣味に陥るつもりはないのであります。もちろん日本の国家の成長が大事なことでありますから、それに妨げとなるようなことはしたくはないと思つておりますけれども、しかしながら先祖がわれわれの時代までずっと守つて伝えてきてくれたこの史跡のいろいろなものを、この時代に急激に失つてしまふというところは、子孫に対して私どもが相済まぬことであるといふような気持もある。この矛盾するところが常にありました。このジレンマに苦しんでゐる次第であります。ただ何分にも一般の方々にはこれに対する関心が少ないようでありまして、何しろどうも学者どもは古といふとばかりを言つていて話にならぬといふような御意見が多かつたように思つたのであります。非常に残念に思つております。

このたびはこのような古跡保存のことにつきまして、衆議院の文教委員会がお取り上げになり、私どもをお呼びになりました。今までのことを思つてみますと、これは非常に私どもにとつては涙が出るほどうれしいのであります。この機会にこの文化財保護、特に史跡の保護といふことにつきまして、皆様方の御関心を高めていただきたまふれば、これにまさる幸いはないと思ひます。大体文化財保護ということにつ

いて政府あるいは一般の方々の御関心は薄かつたように思つたのであります。特にその文化財保護の中でも史跡の保護というのは最もまづ扱いになつておるところであります。文化財保護委員会などの予算など見ましても、史跡だけが最も軽少なわけでありませう。ほとんどさしみのつまみみたいなものであつたのであります。ほかの絵画、彫刻、建築、建造物は非常に重大なものであります。史跡もまた一たんなるものであります。永久に取り返すつかぬことに相なる次第でありますから、この保存については多くの御関心をお願いしたいと思つたのであります。ただいま問題になつております平城宮跡は、今すでに諸先生のお話がありまして通り、重大な日本の遺跡でございます。ことに史跡の中でも最もその随一に位するものであります。この平城京の史跡くらいは國家が保護することができなかつたならば、ほかの史跡は全滅になると言つても過言ではない。これに対しては國家は総力をあげてやつていただきた。史跡保護についての最もおもなるものとしてやつていただきたと思つたのであります。それで國家が数年来発掘をいたしておりますが、これはごく一部分でありました結果は、非常に重大な、われわれの思いも及ばなかつたような事実がいふろいろと判明してきております。特に平城宮の中の殿舎の配置であります。これはそこに地圖もございませうけれども、大体方八町の大きな区画がありませうが、この中にまた幾十もの区画がありまして、最も正式の儀式をいたす所を朝堂院と申しております。これ

に大極殿、十二朝堂というものがあります。これは唐のものをそっくりまねたものでありまして、緑のかわらに朱塗りの柱、下にはかわらを敷き詰めたのであります。即位式とか正月元日の儀式などはこゝで行ないました。それから大内裏という区画がありまして、これは天皇の平生の居所であると考えられますが、実はこれは平城宮ではこのようなことがそれほどはっきりわかっておりません。後世の京都の平安宮につきましては、地図が残っておりますが、そこにあげておりますのは、平安宮の地図であります。平安宮は割合よく絵図なども残っております。江戸時代に裏松岡禪という人が四十何年間苦心をして研究いたしました、それが大内裏図考証という書物になって残っております。これがもとなつて江戸末期の皇居の造営も古式に即してやれたわけですが、平安宮につきましては、大体どういう役所が宮城内に配置されてあったか、御殿がどういう工合でありましたか、わかるのであります。平城宮については全くわかっていないのであります。断片的な御殿の名前などはその歴史の書物に出ておりますけれども、それがどういう機能を持っております、どういう位置にあったかということが全くわかっておりません。平安宮のものから類推する方法が一つあるわけありますが、しかしながらすでにそれはわかっておる限りではかなり違っております。平安宮と平城宮とは様子がよほど違っておりますであろうと私どもは考えておるのであります。

て参りましたので、学者は大膳職の跡などと申しておりますが、もしそうならば、それも地図でござらんになればおわかりのように、平安宮では、大膳職は東の端にあつたのでありますから、一致しないわけであります。むしろそれは平安宮などでは大蔵省があつたところであります。そういうように単なる役所の配置だけについてもかなり違つておりまして、これは実地に調査してみないことにはほんとうのところはわからないという状況でございます。これはこまかい点でございますが、ともかくそういう次第でありますので、この方八町の宮城、ことに、もとの大内裏と申しますが、この地につきましては早く精密な調査をいたしまして、宮城の中はどういう配置になつておったかということを考える必要があると思ふのであります。これがただいま申されましたように、三分の一はまだ未指定にされておりますので、これが指定にならなければ、自由に売買処分されます。これが最近まではたんぼとして大体地下に保存されてきております。これが急激に市街地化いたしますと、もはやそういう調査はできなくなりますので、早く指定をしたならばいいという説もございますが、指定だけいたしたとしても、それはかえって私どもの方の苦しみが増すばかりであります。指定すればまたすぐ現状変更を申し出る、それがもうやむを得ない、絶対生存権のために必要なことであるというところになって、調査も常に苦しむことになるわけでございますから、指定するということになりますれば、ど

かなければならないと思うのであります。少なくともこの方八町の地は、今のうちならばまだまだおそくはないと思いますので、すぐ国有化するような方策をとっていただきますれば、幸いに過ぎることはないと思います。この史跡の保護は戦前におきましては割合にうまくいったのであります。国民精神の振興のために、国民思想を統一するために、この地方の史跡を顕彰し、大いに愛郷心、従って愛国心を増す上に力もあるということで、かなりうまくいったわけでありますが、戦後はどうもこれが単なる学問的な興味ということだけで、学問的に必要だということになりますと、どうしてもほんかの緊急の必要度の前に後退せざるを得ないような状態でございます。

史跡の保護につきましては常にかよ
うな問題がございますが、しかしなが
らこの平城京は今申しました通り史跡
の中でも重大なところでございますの
で、国家が力を出してこれを救ってい
ただくならば、これに過ぐる喜びはな
いと思います。

○櫻内委員長 次に奥田参考人にお願
いたします。

○奥田参考人 私は奈良県の知事でございませう。当委員会が文化財の保護につきまして格別の関心を持っていただきたまはして、ことに昨秋は多数の委員の皆さまが奈良県の現地を御視察いただきたまは、また私ども地元の方の意見もいろいろ御聴取になったわけでございますが、皆様方の御好意に對しまして私ども奈良県の者は深く感謝いたしております。この機会に厚く御礼を申し上げます。

話があったのでございますが、いづれも専門的な立場からお話願っておるののでございます。私は行政を預かっておる立場から所見を申し上げたいと思うのであります。私の所見の概略はお手元にプリントでただいまお配り申し上げますのでございますが、もつとも実はきょうのお呼び出しの趣旨を十分了解いたしかねておりましたので、あるいはこれから申し上げることが皆様のお尋ねせらるべきことにこたえているかどうかわかりませんが、一応申し上げます。

奈良県におきます文化財の保護、ことに古跡に関する問題につきまして申し上げます。もっとも御存じのように行政と申し上げましても文化財保護に関することは県の組織としては教育委員会が責任を持って処理いたしておる、こういうことに相なっておる次第でございます。私は平素事務的には関係が薄いわけでございますが、あるいはこれから申し上げますことも微細な点においては当を得ず、あるいは御説明申し上げますことも専門的立場から言えは問題があるかと存じますが、一応私どもが聞いたり見たりいたしておりますことを率直に申し上げますたい、こう思う次第でございます。

奈良県には御存じのように文化財保護法にいいますところのきわめて価値の高い古い文化財が非常に多いのでございます。歴史上意義の深い古跡も県内各所に散在しておりまして、本県にいたしましてはこれらの維持と保存につきましてもかねて格別の努力とまた犠牲を払ってきたところでございます。が、この機会に私は平城宮跡について、この現状とこれに対する本県の考

え方を申し上げ、本県の古跡についての考え方と決意の一端をお聞き願ひ、この機会に政府がこれについて一決意をもつて善処をして下さいますようにお願い申し上げます。

先ほど来お話がございましたが、平城宮跡は大体現在奈良市の佐紀町地内にあるのでありまして、あの地図でござらん願うように、右の方の一番まん中にあるのです。濃いところが現在の奈良市街地でございます。この位置にあたっておるのでございます。これはまた四角でございまして、面積が約九十九町歩と推定されておるのでございます。そのうちで第二次朝堂院跡など約十二町歩が先ほどお話のように国有と相なっております、その国有の分も含めまして東約半分、約五十五町歩は一般の史跡でなく特別史跡に指定されておるのでございまして、西半分、残りの約四十四町歩になるわけでありまして、それは指定を受けておらぬのであります。いわゆる周知の遺跡ということに相なっておりますのであります。お手元に差し上げてありますこの略図によりまして大略ござらん願いたいと思います。西の方がずっと未指定でござい

終戦後社会あるいは経済の発展もございまして、この地域につきましても、たびたび実は地元で問題を起しておるのであります。その一つは、先ほどもどなたか先生の言われました昭和二十九年に県が一条通りを拡幅したのでございます。一条通りはこの地図で、らんのように大体北の辺にあたっておるのでございますが、その際に内裏廻廊の遺構などが発見されたのでございまして、これが機縁となりまして、そ

れが非常に政府の決意を促したよう
でございますが、その後政府におきまし
ては昭和三十四年ごろから計画的に指
定地の北の辺一帯の調査に乗り出され
まして、今日までこれを続行されてお
るような状態でございます。その図面
の指定地の北の方にあります三、五、
六、九十、十一と打ってありますのは、
ずっと調査をせられておるものでござ
います。もともと現在までの調査の実
績を申し上げますと、三十四年から三
十六年度、本年度を加えて三十九年
間に、その左の表で発掘面積を書いて
ございますが、ごらん願えばわかる
ように合計四千七百六十五坪を三十九
年度間で調査願うということに相なっ
ております。四十七百六十五坪、約
五坪、約一町五、六反でございます。
三十九年かかって一町五反、一年間に平
均五反歩ずつ御調査願うておるとい
う結果に相なるわけであります。これ
は後日だんだん調査を急がれること
なのであります。一年に五反とすれ
ば十年で五町歩、百年で五十町歩。約
百町歩のこの指定地域あるいは未指定
地域を含みますと平城宮を御調査願
うとすれば、今のスピードでいけば二
百年かかる、そういうような勘定に
相なっております。そういうわけで、
私ども地元におる者の立場から申し
ましたら、調査は遅々として進んで
おらぬ。地図でござらん願うように、
この調査願うておる近辺には佐紀町
あるいは佐紀西町の人家が点々ある
のであります。そこを調査を願うて
おりますが、遅々として進んでおら
ないのであります。

もう一つの問題は、先刻お話があり
ました近鉄が、いわゆる周知の遺跡の

地内において検車区を作ろうというこ
とであります。平城宮跡は、先ほど来
お話がありましたように、特別史跡に
まで指定されているので、坂本先生の
お話によりますと、これは史跡として
一番意義のあるところであるというお
話でございます。そういうところであ
りますから、私どもはこれを破壊した
り、あるいは滅失しないようにしなく
てはならぬことは当然でございます。
しかし、また一面におきまして、その
周辺の町一帯の発展を目の前に見てお
ります地元の者でございますが、その
平城宮のちよつと南が二条通りであ
り、さらに下がって三條通りがあるわ
けであります。三條通りは、先ほどお
話の繁華通りに直結いたしてござい
ます。従って、最近三條通りにはガソ
リン・スタンドであるとか、あるいはそ
の他の工場がどんどんできていまし
て、農地も坪何万円であるとかいうよ
うな価格で売買されておるのでありま
す。従来、佐紀町の諸君にしてみま
したら、そういう農地の売買が高くと
れておるといふことは聞いておても、
それはよそのことであつたのです。そ
れが最近では、目の前の農地を高く
売っておるといふ姿を見ておるのであ
ります。そういう現状からいまして、
現地の者がかねてより主張いたして
おります第一には、指定を解除してほ
しい、自由に処分することができると
いうにしたいといふことを主張して
おられます。第二番目といたしまし
て、その解除ができなければ、せめて
政府がこれを全部買い上げてほしいと
いうのであります。これらの地元の
諸君の要望も、今申し上げた周知の事
情からして、私はやむを得ないものが

あると考えるのでございます。

つきましては、この際政府は一つ英
断をもつて、第一に現在行なわれてお
る国の発掘調査の早期完了をお願い
いたしたい。予算面において、あるいは
人的組織において充実して、この九十
九町歩の調査を、二百年もかかるよう
な調査でなく、近辺の経済の発展の
テンポに合うような意味で、調査を
ぜひ一つ急いでいただきたい。第二に、地
域内の民有地は、すべて政府が買い
上げてもらいたい。第三に、地域内全
部の政府の買い上げが、いろいろな事
情で困難でございまして、少なくとも
指定地域内だけはぜひ買い上げてもら
いたい。そして第四として、そういう
買い上げた土地は、今後一括史跡公園
とかの公園として、史跡の保存と一
般の活用供する施設をしていく、こ
ういう工合な措置を政府でとって
もらいたいというのが、私ども地元
におる者のお願ひでございます。し
こうして、政府が直接これを買
い上げるということが、あるいは他
の地方の様子であるとか、私
は本県としても、これが買い上げに
踏み切らざるを得ない状態であらう
と考えております。私の県は、実は
恥さらしでございますが、全国屈指
の貧乏県でございます。税金入の
とき、少ない方から二番目か三番
目の県であります。そういう貧乏
県でございますが、先ほど諸先生が
お話のように、平城宮の歴史
的意義と、そしてその周辺
の発展の姿、これを見るとき、
県としてはじつと見えておれな
い。政府の買い上げが困難であ
るならば、県で買い上げなければ
しょうがないというのが

私の意見であります。もともとそれ
に県議会の議決を要する次第であり
ますが、そういう考えをただいま私
は持っている次第でございます。しか
しながら、県が買い上げます場合に
は、私は政府の高率の補助と、そし
てその便宜をぜひ一つ与えてもら
いたい。これは当然の条件であらう
と私は考えております。

もう一つ、先ほど申し上げた近鉄
の事業でございますが、これは何分
にも、いわゆる周知の遺跡の地域
におけることでもございまして、
この事業を実施せしめることは、
私はやむを得ないとは思つてござ
います。しかし事業をやるにいたし
まして、これが着工以前に、関係
者が協力して短期間に調査をして
いただくという工合にいたして、
その上で工事をするという工合に
いたしております。関係者の協力
と申しますのは、政府、県、近鉄
であります。私ども先ほど申し上げ
たような意図で、私もこれが調査
に犠牲を払うこともやむを得ない
と思つております。政府も、この
覚悟はしておると思つて、政府も
これに協力していただいて、そし
て私は、率直に申し上げて金銭
的な意はぜひいたしたいと思つて
おります。ただ、その調査の人的
用意が政府においてお願いでき
るかどうかが、これは私は疑問
を持っております。皆さんの御協
力を得てぜひ調査をして、その上
で近鉄が工事を始めることにし
たいと思つております。

文化財とともに発展してきた会社であ
ります。また会社の責任者も、古
文化財については特に関心を持
っており、あるいは大和文華館を作
ったり、あるいは県の文化財保護
のために、創立五十周年記念に、
会社は五千万円寄付をしてくれ
たのであります。会社はそういう
意味で協力的立場にありますが、
会社としてはできるだけの協力を
することと考えるのでございま
すが、それによつても皆さんの御
協力で短期間に調査をして、そ
の上で実施せしめるようにいた
したいと思つております。

そこで、私は政府としても、この
必要なる予算を計上して、積極
的に文化財の保護に協力して
いただきたいと思います。私
ども地元は貧乏県であるのに、
先ほど申し上げたような覚悟を
するわけでも、特別の意味ある
ものと考えられておる次第であ
りますから、県の犠牲も私ども
は覚悟しなければならぬと思
つております。この際、政府と
して、ぜひ一つ積極的な、しか
も率直に申し上げて、あまりぐ
ずぐずしないこと、さういふ情
勢はよくありません。先ほど
からお話がありましたように、今
と終戦前と比べると、社会情
勢が変つております。それら
の社会情勢に、適切な措置を
政府がしていただかないと、
すなわち急いで必要な措置を
積極的に行なわなければならない
と、せつ々しくのこの遺跡を
十分に保護し、あるいは守
っていくことができないのじや
ないかと私は思つております。

その意味で、ぜひ一つ政府の積極
的な、急速な措置をお願い申し上
げま

す。地元としても、これには十分の努力を払いたいたいと思つてゐる次第であります。

○櫻内委員長 以上で参考人各位の御意見の発表は一応終りました。何か補足しての御発言はございませんか。

○原田参考人 ただいま奥田知事さんから、行政上からのいろいろな御意見がございましたが、ごもっともな事と思ひます。なお平城宮の保護、保存という様なことにつきましては、過日私どもも学者の立場から御参考になることを文化財保護委員会にまで申し上げておいたものであります。数は少のうございますが、皆さんのお手元にお返ししてあると存する次第であります。大体奥田さんの御意見と近いものでありまして、どうしても国固有にしていただきたいという事でございます。

ただ私ここでちょっと申し上げておかなければなりませんのは、調査に約二百年もかかる、学者の調査というものは実に迂遠きわまるものであるということにつきまして、若干私の意見を申し述べておきたいと思つてあります。実はただいまあそこちやうど細長く揭示してございます大体三十四年から今日までの発掘調査でございます。東洋の遺跡と申しますのは、西洋のエジプトとかバビロニアとかアッシリアとかギリシャ、ローマとは違ひまして、その用材がほとんど木材でございます。その木材の遺跡を調べるのであります。で、実際の努力、方法というものはまことに困難なことでございます。ことにあの一条通りから北の方の遺跡は、これはおそらく今までなかった大きな発掘でございます。実はわずかな七十年の奈良朝の間に何度もあれば

建て直してあるのであります。その何度建て直したかということまで調べませんと、建物の配置状態というものはわからぬのであります。それが綿密な調査をやつて、これはおそらく西洋人にもできない調査であると思つてあります。これは実をいうと、東洋の考古学の進歩でありまして、大いに外国に対して誇り得る発掘事業であると思つてあります。そのためにあそこは、大炊寮とかあるいは大膳職というやうなものに属する、あそこから木簡が出て、今日でいへば伝票みたいなものでございますが、諸国から参ります。つぎでございます。それを見ますと、いろいろな諸国の物産で、しかも食料品などが見えておりますし、それからまたお寺その他から、役所の各所から食料を要求してくる、その伝票が発見されたのであります。これらの木簡にやらなければ、ものごもものであります。これはじきにこわされてしまふものでありますので、わずかな人数で、奈良の文化財研究所の諸君が渾身の努力を払つて調査したしたのであります。そのために井戸なども出て――

今日ちやうどあそこちやうど今日に大体幅五十メートルくらい、奥行きはもっとあります。一つのブロックになっておりまして、建物が幾つか並んでおる。そしてそれには井戸が一つある。その井戸の下の方は側がすっかり残つておりまして、しかも井戸の中から出ましたものにはその当時の文化を十分しのび得るやうなものが出ておるのであります。て、そういうやうな結果わかつて参つたのであります。しかしこれは日本的建物の建物でありまして、同時にひとり

奈良朝の建物、日本流の建物を調べるばかりでなく、それがさらに上りましては飛鳥からさらに五世紀くらいの時代、あるいはもっと前にさかのぼるものかもしれません。そのころの日本の住宅、ことにこれは宮殿であります。その日本流の建物というものをわからせるということができる大きな発見であります。従つてかなり時間をとりましたことはどうもやむを得ないのであります。たとへば西洋におきましても、ごく身近なポンペイの遺跡のときはこれは何年やつておりますか。一つの大きな町をすっかり出すという計画でございますが、これはむしろ平城宮の発掘に比べれば私は容易であると思つてあります。これも年々遅々たるものであります。これはどうも発掘調査の方から言へばやむを得ないのであります。ただ平城宮は、これから先南の方に進みますと今度シナ風の建築になつて参ります。もちろん北方の日本的な建築もございまして、けれども、これはもうだんだん北方の綿密な調査をやつて参りますればなれて参りますので、その辺はさほど手間は取らぬだらうと思ひます。それからシナ風の建築は土壇がありまして、それに礎石だとかまたは土壇の周囲が石なんかに囲まれておつたと思ひます。その中で、これは唐の大明宮とか、あるいは渤海の上京あたりから出ましたものと似たやうなものがどんだん出るのではないかと思つてあります。私はそんなに二百年なんというやうな――私もこういふ高齢でございます。私に、できるだけ早くその結果が見たいために、いろいろと早くに参りますという事は希望しておるのもあります。

ますけれども、とにかく二百年とかかるといふやうなことは絶対にございせんし、また日本の事情としてそこまでするという事は私は期待しておりませんけれども、とにかく綿密な調査をしなれば実際の木造建築の跡といふものを調査するのであります。それから、これはやむを得ないと思つてあります。今度の近鉄の方の遺跡も幾ら早くやつても、それは早くやつて、むしろそれでは破壊をするという事と同じことになりまして、これまた程度問題だと思ひますので、そのことだけを私はちやうと申し上げた次第でございます。

○藤島参考人 ただいまのお話で二百年という事が問題になりました。確かにたゞいまの組織と金をもつてするにすれば二百年かかります。これをいかにするかと云ふことは、これから先いろいろ論じていただきたいことなんでしょう。金があるのと云へて、それから調査員も大ぜい養成されていきますならば、われわれ学者が満足し得るだけの十分の調査をしなげらかなり時間的には短縮ができると思ひます。これができますならば、これはいよいよよもつて世界に誇るべき調査といふことになると思ひます。聞きますと、中共ではこういう発掘調査の調査員を非常にたくさん、多額に年々生産しておる。そしてそれを各遺跡地に派遣し、調査させておられます。それでかなり調査が進んでおりますので、そういうことも他山の石とすべきだと思つてあります。

それはそれといたしまして、私がちやうと補足していただきたいことは、われわれはもちろんで興味を持って調査しておるだけではないのであつて、これをいかに活用するかといふこと、精神的な面においては日本の文化といふものをほんとうに知らせるという事なんでありまして、物質的な面におきまして、これは相当貴重だと思ひます。調査したからといって、それを埋めてしまつて、あとでどうもいゝ、よく非難がありますが、平城宮跡として指定したところは、大極殿の跡も草ぼうぼうでヘビが出てきてあふなくてしようがないというやうな、まさにそうなんでありまして、それでも困る。これは先ほどのお話にもちやうとありました通り、奥田知事さんのおっしゃつたように、遺跡公園にすべきだといふことは、私たちも年来主張しておつたことなんです。こればかりではありません。各地方にありまして史跡は公園緑地化しておくべきものだと思ふ。そしてそこで遺跡をしのび、いろいろなそれにかまつたものを見ろといふやうなことにしたいと思つてます。この点におきましては、木造建築でありますところの日本の遺跡地帯は損であります。ギリシャやローマのやうに石がそのまま残つておるのではないのでありますからして、非常に損でありますけれども、しかしやほりこにはこういうものがあったといふことを表示する方式もあります。それからまた私たちが要望しておる書類などには遺跡博物館を作れといふやうな、これも非常にけっこうな、一部を復元することもけっこうだと思ひます。いろいろ方法があると思ひます。それをいたしまして、私は前から言つておるのですが、都市計画と大いに関連させなければならぬ。た

だ遺跡だ、文化財だ、そればかり言っておったのではだめなので、これは総合的ないろいろな政治方式をもってこれを保護し、そして活用すべきだと思うのです。奈良は急速に都会人の入ってくるころで、観光施設のうんと出てくるところでありますからして、今のうちに十分の都市計画をしていただきたい。奈良県、奈良市ともに十分その方面に御考慮を願いたいと思うのであります。この点につきましても、最近奈良市の都市計画は相当その点を考慮してやっておられるというお話を伺いますので、大へん心強く思うのでありますし、また奥田知事さんの大へん積極的なお話もありましたので、いよいよもって私は喜ばしく思うのであります。ともかくも平城京そのものは、昔は非常に広い大略をはせて、非常に区画整然たるものであった。これを基礎にしてその道路を復活するような形に都市計画を行なうことは、非常に望ましいと思うのであります。こういう道路計画というのは、数千年来の東洋において発達してきた道路計画である。しかも近代のだと思うのです。世界の近代都市の計画にもそういうのが非常にたくさんあるのであります。世界に現代にも活用のできる道路方法である。ゆえにそういうことをなるべく試みてやっていたらいいと思う。阪奈道路がそういうものを主体としまし、勝手に施設されましたが、私もどもとしては非常に遺憾に思っている次第であります。その中心地としまして遺跡公園なるものができること、これはつまり平城宮址を遺跡公園化するものであります。あの地域はただいまでも大体その傾向が見えており

ます通り、住宅地になります。それからその西部あたりにはおそらく工場地帯もできるのであります。そういう工場地帯はあまり大きな進展はしてまいらないかと思うのですが、住宅として好ましい土地である。あれより西の方に西大寺、学園都市、菟淵ヶ池など、松山の間に広がっており、非常に健康な住宅地になることは必至であると思ひますが、それに伴って、その中心となるこの公園がどうしても必要である、それにこの平城宮址が当てはまりますならば、非常にけっこうだと思ひます。そういうようないろいろな方針を持ってやっていたらいいことを、私は特に希望してやまない次第であります。ちょっと補足いたします。

●櫻内委員長 それでは、引き続き、質疑の通告がありますので、この際これを許します。中村庸一郎君。

○中村(庸)委員 ただいま、参考人より平城宮の史跡につきましても、貴重な御研究の結果並びに御意見を拝聴して、感謝にたえないのであります。また奥田知事より、なるべく早くこれを解決しろという御意見、またこの土地を国で買い上げろという御意見、もあつたようでもあります。この問題は、土地はいずれも民有地であろうと想像いたしますので、民有地の多くの人の土地を、広い地域にわたって買い上げろということとはなかなかむずかしい問題であろうと思ひますが、いずれもごもつともな御意見で、わが国の文化財を守るといふことはわれわれの最も急務であり、またわが国が敗戦後世界に誇れるものは、わが国のこの文化であると私も信じておりますが、

この文化財が減っていくということ、は、全く嘆かわしいことで、この問題につきましては、御意見の通り全力を上げて守つていかなければならぬと考えております。これにつきましても、しからば国としてどういう処置をおとすにたつたか——きょうは文化財保護委員会の委員長さんも見えております。清水局長が見えておりますから、この平城宮の史跡保存に対する処置、これはどういう処置をとられたか、また現状はどうなつておるかという説明をお聞きしてから、いろいろな質疑に入つたらどうかと考えますので、詳細にわたつて文化財の局長さんより御説明願ひたい。

○清水政府委員 最初に「あいさつ申し上げたいと思ひます。

昨年十一月、文教委員長初め各文教委員の方々が奈良を御視察なさいまして、特に平城宮の問題については高い関心をお持ち下さつたわけでありまして、それが契機となり、このたび文教委員会で取り上げ下さいまして、本日はまた各方面の専門家、現地の知事までお呼び下さいまして、貴重な御意見を拝聴いたしたことに對しまして、私ども心から御礼を申し上げる次第でございます。

に努力、邁進して参りたい決意でございます。

ただいま中村先生から、現在の平城宮址の指定地についてどういう考えで今までおつたか、それを詳細に報告せよというお話でございます。平城宮跡は、御承知のごとく、三分の二が特別史跡として指定されておりますが、以前から南の方に近鉄が通つておりまして、終戦後、付近に駐屯しておりました進駐軍の力といひますか、それによつて特別史跡の上の方、いわば二条通りの辺に大きな道ができたのでございまして。そうしますと、その辺は指定はしてございまして、国土地ではございせんので、道がございまして、付近におります土地を持っております人たちが、家を建てるとかいろいろな計画を持つて参つたのでございまして。その際は、もちろん指定してございまして、現状変更の手続をとつて参りました。が、文化財保護委員会といたしましては、これは非常に大切なところであるから、もちろん所有権その他は法律を待つまでもなく尊重しなければならぬけれども、どうしてもここは調査する必要があるというので、すべて現状変更は今日まで必ず事前調査をいたして措置して参つたのでございまして。ところが、その後、文化財保護委員会の付属機関であります奈良文化財研究所が主としてこれを掘つておるのでございまして、これは何と申しても早く調査をしなければならぬというので、三十四年度からおくれればせながら予算措置をとりまして、三十八年度までを一期五カ年計画、それから自後二期五カ年で二期計画、二期で十カ年になります。それから三期と分けま

て、つこう十五カ年計画を立てまして、国立奈良文化財研究所をしてこれに当たらしめておつたのでございまして。経費及びその発掘面積は、これは掘り返しの土を置く関係もございまして、三十四年度におきまして三百三十五万六千円で七百四十坪、三十五年におきまして六百三十二万四千円で二千七百三十三坪、三十六年度は八百二十九万円で四千坪、三十七年度は千五百七十七万七千円で約六千坪の発掘を予定しておるわけでございまして。けれども、先ほどお話がございました通り、これは非常にむずかしい発掘でございまして、非常におそいようでございますが、私どもといたしましてはやはり良心的に掘らなければならぬ。従つて、普通の古墳を掘るような場合には参らぬことを承知いたしております。が、今日のこのような組織と人員でいかどうかという問題は、この問題が起るまでもなく、来年度におきましてはとくとも考えていかなければならぬと思つておる次第でございまして。

平城宮跡指定地、特に指定してありますところは、大極殿、朝堂院があることは間違ひございせんし、過去数年間にわたつて掘りましたところ、意外なものが出ておるのでございまして。ところが、わずか十七万坪指定してありますけれども、そのうち国有地はわずか三万六千坪、約四万にも達しないという狭い土地でございまして、その土地は先ほどもお話がございましたが、昨年私も文教委員長その他先生方にお伴いたしまして現地に参加しましたところが、草がぼうぼうはえておる。そうするとスズメが何百羽となぐここであつて、疲れるとわ

とその指定地外のたんばへ出て稲をつ
いばむ、しかもマムシがおる。こうい
うことでは一体どうしたことかという
話を聞きまして、この点国有地であり
まするけれども、何とかこれは——管
理は知事に委任してございまするけれ
ども、この費用を取らなければならぬ
というので予算を要求したたわけ
でございますが、国有財産法上のいろ
ろな問題がありまして、認められな
かったことは非常に残念でございます
が、しかし奈良県におきましては、仄
聞いたしますと、草刈り機を購入し、
それから人も入れまして、現在国
有地として一段と高くなっております
特別史蹟の中のその四万坪に足らない
ところは草を刈って、将来これを緑地
帯にするのであるから、そういう方面
の準備をいたしたいというふうに予算
も獲得されたという次第でござ
います。

それからこの指定地で民有地の問題
があるわけでございますが、実は昨年
の今ごろから少したちまして、あそこ
に近鉄が車庫を作りたいというよう
な話があったのでございます。なるほど
未指定地であるけれども、平城宮跡
の一部であるので、何とかこれはわき
へ持っていてもええまいだろうか、
本格的な調査をするというところ
数年かかるかもしれないが、表面調査で
もしてもらいたいというような気持ち
でございます。地元あるいは所有者
との関係がまたまらないで、ああい
うことになったわけでございます。

本日地元管理団体としての知事
のお知恵も私もここで拝聴いたし、だ
いぶ事情も変わってきたようござい

まするので、よく考慮いたしまして、
この平城宮はもちろん、全国の埋蔵文
化財について各方面の御意見を拝聴い
たしまして、御叱咤も受け、御鞭撻も
受けて、今後この方面の保護に微力の
限りを尽くしたいと思っておる次第で
ございます。

○櫻内委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 お忙しい参考人の
方々にきょうおいで願ったことを心か
ら感謝申し上げるものでござい
ますが、ここに至りました経緯というやうなも
のを私個人的な考えで申し上げて、そ
れを御了解の上でいろいろと御答弁い
ただきたいと思っております。

先ほど中村委員の方からお話があ
りましたように、また文化財保護委員
会の事務局長からお話がありましたよ
うに、最近奈良の文化財に對しまして
いろいろ問題が聞かれました。その
で、特にこの問題で熱心な櫻内委員長
が中心になりまして、昨年奈良方面を
視察したのでございすが、そのとき
にたくさん問題に出合いました。も
っと根本的に文化財対策を考えなけ
ればいけないというやうな反省が互
いにあったわけでございます。しかも
その中で今問題になっております埋蔵
文化財に對しましては、もっと真剣に
これは考えなければいけないというよ
うな意見が一致したものでございま
す。たまたま近鉄の問題が起きて、
この委員会でも何とかしなければいけ
ないというやうな意向から御足労を願
ったわけでございます。

その中で特に私この際申し上げたい
のは、奈良県当局の方たちの御心痛、い
ろいろな御心配というものを——と国
民的な立場でもとに考えなければいけ

ないというやうな感を私たちは深くし
て帰ったものでございす。と申しま
すのは、先ほど県知事さんからお話
がありましたように、奈良は財政的に豊
かな県ではない。しかも文化財をたく
さん持つておりまして、その文化財を保
全することについては国民的な立場で
重大な責任を感じておる。しかし、世
間が経済伸展の波に乗るやうに、奈良
としても時代の経済伸展をはかるため
に、いろいろ産業計画もしなければな
らない。いかにして文化財を守ること
と奈良を豊かにすることを並行させる
かというところで御苦心なさつておられ
る点につきまして、非常にわれわれと
しては、このまま放置しておつたので
は申しわけないというやうな気がした
わけです。特に奈良市におきまして
は、あれだけたくさん文化財を持つて
おりますが、保全の責任は負うけれ
ども、いかに観光客が殺到しまして
も、奈良市の収入というのはきわめて
少ない。あそこにとくさん寺院があ
りまして、その寺院からは固定資産
税を取ることはできない。しかしこれ
を観光地として保全することに
は、奈良市としては大きな財政的な責
任を負つておるといふやうな話を聞い
たわけですね。しかも奈良市の人たちが
いわゆる世にいう俗化されるというふ
うな言葉が使われておりますが、そう
いうもので国民全体からは非難を受け
ておる。われわれとしては実に苦しい
立場であるというやうなお話もあつた
ほどでございます。そのときにわれわ
れ委員の方からは、先ほど参考人の方
もお話がありました、ただこれを文
化財保全という問題でなく、産業計
画、都市計画、観光計画というやうな

のを総合してここに根本的な対策を立
てなければならぬというやうな、われ
われは共通した意見を持つて実は帰つ
てきたわけでございます。しかし、それ
らを検討するよりも、もっと差し迫つ
た平城宮跡に近鉄の検車庫が作られ
るという問題をどうしたらいいかとい
うことで悩んできたものでございま
す。が、われわれとしては最近の世界の埋
蔵文化財に對する傾向というやうなも
のを知りまして、一そうこれを重視し
て、できるならば完全な姿でここを
来この姿をできるならば保全したい。
あのエジプトのダムを作るために埋没
する文化財に對しまして、世界人類の立
場から救済に立ち上がったというふ
うなことがきっかけになりました。そ
の中にこの奈良の問題も三つの大きな埋
蔵文化財として世界の人たちが指摘を
されておる。もし奈良が破壊するよう
なことがあれば世界全体の責任でこれ
を救済しなければならぬというやうな
言葉を聞きますときに、たとい一画が
近鉄に使われるというものであつて
も、そのまま放置しておつて、きょう
生きる日本人の責任が果たせるかどう
かというやうな点を考えまして、その
重大性をもっと認識して、できるなら
ば完全な姿で保全してもらいたい、こ
ういう私たちは見地に立つて、先生方
のここに對するところの重要である
ということを知らせ願ひ、これを保持
するためにはどういふやうな方法で
やったらいいか、またこれを発掘する
ためにはどんなことが考えられなけれ
ばならないかというやうなことをお聞
きしたくお願いするわけでございます
が、最初先生方の御意見のこまかい

点をおそれ入ります御質問申し上げ
て、そしてまた今のような大きな項目
についてお話を願ひたいと思ひます。
その前にちょっと申し上げますが、
実はわれわれが問題にしまして何と
なるのじゃないかという考えから、文
化財保護委員会に先日いろいろと尋ね
たわけでございますが、清水事務局長
を初め、保護委員会もこの問題につ
いては非常に真剣にお考えになってお
られる。ただこの平城宮跡だけの問題で
なく、全国の埋蔵文化財というもの
が、経済進展の計画と土木事業の最近
あるいはいろいろこれに對する扱い方
等について現状変更の届け出等がたく
さんになっておるといふやうなことか
ら、何とか根本的にこの問題を考え直
さなきゃならぬというやうな御心配も
あつたのですが、ただ、今の法律の建
前からすればいかんともしたい、そ
してもしこれをわれわれが簡単に考え
るやうに、国が買い上げるというや
うなことも、今の財政事情ではなかな
か困難だ。さらに先ほどお話があり
ましたやうに、いざ買い上げるとしま
しても、はたして地元の人たち、所有者
がこれに簡単に應じてくれるかどうか。
そこには簡単に考えられないやうな
問題があるんじゃないかというやう
なこと、われわれと同じやうな希望
は持つておいでになるけれども、き
よの状態ではどうすることもできない
というやうな実は壁にぶつかつてし
まったわけなんです。従つて、保護委
員会がこれに對してきわめて冷たい考
えを持つておるとか、無関心であると
かいふことではなしに、重大に考えてお
るし、また平城宮跡だけの問題でな

く、日本全体のこうした埋蔵文化財に
対していま一つの大きな壁をぶち破ら
なきゃならぬという、そういうところ
に立っておられる。われわれとしては
簡単に考えて予算を組めばいいんじや
ないか、あるいは法律を改正してこの
法律適用で処理したらいいじゃない
か、こういうふうに言っておられるの
が、こういう点を学者の先生方は常に
御検討になっておられるので、御考慮
の上でいろいろと御指導を願いたい
と思うのです。

まず最初に近鉄が車庫を作るとい
う西南の一角ですが、私はこの点が重
要であるか重要でないか、全体という
問題で重要であるわけなんです、こ
に西南のすみというものが軽視できな
いものであるということをたまたま聞
いておりましたので、この点をまず最
初にお知りでありましたらお教え願
いたいと思うのですが、先ほど藤島先
生のお話の中にたまたま出て参りま
した、この先生がこのすみに対しま
して研究された中に「純日本紀」を取
り上げて、この方面に池があったのだ
というように漏らしてあるのです
が、これに対して御意見を承りたい
と思うのですが、宮の西南において池
庭を新造するという文が「純日本紀」
の中に載ってあって、そして曲水の宴を
設けたというように書いてあるの
ですが、こういう点についての御見解
がありましたらお聞きしたいと思います。

きものである、庭園の発達は古来中国
の方で古くから発達しております。た
いが宮殿の西の方あるいは北の方に
こさえておられるものが多いようでござ
います、それになりまして、この平
城宮跡でも、あるいはそういうふうな
施設があったらと思うのです。関野
先生は地上の調査と文献の考証からし
て、この未指定地域の方は、大宮やその
他の外苑の遺跡と考えておられたわけ
なんです、この点については、これは地上と文
献だけによることであってまだはつき
りしておりません。ただし、この地図
をのぞくとわかるのであります、こ
が、地籍図のようなものでござるにな
るとわかるのですが、秋篠川がこの宮
城の西方を流れてきて、ちょうど宮城
の西南部を斜めに流れておられるの
が、はんらんや何かでもって宮が廃さ
れてから後も西南部あたりを荒らした
とみえまして、この地籍図がその西南
部の方が非常に乱れております。こ
ういう水をとって池を作るといふこと
もあり得べきだと思ふのであります。し
かし、これはあくまでも発掘調査に
よって実証しない限りは、ここにはこ
ういふものがあつたといふことは学者
としては申すことができない。大体に
おきまして、この方八町の中は朝堂院
と内裏があり、そのほかのところは町
のように区画されて、諸官庁があつた
ことは、そこにあります平安宮の宮城
の図をのぞくとわかります、それにか
なり類なわけでありまして、先ほどの
以したような状態でこの平城宮址も
あつたといふことは、先ほどのお話
と、そのまん中の図面をのぞくと
ります。大膳職と思われるところが発
掘調査されたところから押して

いきますと、この北側にはずらりとそ
ういふふうな掘立柱の諸官庁が並んで
おる。それが第二次朝堂院の東側、つ
まり宮城の東の壁に沿ひましてずっと
南に及び、それからまた南辺もそうであ
り、西辺もそうであろうといふことが考
えられるわけでありまして、こういう
うなものがある平城宮跡で見ますと、
そこではやはり諸官庁がぎっしり詰
まっております、ここに庭があつたか
どうかといふようなことはこの平安宮
跡をもつては理解ができないのであり
ますけれども、この平城宮跡におきま
してはそういうものがあつたかもしれ
ぬ、しかし同時に諸官庁もあつたかも
しれぬ。万幸発掘調査をなさるべきだ
し、非常に不幸にしてこれを近鉄の車
庫のために破壊しなければならぬとい
うような——これはあり得べきこと
にしろ、私には思ふのですが、そ
ういふことになるとするならば、事前
にこれを十分に調査をする必要があ
る。それによつてまたこの土地の重要
性を判断すべきものだと思ふ承知して
おります。

○小林(信)委員 先ほど先生が言われ
ましたいろいろな遺物、これによつて
古代を推測するといふことを今日まで
やってきたのですが、きわめて誤りの
多い場合がある。それについては、こ
うした埋蔵された遺物を調べることに
よつてこれが確認されるのだといふお
話がございます、今の問題とあわせ
て書けば、純日本紀にはこういうこと
が書いてあつたとしまして、それで
判断することができない、やはり発掘
しなければわからないといふ簡単な考
えを私たちは持っておつたのですが、
先生の御意見を伺つてなおこれは重大

視しなければならぬという観点に
立つたわけです。

そこで、原田先生にお伺ひしたいの
です。この平城宮、さらに、先ほどお
話がございました瀬海、私は忘れまし
たが、それと新羅の慶州、これらが長
安の都と相当類似した形で当時共存共
營の東洋の中でお互いにしのぎを削つ
て発展した都だ、こういうふうなお話
がございました。その慶州の何という
ところですか、発掘にあたつて、先生
が直接にお調べになつたというお話が
あつたのですが、雁鴨池ですか、そ
ういふものの周辺には必ず池に臨んで
いろいろな建物が建てられておつたとい
うように伺つたわけですが、それは事
実かどうか。そうすれば、同じ形式で作
られたこの平城宮も、もし純日本紀に書
かれていふように西南の方に池堤を設
けたといふことが事実とすれば、ただ
池だけでなくて、相当建物もあつたで
はないか、こういうふうに考えられま
すが、先生の御意見はいかがですか。

○原田(参)考人 宮殿には大い庭園が
所属しております、たとえばシナの
大明宮の例から申しますと、大液池と
いふ池がございます、やはり宮中の
一種の遊園の場所といふふうになつて
おるわけでございます。その他にも、
これはまた長安の宮殿の方ではなく長
安京、広い都城の例でございますが、
その東南のすみ、そこには有名な曲
工、これは都民の遊覧の土地で、そこ
にはたくさん建物があつたように記
録に載つております。それからなお、
瀬海の例といひましては、先ほど
ちよつと私触れしましたが、北の方の
ちよつと中央には宮殿の跡の土壇が南
北に一列に並んでおります。土壇のない

ところでも宮殿の跡が発掘の結果出た
のであります、実によく残つてい
るわけでございます。その宮殿の並んでお
ります東の方に庭の遺跡がございま
して、今日でも楕円形の池がそのま
ま形を存しております。しかもその中
に今日でも東西相並んで築山が残つて
おりました、その築山を発掘いたしま
した結果、緑の上ぐりのかきま
した瓦でふきました八角堂がそこにあ
つたといふことが明瞭になつたわけ
でございます。なおまたその池の各所に、
先ほど朝鮮の例で申しました臨海殿
といふような遺跡が発見されたわけ
でありまして、今は木も何もございま
せん、その当時は相当木もございま
した、それから私も、発掘してあり
ます期間において、あるいはスズラン
が咲き、野のシャクヤクが咲き、あ
るいはまた野生のアヤメなど次から
次へと一面に咲き乱れておりました、
その当時の庭のいかに美しかったか
といふことを思い出させるのでござ
います。朝鮮の慶州——これは多分藤島
さんがお詳しいと思ひますが、今日
でも雁鴨池——古くガンやカモがそ
こへ集まるので雁鴨池と俗に呼ば
れたのだらうと思ひますが、これも
かなり古い名称でございます、それが
現在残つておるのでございます。その
周囲に、先ほど申しましたように臨
海殿と申します御殿がありまして、
それが今日のはたして臨海殿と称さ
れるもの、跡が知りませんが、かなり
面積の遺跡がありまして、から草
模様のあり、ますレンガが今日でも
まだ並んでおるところがあるわけで
ございます。これはなまじり
発掘するとかえつて破壊のものに
なるというので、大事にまだ発掘し
ないで

總督府時代に残しておいたようであり
ます。なお、きれいな花崗岩で東西南
北に曲がっており、とどろき、ところど
ころには水溜りというべきかなり広い
ところなどがございました。そういう
遺跡がありまして、もし池がありとす
れば、——ここに曲水の宴と申します
のは後の平安時代とは違ふかもしれま
せんが、とにかくあつたやみだいなも
のがありまして、その下に曲水があり
まして、そこで文人などが宴を開く
のでありますが、そんなものでもあれ
ば非常にいいと思うのでありますが、
しかしこれまた発掘しませんでした、
文献通りそこに池があつたか、あるい
は平安宮のように建物でもあつたか、
われわれにはわからぬことでありま
すけれども、池があるとすればやはりふ
ちに建物があるということは一応考え
てもいいのじゃないかというふうに存
ずる次第であります。

○小林(信)委員 ありがとうございます

それから坂本先生にお伺いしたいの
ですが、先ほど先生のお話では、指定
すればいいじゃないかという簡単な考
えがすぐ出るが、なかなか指定だけ
は現在においては困難なものが非常に
多くなつてきておる、たとえば指定し
てもすぐ現状変更を申請されて、これ
に應ずるのに非常に苦しい場合が多い
のだ、こういうお話がございまして、
結論としては、国有にすべきだ、国有
というよりも公有という——奥田知事
さんもおっしゃっているように、もし
政府が買わなければ県が買つてもいい
というくらい認識、実際その問題に
苦しめられる当事者というものはその
くらいに私はなつてくると思うので

す。政府はこの際、ほんとにこの認識
を高めてこなければならぬ段階だと思
うのですが、なかなか今の国の予算状
況ではその国有ということがむずかし
い。そこで私は、現状変更が非常に問
題だと言われましたが、これは坂本先
生にお伺いするよりも保護委員会にお
聞きした方がいいと思うのですが、今
指定されておるもの数、できたらこ
れが各地区的なものに示してもらいた
いのですが、そういう指定される数、
ところがこれに対して今坂本先生が
おっしゃっているように、現状変更の
申請が続々と出てくる。一体現在日本
でどれくらいの現状変更の申請が出て
おるか、これに対する一研究家として
の立場でお考えになつておる現状変更
の実情というものを坂本先生からお伺
いし、さらに事務局の方からお伺いし
て参りたいと思います。

○坂本参考人 先ほど私は、平城宮跡
は方八町くらいはぜひ国有にお願いし
たいくらいだと申しましたが、奥田知
事のお話を承りますと、県でもその御
用意はおありのようでありますから、
必ずしも国有には限らないで、公有に
していただければけっこうであると思
います。それから現状変更のために史
跡に指定されたものが常に困難してい
るというところは先ほど申した通りで
ありますが、その数はこれははつきりし
ておりませんから、いずれこれは事務
局の方からお答えを願いたいと思ひ
ます。

ついでに、先ほどの御質問の要旨と
はちょっと違ひますけれども、原田先
生のお話しになりましたことに関連し
ておりますが、西南の方に池があると
いう話ですが、これは純日本紀をずつ

と見て参りますと、南苑あるいは南樹
苑、これはしばしば出て参りまして、
ここはかなり正式な宴をしていたよう
であります。つまり正月元日の拝賀は
大極殿で、朝堂院で行ないますが、そ
のあとの七日にも宴会があります。あ
るいはとぎたまにもあります。その時
分の宴会は、よく南苑において行な
う、ということがあります。だから字
の面では申しませんが、これはりっぱな
建物があつたと考えられます。この南
苑がどこであつたかというところは文
献だけではわかりませんが、字づらだけ
からいえば南でありまして、いづれ
内裏、朝堂院などの南の方になると思
います。そういうことでありますか
ら、遺跡、遺物はたくさんあるという
ことは当然考えられます。

それから純日本紀を見ますと、松林
の苑あるいは松林の宮、苑があつて宮
があつた、そういうものが出て参りま
す。同時に松林の倉庫というものが
出て参ります。これも宮城内にあつた建
物の設備であつたと思ひます。これも
どこにあつたかわかりませんが、やは
り遺跡はどこかにあるに違ひありま
せん。

それから鳥池の塘、鳥池の塘におい
て何かしたということもあります。こ
れも宮城内であります。これも今の西
南の池か、あるいはその他の池か知り
ませんが、やはりこういう池もあつた
のであります。これは断片的な設備の
名前ですが、ここでもいろいろな儀式な
り行事なりがありましたので、この文
献に残つておるわけでありまして、そ
こはだんだんと調査していけばわか
つてくると思ひます。

それからこの宮城のまわりには十二
の門があつたのでありますが、その若
干の名前は純日本紀に残つておりま
す。この全部の門の名前は平安京では
わかつております。しかし平城京の名
前は平安京の名前と違ふのであります
が、十二あつたことは事実でありま
す。こういうふうな断片的に宮殿その
他の設備は文献に残つております。だ
からいづれもこれは調査していき
かというところはおそろくはわかつて
るであらうと思ひます。

私に対する御質問とは違ひますけれ
ども、ついであるから申し上げま
す。現状変更のことはいづれ事務局の
方から……

○清水政府委員 本年一月現在におき
ます史跡、名勝、天然記念物として
指定してあります件数は、特別史
跡、特別名勝、特別天然記念物合
まして百三十五件でございます。特別

でない普通の史跡、名勝、天然記念物
を合算しますと千六百八件になつてお
ります。その中で、詳しく申し上げま
すと、特別史跡が四十九、それから一
般の史跡として指定してありますもの
が六百八十四件になつております。
その中には史跡として指定された古墳
も若干入つておるのであります。
なお次に、現状変更の問題がござい
ましたが、史跡、名勝、天然記念物の
現状変更の年間の件数を申し上げます
と、現状変更の申請を見ますと、三十
五年度におきましては七百二十三件、
三十四年度は五百九十七件、三十三
三十二、三十三年度も大体その見当
でございます。三十六年度におきまし
ては、一月三十一日現在で五百五十四
件というふうになつております。

○小林(信)委員 ありがとうございます

今事務局のお話を聞いてみると、指
定されたものが、最近のいろいろな情
勢からして、現状変更の届出がされて
くるわけですね。事務局としてもその扱
いには困難していると思うのです。そ
ういう点からすれば、学者の先生方ひ
としく坂本先生と同じように、国有か
あるいは公有にしなければ始末に負え
ないということになつてくると思ひ
ます。そこで藤島先生にお伺いたし
ますが、一応私たちが常識として今回
奈良を視察してわかつたわけですが、
今まで私たちは東大寺や正倉院、これ
が奈良文化のように考えておつたわけ
ですが、しかし東大寺あるいは正倉
院、あるいはその中の御物というよう
なものが生まれたのはこの平城宮だ。
従つてその母体であることが大事だ、
こういうふうに私たちは一応考えてきた

わけでありました。しかし今先生のお話をお伺いしますと、やはりその御物や建物は、ほんとうにその時代を知る十分な材料にはならないんだ、やはりそれを生かして生活をした場所、社会というものを、それが最も古代文化を知る上に大事なものだ、こういうふうにおっしゃられたのですが、そこにあの道路を作りまして平城宮の北の方が発掘をされましたが、私たちも一応は発掘したものを見て参りました。事務局長からいろいろ懇切な説明を受けてきたわけですが、東大寺あるいは正倉院という現存する姿から見ると、このように地域から発掘せられるものによつてさらに裏づけられる古代文化というふうなものを、お話を聞くと非常に長くなると思うのですが、ほんとうに私たちが簡単に頭に入れる程度でよろしゅうございませうから、こういうものが出たためにこれが立証されるんだというふうなことを——これは実はよくいえない質問になるわけですが、しかしせつかくの先生方のおいででございませうので、お伺いしたいと思うのです。

大観してありますが、まずその当時の最高の生活であった宮廷生活がどうであったか、そしてその宮廷の中において諸官庁でいかなる政治がどういふふうに行なわれたかということがわかれば何よりというところから、発掘によつてそういう遺物が出ますと、その遺物でもってそういうことが立証されるというわけなんです。ただいまのところは、北辺の大膳職、宮中の御台所をつかさどるところでありますから、非常に重大なところではあります。北のとおろのお台所、俗な言葉で言えば、犬小屋や豚小屋のあるところなのでありますが、そういうところを発掘してみれば、掘立柱ばかり出てくるし、それから土器やら、そう金銭的な価値では言えないわけですが、それと、まあ普通の人にはあまり目につかないというものが出てくるのは、一般の人にはそういう考えがもしもせんが、それがまた非常に重大だろと思うのです。その当時の宮廷に使われている人たちの生活と、それからそこに持つてこられたところのいろいろの品物だとか、それがどこから来たかというふうなことが今度わかったというところは、非常に貴重なんです。さつき原田先生からもお話がありましたところの木簡が出たということ、それからまた年代が記入されている、天平宝字の銘が木簡に書かれているというところは、ちょうどその年にどういふふうな事実があったかというのを、日本紀あたりと比べてみさせて、あ、あれではこのときこういふふうな事実があった、それではおそろしく

なつたろうという事実がわかりました、非常に興味深く、また当時の文化史、人間の生活史をはっきりさせるというところの上において貴重だと思ふ。こういうことは、正倉院の御物やお寺に残つておりますものだけでは、なかなか明らかにされないことだと思ふ。さらに調査が進んで参りまして、朝堂院や内裏の一角にぶつかった場合には、それは地下に埋もれて、非常に破壊されてしまひしう、腐つてもおるかもしれないが、どんなものが出てくるかもしれない。それと正倉院などに残されているものと比較において、正倉院の御物の性質がさらによくわかる。これがときには唐から来たものであるか、あるいは日本でのものか、あるいはそのはつきりした年代などともわかるかもしれない、それからさらにそういうものが御所の中のものというところで使われておったかというふうな場所の考慮もできるかと思ふのです。そういうふうなわけでありまして、これらの調査はそういうものを明らかにする意味におきまして、特に重大だろと思ひます。こういう遺物につきましては原田先生の方が御専門であります、私は建築家でありまして、さつき原田先生からお聞きになつたらいいかと思ひます。

午後一時二十五分開議
○櫻内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。小林信一君。
○小林信一委員 午前中、平城宮の重要な文化財であるというふうな点につきまして一応お話を承つたわけですが、もっと詳しく重要性を認識するためにお話を承りたいのですが、たくさん質問をする方たちも待っておりますので、先生方もお忙しいと思ひますので、以上で省略して、これから具体的な問題について御意見を承りたいと思ひます。
先ほど坂本先生からおっしゃられました、文化財行政の中でも、特にこの史跡保存に對するところの財政措置が非常に貧弱だといふお話がございました。これはもうわれわれが論議するまでもないところでございまして、きわめて微弱なものであつて、今日の埋蔵文化財に限らず、史跡天然記念物、こういうふうなものを保存することには、もう根本的に考え直さなければならぬ段階だと思ふのですが、これについて先生方全体の御意見を承りたいのです。特に坂本先生がこの点を指摘されましたので、史跡に對するところの経費、その問題をもう少し詳しくお話ししたいと思います。

○坂本参考人 先ほど、文化財保護行政の中でも、特に史跡の面について非常に弱いといふことを申し上げたのであります。それは常にわれわれがそういうことを経験しておるわけでありまして、具体的な数字はよく私存じませんので、あとから事務局からお話していただければと思ひますが、美術工芸品、絵画、彫刻などにつきましては、これは国家で、何か散逸のおそれのあるようなものは買い上げをしてありますが、その買い上げの費用は、毎年相当額計上せられてゐるようでありまして、すでに文化財保護法ができてから國家が買い上げましたという物件は、かなりたくさんになつてゐると思ひます。史跡の方では、それに相当するものは指定地を買い上げるといふことであると思ひますが、それは私どもも知つてゐる限りでは、きわめて微々たるもののように思ふのであります。結局、これは個人の私有地になつておるのが多いのであります。個人の私有地になつておると、処分は、売買なども自由なわけでありまして、ただ、その際に、一応文化財保護委員会に届け出まして、そうしてもしそれが保護に反するときにはそれを認めないといふようなことも——売買はいいけれども、現状を変更する場合に、それは委員会の許しを得るということになつておるのであります。それで、史跡の保存に影響があるかと思ふ、持つていられる方から見ると、そういう場合には、財産権の侵害である、持つていられる方から見ると、そういうことになりまして、常にその陸路に閉口しておるわけでありまして、昔は、史跡に保存されるということは、その本人はもとより、その土地の名譽とも考えたわけでありまして、喜んでこれを承諾してゐたわけでありまして、けれども、戦後はそういう風がなくなりました。土地はいろいろな事情で値上がりするばかりなのに、史跡に指定されているために、それがうまくいかないといふことで、むしろこれを指定されることをきらう傾向も多くなつて

いる、早くこれを解除してほしいというような声もしばしば聞かれます。これを救うためには、やはり国が必要の場合にはこれを買上げるという措置を講じていただくよりほかないと思います。それも今申しした通り予算が非常に僅少でありまして、国の買上げということはできません。現在のもを適当に管理していく、あるいは建物、設備のものが若干ありますれば、それを何とかして修理していく等、環境を整備するということだけで精一ぱい、それもとて全部には及んでいない。至るところの史跡が荒廃して、特にまた平城宮でも国有地の場合でも、さきもお話がありました、草ぼうぼうとしておいて、管理状況は今でも感心されなかつたのでありますけれども、これが一般の私有地になりますと、ますますその傾向ははなはだしいのであります。どこの史跡に参りまして、実にこれが国家の指定した史跡かと思うように、寒心にたえないところが至るところにあるわけであります。これは文化財保護のほかの部門に比べて、史跡は特に貧弱であるというように感じておりますが、具体的な数字につきましては事務局の方からお答えさせていただきます。

○小林(信)委員 ありがとうございます。事務局の方へお伺いしますが、一体買取するとか——指定はこれは別に金は要らぬかしれません、いわゆる史跡の方に回す金というのはどれくらいとてあるのか。それから建物等を国が補助するという形をとっておりますが、その補助率ですね。これは建築物等は相当パーセンテージの高いところで補助率を出していますが、し

かし史跡等に対しては補助率が少ないようにも聞いておるのですが、そこら辺もこの際御説明願いたいと思います。

○清水政府委員 史跡関係の予算のことでございますが、三十六年度におきましては、こまかい数字を省略いたしますが、三千五百万円、三十七年度におきましては四千九百六十万円ということになっております。中のおもだったところを申し上げますと、史跡に相当して指定してあるところがございす。名勝も同じであります。土地が相当広いために、どこからどこまで一体史跡であるのか、またその史跡がどういう歴史的ないわれがあるのか、わかりませんので、その説明板でありますとか、標識とか、あるいは境界線とかというようなものの補助を考えておるものが一つ、それからもう一つは買上げの問題がございす。三十七年度におきましては継続二件と新規が二件、計合わせて四件、これは買上げの補助でございす。地元にございする公共団体と史跡に指定された土地で、その民有地を保持している民間の人たち深い理解と御協力によって、とにかくこれは買上げたい。それはいろんな公共事業などにつかりますので、たとえば団地を作りたいとか、いろいろありますので、そういうような場合は一つ補助を出そうというところで、三十七年度においては四件予定しております。これが二千七百万円余になっております。そういうものを合わせまして現在四千九百六十万円に相なっております。ございす。が、まことにこれは全国の史跡名勝の数から考えますという、しかも今日の経済の発達あるいは公共事業が多

いということを考えますという、その調査をはかる意味合いからも、こいうような経費はもつと飛躍的な増強をはからねばならぬと思っております。第でございす。

御参考までに申し上げますが、指定してありません古墳などがいろいろな方面で痛めつけられておるわけでございますが、それを至急指定いたしまして、そうして買上げた例は大体毎年二つ三つあるわけでございますが、たとえばイタスケ古墳も破壊される寸前、地元の公共団体、土地所有者に心から理解していただき、協力していただきまして、これを買上げまして指定いたしましたようなわけでございまして、毎年そういうようなものが一、二件ございす。これが史跡に関する大体的内容でございます。その補助率は、一般の建造物あるいは美術工芸品に対する修理などを要する経費の補助率は、大体美術、建造物関係では七〇〇をこすのでございますが、史跡関係の補助は平均五〇〇というのが普通でございます。中には特別な事情がありまして、それより高い補助率を出しているところがございます。なお、これは史跡として指定されたものだけでございますが、史跡に指定されていない古墳でありますとか、貝塚でありますとかというものはつまびらかにわかりませんが、人によりまして、全国に二十万もあるのだという人もございす。しかし古墳群というものを固まって考えた場合は相当縮まるであります。指定してないこれらの埋蔵文化財関係の予算を御参考までに申し上げますと、それは文化財保護委員会自身が直接指定してなくても

発掘調査ができるわけでありす。それによってあとで指定するということも考えております。たとえば秋田城跡というのがございす。これはあとで史跡になりましたけれども、これは三十四年度から継続いたしまして三十七年度で終わる予定でございす。この秋田城跡というのは御承知の通り徳川時代の秋田城跡ではなく、奈良時代から平安にかけての東北地方における経済、軍事、文化の中心地であった秋田城跡の発掘は、文化財保護委員会自身がこれを発掘いたしておるのでございす。その他、指定してはありませんが、埋蔵文化財がいろいろなところで発掘されます。これはどうしても散逸を防がなければならぬのでございまして、その土地柄等の関係もありすので、散逸を防ぐ意味と、それから土地柄の人たちの文化財との結びつき等を考えまして、それを一カ所に集める収蔵庫というようにも考えておるのでございす。なおその他道路でありますとか、団地でありますとか、鉄道でありますとかというように、いろいろな方面の未指定の貝塚、古墳を破壊するといふおそれがある。このため、これはぜひ事前調査をしたというところ、地元の公共団体あるいは土地所有者の深い理解と心からの協力によって、法律は何もございせんが、それは毎年十何件ございまして、三十七年度におきましては、そういう件数が十四件ございす。

なお遺跡が、周知されていなければ、いろいろなところにあります。このどこに遺跡があるかというのを調査して明らかにしておかなければなりませんので、これも年次計画

によりまして、来年度は十九の都道府県にお願いしまして、遺跡台帳を作りたいというふうに努力しておるわけでございますが、何れ予算は、今申ししたようなものをいれまして、わずか千六百六十万という事情でございす。なおそのほか、ただいま問題になっておりますところの平城、これは史跡として指定してあるところだけでございす。平城遺跡の発掘調査を、文化財保護委員会の付属機関である奈良研究所をしてやらせております。それが本年度は千五百万ばかりございまして、埋蔵関係では現在のところ二千六百万円、その他の史跡におきましては四千九百万円というのが予算上の今日の現状でございす。

○小林(信)委員 建造物が七〇〇以上九〇〇にも及ぶような補助をもらっておるところもあるのですが、この遺跡が五〇〇に占められておるといふこと、これは相当に検討しなければならぬ問題があると思つておる。そういうふうにして、予算上も冷遇されておるし、それから先ほどお話がございまして、実際に買収というふうなことが、手が出せないような措置である。これはとても現在問題になっておる平城宮跡の問題は解決できないわけなんです。ただこれは平城宮跡だけの問題でなく、あらゆる埋蔵文化財に対してこういうふうな再検討される段階になれば、坂本先生が指摘されましたように、相当この問題を政府で重視してもらわなければならないわけなんです。それは根本問題があると思つておる。というのは、先ほど坂本先生のお話にありましたように、文化財に対

して骨董品的な考えというものを一般も持っておりますが、政府自体もこの考えを除かなければいけない、これが一番の問題だと思ふのです。さらにこの文化財保護法の生れた時代の考えというものが、今日まだ踏襲されておるのではないかと私は心配するのです。

というのは、あの当時進駐軍が参りまして、文化財が相当外国に散逸するといふことが心配になつたし、戦争の間、こういうふうなもの保存といふことが全然忘却されておつたといふことから、非常に文化財が危機に瀕しておる。さらに加えて、戦後の荒廃した人心の中からは文化財を保護するといふふうな思想がないといふようなところから生れた性格の上で、形

のものが非常に大事にされたといふことが私はこの補助率が低いとか、これに対する予算の計上の仕方が少ないといふ原因を持つておると思ふのです。だから文化財保護をもつと当時の考え方から切り離して、ここで再検討をしなければならぬ、こういうふうな考えをわけておる。今のお話を聞きますと、埋蔵文化財の重大性とおよそ逆の方向をたどつておるの、予算あるいは補助率等に見られる現象だ、こういうふうな考えですが、さらに考慮されなければならぬことは、これは奥田知事さんから、奈良に参りましたときに訴えられたことなんです、指定されたところが、先ほどお話をありましたように、解除するかさなれば買ひ上げてほしい、これが率直な地元民の所有者の要望だと思ふのです。これに対して奥田知事さんが、こういうところに対しては免税ぐらひはしたらどうか、あるいは補償を

すべきだ、あるいは固定資産税の対象にならないようにしたらどうか、あるいは相続税等とはならないといふことぐらひはすべきだといふふうな、実際のういふ仕事に直面しておられる方たちの切実な要望といふものがあつたのです、こういうことについて政府は検討したことがあるかどうか。奥田知事さんに再度この点をもう少し具体的に承つて、そういう所有者の切なる要望があるけれども、それが願ひられないその実情といふものを訴えてもらつて、そして政府はこういうものに対して検討したことがあるのかといふことが、お願いいたします。

○清水政府委員 史跡または名勝に指定されてある土地で民有地の場合、課税との関係はどうかと申しますと、すでに御存じと思いますが、史跡に指定された土地で、史跡と関係の深い建物、不動産でありまする建物と建物の下の土地、下の土地と申しまして、建物のひさしから垂直に下りた土地とその不動産である建造物だけについては免税になっておるのでございまして、それ以外の建物も何もない土地は免税という明文はございません。それで私どもとしては、毎年この史跡名勝に指定されている土地の免税はぜひやつてもらひたい、こういうふうな折衝いたしておるのでございまして、いまだにその域に達していないことは、ことに残念に思つておる次第でございします。それで大蔵省側としましては、ほんとうに必要であるならば、地方税法の六条の規定があつて、地方公共団体は、公益のためその他必要のある場合は減税または免税にすることができ

るといふ規定があるから、それでやればいいんじゃないか、こう言ひまするが、われわれとしては、文化財として指定しておる以上、ぜひこれは免税にしてもらひたいといふことをそのつど交渉しておるのでありますが、いまだに実現に至つておらないことは、まさに遺憾に存じておる次第であります。

○小林(信)委員 これはどちらかと申しますと、奥田知事さんのその当時の要望を訴えたにすぎないのであります、こういうふうな等閑視されておるという点を政府でもこの際認識をされて、そうして平城宮そのものも、こういう点で早く問題解決に当たつていただきたいと思ふのであります。

そこでこの際、関連いたしますからお尋ねいたしますが、あのエジプトの遺跡を保存するために、日本の政府にも協力するように金の要望がきています、先づこの朝日新聞の天声人語で見たかに、五億といふことが書いてありました。またほかのところに一億といふことがどこかに書いてあつたのを見ましたが、この額を私は聞くことと同時に、たとえば五億といふ要望があつたとするならば、外国の文化に対して協力することについては、私は決してその額を惜しむわけはない。やつぱり出すといふことが望ましいことなんです、そういう要望があるような世界情勢から考えても、四千万や五千万を史跡に対して予算を盛つておるといふようなことは、非常に日本として情けないと思ふのです。一体一億であるか五億であるか、その点を明確にしたいと、これを出す気持の今の政府の態度は、これを出す気持

でおるのかどうか、こういう点から考へて、平城宮跡なんかの問題、もし外国に五億出すならば、二十億といふことをこの前おっしゃつたんですが、全面買ひ上げをして、公有地にするといふようなことが、この際できるような気がいたすわけですが、その意味からして、その点をお伺ひいたします。

○清水政府委員 ただいまの御質問は、例のヌビアの発掘問題じゃないかと思ふのでございしますが、文化財保護委員会として御答弁申し上げるのは必ずしも適當でないかと思ふのでございしますけれども、私の聞いておる範囲内を申し上げますと、各国にヌビア救済委員会がございまして、それが外務省に置かれておるというふうに聞いておるのでございします。それで各国のいろいろな事情によりまして、それぞれの救援——救援には探検隊もありまして、物資で救援するところもありまして、物資で救援するところもありまして、あるいは金で救援するところもございします。私が聞いております範囲内におきましては、大体一億ぐらゐのものを民間から募集して救援したかどうかといふふうな聞いておるのでございします。大へん申し上げにくいことではございますが、ヌビア関係につきましては、原田先生があの程度御関係していらつしやうと思ふのでございしますが、先生はその後何か聞いていらつしやうでしょうか、大へん失礼でございします。

○原田参考人 ヌビアのダムのことにつきましては、ユネスコからユネスコ参加の国々にアピールして、あそこを水没から救おうといふことで、非常に大きな計画をしておられるようであります。まして、それにつきまして、ユネスコに参加しております国々は、それ相当地な金額を出すというものがあつたようではございますが、どうもその後あまり思ひつかないような様子であります。向こうから、お前の国はこれだけ出せといふふうな、それぞれの国へ指定してきたらしいのです。日本には、今私、実ははつきりないたしませんが、たしか五億といふのは、五億円に相当する金だと思ひます。五億ドルではなかつたやうでございします。そんなやうなことで会議がありまして、はたしてそういう金はどういうふうななに出すか、それを七年前に出すのですか、十年間に出すのですか、何かそういうことがございしますが、実はイエスとかどうかといふことを早く言へ、昨年の十月くらいまでに言へといふことであつたのですけれども、どうもよその国は、だいが減つていふようなところがあるやうでして、思つたやうにはいかないやうで、それなら一年くらい延ばすからといふやうなことであつたらしいんです。とにかく政府の腹を一つ聞きたい。はたしてこういうやうなに応ぜられるかどうか、その辺の腹を聞こうといふことで、その後また会議がございしませんので、私それしか存じません。まだ今のところちよつとはつきりいたしません。それから援助しますのに、例の神殿を持ち上げます莫大な費用でございしますが、それに出す金、あるいはまた何か物資、機械のようなもので出す援助、探検隊を出す援助、こういうやうな三つくらいあるらしいんですけれども、おそらくこの神殿を上

すか、その辺どうもまだはっきりいたしておらぬようでございます。またその後それに関する会議は実はないのでございまして、今のところはっきりしたことは、私は存じておりませんので、ただ知っていることだけを申し上げました。

○小林信委員 それは、直接関係する官庁は外務省かもしれませんが、しかし、こういう文化財の問題にもっと日本政府が関心を持っておれば、文化財に対する見解というものはすぐ問題になるわけであって、そういう官庁、政府が無関心でおるといふことは、まだ文化財に対する一般認識が徹底していない証拠だと私は思うんですよ。これほど国際的な問題になっていく問題で、他官庁の問題だからと言っているところに、日本の文化財保護の性格が私はあるんじゃないか、こういうふうな忠告をしたいところなんです。実は六十メートル湖底から引き上げる非常に大きな仕事だそうですが、それに対しても協力をせよ、なお調査団派遣もせよというふうな要望されておるわけなんです、今のところの話では、日本はきわめて冷淡だ、こう思うわけです。先ほどから学者の皆さんにお話を聞いても、文化財そのものが、日本の文化財でない、すべてこういうものに対しては世界的な見地に立って問題を考えなければいけないというときであれば、調査団を派遣するくらいのこと、外務省がどうのこうのじゃない、文化財保護委員会そのものが立ち上がるようではいけない、従って、先ほどお話し申し上げた、あるところでは五億と云い、あるところでは一億と云い、とにかく相当

な額なんですね。日本の埋蔵文化財に対する一年間の経費ではとても追いつかないところのものを要望されておる。してみれば、私は、世界情勢というふうなものから考えても、ここで埋蔵文化財に対する予算措置というふうなものは大胆に要望して実現をはかるべきだ、こう思うのですが、とにかく予算、それから今度はそれに対する免税の問題というふうなことにしても、現状ではとても問題にならないということが考えられるわけですが、それに続きまして、今度は先ごろも問題になりました法律の問題あるいは文化財保護委員会の機構というふうなものが、はたして今の埋蔵文化財に対する要望を満足させるような姿になっておるかどうかというところを、学者の先生たち並びに当局に、この際お伺いしてみたいと思うのです。私の考えでは、先ほど事務局長は台帳を作るといふふうなお話がありました。それからバートルを出して埋蔵文化財の保護に当たるといふふうなこともいつかお聞きしたと思います。こういうふうな計画はされますけれども、ほんとうに十分に仕事ができるような機構が完備しておるのかどうか、これが私問題だと思ふのです。

それから先ほど奈良の文化財に対しては、国立の文化財研究所が奈良にある、一切この研究所にまかしておるようなことをおっしゃるのですが、私もその後いろいろ考えてみたので、ところが研究所はやはり研究所であって、発掘とかあるいはここを指定をする、買取をするというふうなことを、この研究所にまかしておるということとは私は大きな問題だと思ふ。法律

の二十四条に、事務局の出張所を設けるといふ制度が許されておるのですが、こういう奈良県あたりに出張所を設けて、ほんとうに事務的な面から県当局と交渉するとかあるいは地元と交渉するとかいふふうな、そういう体制をとることが必要だと思ふのです。ところがこの出張所は、法律にはあるけれども、これが設けられておらないように私は思うのです。そういうふうな点が、計画は幾らされても体制が整っておらない、こういうふうな思ふのです。そこで機構の問題で、事務局だけでなく、先生方の要望をこの際お伺いしながら話を進めていきたいと思ひます。お三人のうちどなたでもけっこうですが、埋蔵文化財に限りませんが、主として埋蔵文化財を守るための機構というふうなものについて御意見を伺いたいと思ひます。――あ

たのお伺いしたいと思ひます。――あとの質問者も要望しておりますから、私の方から申し上げますが、それをお答えしていただければけっこうだと思ひます。史跡関係の係職員が二名、名勝天然記念物関係が一名、埋蔵記念物関係が二名、こういうふうなわずかな人たちで、しかも出張所の制度があつても、出張所は設けないという形で運営されておつて、幾ら計画をなされても、それは計画倒れに終わつてしまつて、今のうちに現状変更の要請が何百件とある、これはますます最近の土木事業が多くなつてきておる現状、あるいは工場がどんどん建つていくというふうな、そういう産業伸展の実際問題からして、とても応じ切れない状態だと思ふのです。こういうふうな人たちの人員の整備というふうなことが、私

は必要になつてくるのではないかと思ふ。それから法律も、この前いかんともしがたいたのだというような説明をなされましたが、学者の皆さんとして、現行法でもっと本法を強化するといふふうな御意向を持っておられると思ふのですが、あるいはあとからそういう点について質問がなされるかもしれないから、私はその点でおきまします。何しろ財政的な問題、法律の問題あるいは文化財保護委員会の機構の問題、これらを検討しなければならぬ段階だと思ひます。

最後に伺ひたいのは、名神高速道路が作られたが、あの場合には公園あるいは国から費用が出て、文化財があるかないかわからぬけれども、事前調査をだつて、実際にその仕事が行なわれたと聞いております。あるいは愛知用水建設にあたつても、文化財の事前調査というふうなものもあつたように聞いております。そういうふうな大きな事業に対しては、最近心ある計画がとられておるのですが、一体事実かどうか、そうしてそういう場合に文化財保護委員会というものが、何らかの意図を持ってこういう計画に当たつておるのかどうか、もしこういう考えがあるならば、今後近鉄がここに車庫を作るというふうな場合に、これと同じように事前調査というふうなことを計画されなければならぬと思つたのですが、これを含めて、先生方でもけっこうですが、それから事務局でもけっこうですが、お話し願ひたいと思ひます。

○清水政府委員 ただいま愛知用水工事のため埋蔵文化財との関係はどうであつたかということ、名神高速道路を建設するため遺跡との関係はどうなつてゐるか、それに関連して近鉄が今度作ろうとする計画はそういうふうなできなかつたものかという意味の御質問があつたわけですね。愛知用水につきましても、これは愛知用水の工事主体者の特別の理解と、愛知県の教育委員会が特にこれに強い熱意を持っていたたきまして、もちろんわれわれもそれに對して指導したのでございしますが、調査主体は愛知県教育委員会がいたしたわけでございします。それに対して三十一年から三十六年にわたつて国は、愛知古蹟、これは愛知にいろいろ古い家跡がありまして、愛知古蹟の調査をするという愛知県教育委員会の事業に對しまして、国は総額五百万円を、それを六十年にわたつて補助して参つたのでございします。次の名神高速道路建設のためでございますが、これも指定してはございませんが、いろいろ通過するところ、これはいろいろある遺物があつたり、あるいは寺跡があつたりあるいはお宮の跡があつたりするところを通る計画もありまして、文化財保護委員会といたしましては、日本道路公園と折衝の上、調査主体は京都府の教育委員会が当たりましたが、当初は、初年度はいたしませんでしたが、三十三年度におきましては、日本道路公園がその調査に要する経費を負担していただきまして、あとは半額程度国が補助いたしました、それぞ

れ、これは京都ばかりでございせんので、愛知県を通つたり、岐阜県を通つたり、滋賀県を通つたり、大阪を通つたりするのでございしますので、それぞれの教育委員会が文化財保護委員会

と密接な連絡のもとに、調査主体となつて発掘いたし、それに対して、大体系が半額補助して参つたのであります。これは全くの、先ほど申しました緊急調査でございます。地元民、特に地方公共団体の深い理解と御協力があったればこそだと感謝いたしている次第でございます。

近鉄の例の車庫を作ろうという問題につきましても、地元民、県教育委員会また文化財奈良研究所の人たちもいろいろなこと、これはわきへもっていつてもいいとか、あるいは調査してもらいたいとか、いろいろ折衝したのでございますが、地元民の意向もある、先ほどからお話ございました通り、経済の伸展等がありまして、なかなかまとまらず、ときには現在発掘中のものがついに発掘もできなくなつたというような状況になって参りました。指定地でありません、未指定地であつたので、相当もみにもんで参つたのでございますが、うまくまとまりませんで、あそこに、先般申し上げたようなところに落ちついたような事情でございまして、その後この問題が当委員会において取り上げられ、また一般世論も注目して参りました。その辺が今後どういうふうに発展していくか、われわれといたしまして、できる範囲内において地元の県その他とも連絡をとつて参つて処置して参りたいと思つてゐる次第でございます。

そういうような仕事と同じことなんでしょうから、今回も、少なくとも事前調査をするような措置が私はほしかったと思うのです。名鉄というものが仕事をする場合に、ことに名鉄の関係者が保護委員会の中にいるというようなことを聞きますと、そういう前者のものに對しては事前調査をしたけれども、今度の近鉄問題では事前調査をしないというふうなことは、非常に誤解を起すもとだと思ふのです。そういう意味から、私は事前調査というものを少なくともやつてはしかつた。今問題はこういうふうに大きく転換しますので、それ以上の措置がとられることが期待されるので、そんな小さなことにはこだわらなくてもいいかもしませんけれども、そういう行政上の措置に私は少し残念なところがあるわけなんです。最後に、私は奥田知事さんいろいろお伺いして、重大な決意を持ってこの文化財を守るといふお考えを具体的にさらに深めて参つたかつたわけですが、先ほど申しましたように、もう時間がございせんので、私はもう申しませんが、とにかく国がやらなければ県がやろう、これは奈良県の県会の子も私は承つております。知事さん初め県民全体が非常に熱意を持っておられるようにお伺いしますが、この地元の方たちの熱意と、そして御三方の先生方の文化財に対するいろいろなお話を承つて、この際、私は文化財保護委員長に、奈良の平城宮跡に對しておそらく新たな決意を持つておられると思うのですが、これは具体的なものをお聞きすることはできませんが、せめて御意思の一端でもこの際お伺いすることができれば、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河原説明員 ただいま小林さんから御質問がございました。またそれまで三人の先生方からのお話も伺ひまして、私としてもぜひいふん考えるところがなくてならぬと決心してあります。時間がございせんから詳しいことは申し上げられませんが、とにかく文化財の保護行政については、先ほどどなたか壁にぶつかつておると申されて、あるいは曲がりかどにいつておると申されましたが、もう少し根本的の対策を考究しないと、こういう問題は他にも必ず発生するだらうと思ひます。そういうことのないように、われわれもこれから努力をいたしたいと思ひます。

なお、この問題につきましては、ここにおいでになつておる三人の先生方は、今までも専門審議会の委員としていろいろお世話を願つておりますが、これからはさらにもう少し密接な連絡をとつて、いろいろ御意見を承つて仕事を処理して参りたいと考えております。

○櫻内委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 小林委員から網羅をして質問をされましたので、参考人の三人の方に一、二点ずつお聞きをいたしたいと思ひます。

私の質問を申し上げる趣旨は、当面の対策に必要な知識を得たいことと、今後の恒久対策を立てるに於いて参考をいたしたいので、二面からお聞きをいたしたいと存じます。

まず、原田先生にお聞きいたしますが、現在問題になつておる近鉄の工事着手までに、あの付近の調査をするにはどのくらいの日時がかかるか、調査

を始めます。それが一つ。なお、私の質問で、小林委員の質問と重複しておるときは省略していただいてけっこうです、座をはずしたときもありますから。

それから、かりに近鉄が車庫を作つた場合に、そのあと再び調査というものは永久に不可能になるかどうか、これが二点。

それから第三点には、現在調査をしないままに保護委員会が、届け出をしたときにやむを得ず認めたとしたことになつておるのでありますけれども、そういう場合に、着手を待つという指導、あるいは現状変更を指導によつてとめざすといふふうなことが、文化財保護委員会の現行制度ではできないのか、またそれをやるについては皆さんの専門審議会、その他に意見を聞かれて行なわれたのかどうか、この三点を原田先生にお聞きをいたしたいと思ひます。

○原田参考人 今の御質問は、どんな様子か前もつてあれしたかという話でございまして、これは遺跡を掘つてみなければ実はわからぬのでございまして、そう急に――遺跡が絶対にないければ問題ないのでございまして、もし何か木造建築の跡でも出て参りますと、そうやすやすには調査できないのだと思ふのでございまして。しかし時と場合でございまして、何とかそれは臨機応変に講じていくことも必ずしも不可能ではないと思ひます。しかしそう一カ月や二カ月は、はたして工事してもあとは遺憾ないといふことができるかどうか、それはちよつと私にはお答えしかねる次第でございまして。それから、工事はどういふ工事をい

たしますのですか、固定的なものを作られることになりまして、もう将来それを調査しますのは非常にむづかしいなるのではないかといふふうな気づかわれるわけでありまして、できればその前に一つ調査をしたいといふふうに私は希望するわけでございまして。ただ、今現在のところ、奈良の文化財研究所の人員というものがまことに手薄でございまして、事前調査はもうろんでございまして、何かそこに、ある重要なものが発見されたという場合には、そのほかは捨ててそれを調べなくちゃならぬのでありまして、そうしますと、今までの調査計画がだいぶ狂つて参るようなわけでありまして、しかしせひとも事前調査はしなければならぬことだ、学問の上から見ますと実はそう考えられるのでございまして、しかし、もしそういうことができなかったらば、臨機応変にできるだけ綿密な調査をやりますと、そしてそれを紙の上にとどめるといふよりほかに方法はないのじゃないかと思ひます。

それから、近鉄があそこを買い上げたことにつきましては、これは別に学術上の問題でないのと、あれが指定地域以外のことでありますので、今までのわれわれに對する諸問のなにとはちよつと筋が違つておると考えられますので、あまり指定地域以外のことに對しては御相談は受けておりません。○山中(吾)委員 調査は一カ月や二カ月はできない、それは一年かかるとか、二年かかるとかといふことなのか、お答え願えなければ他の先生方でけっこうですが、大体のめどは、今までの経験を通じて、着手してから半年くらいいで一応の調査ができるとか、発掘し

たときにいろいろ出てくるから、そう
なると一年かかるといふようなお答え
はできないですか。藤島先生、中尊寺
の発掘にも参画してもらって、私目撃
しておりますが、そういう体験から、
あの付近においては一番短いときには
半年、長くかかれば二年とか、そうい
うことを言っていたら、非常に非常な参
考になるのですが、その点一つお願い
したいと思ひます。

それから、あそこにああいう車庫を
建てたあと、今のお答えでは、さらに
調査することが非常にむずかしいとい
うお答えなんです。それは不可能とい
うことなのか、あるいはむずかしいと
いうことなのか、それが一つ。

なお、つけ加えてお聞きしたいので
すが、この写しの、要望されたのは平
城宮跡調査委員会である。この平城宮
跡調査委員会というのは、文化財保護
委員会に対して意見具申しても何の効
果のない、意見具申権のない団体なの
か、あるいは何かの権限を持って要望
できるものであるか、それともついでに
お聞きしたいと思ひます。藤島先
生、原田先生が今よう言われなければ
ば、今度はおのおの学者の方の私見ま
で入っていただけてつこうであります
が、われわれのこれからの心がまえ
に必要なものから、同じお答えなら
ばそれでつこうですが、もっと一
歩進んで言っていたら、参考に
お聞きしたいと思ひます。

○藤島参考人 ただいまの山中委員の
御質問に対して、私が原田参考人の御
意見を多少補てんする形になってくる
わけでございますが、今度の問題にな
つておる土地は一万六千坪だそうで
す。それで考えてみますと、ことしあ

の平城宮の調査対象になっております
ところが三千坪なんです。今年度と
して三千坪です。そうしますと、今と同
じようなやり方でいきますと五年かか
るといふことになってしまいます。今
と同じやり方で今と同じメンバーでや
りますと五年かかります。これはまあ
なかなか大へんなことだと思ひます。
しかもそれは、何か建物の跡があるか
庭の跡があるか知りませんけれども、
大いじ重復して複雑になってくる複合
遺跡であります。一カ所掘って済むと
いうのではなくて、次から次から掘っ
て検証していかなければなりませんか
ら、どうしてもかかる。ですからこの
調査はそう簡単にはいかないといつてい
いのではないと思ひます。

それから次の、この土地に車庫なり
レールなりができた場合に、破壊され
るかどうかという問題でありますね。
これは近鉄の方で一体どういう計画を
持つてこれをやるかというところは、具
体的なことは私は存じませんが、何
れども、どっちみち車庫のようなもの
は必要だと思ひます。もし車庫のよう
な建築だとすると、当然鉄筋でありま
す。鉄筋コンクリート構造です。鉄筋
コンクリート構造だとすると、地下
一、二メートルは掘ってしまいます。
さらにあるいは地盤が悪ければ、その
下の方まで工事が及んで参ります。基
礎工事がそういうわけで相当な面積を
相当深く掘られてしまいますので、遺
跡は破壊されます。これは将来調査し
ようたつて調査できなくなつてしま
います。それからレールを敷設するに
も、地盤が悪ければやっぱりそれだけ
の基礎固めをやりまますから、遺跡のあ

る地域までいくかいかかわかりま
せんけれども、相当表面は荒らされて
しまいます。半メートルなり一メー
ルの深さには及ぶかもしれない場合も
多いのですから、やはり遺跡は安全で
あるというわけにはいかないと思ひま
す。第一、問題の奈良朝の遺跡の地盤
にまで達しなかつたからいいといつて
も、その上の方だつてやっぱり歴史を
持つてくるものでありますから、その
辺の検討からかかつて、初めて遺跡の
本筋にぶつかつて調査すべきものであ
りますから、やはり上の方が荒らされ
てしまふといふことは非常に困りま
す。ことに、このところはやはりやす
でに荒らされておる。だからその点
は、川のはらんや何かでもつて少し
土地が荒らされておりますからいいよ
うなもの、しかしそれならそれで、
いかにはんらんその他の事情によつて
荒らされたのか、それでこの整然とし
たあぜ道などを持つておるこの地域
が、ここに限つてなぜこんなふうにな
つておるのか、それこそ川筋がどう
なつておるかというように調べて
みるには、やっぱり重要な地域だと思
ひます。将来何かそういうものができ
てしまつては、学界的調査としては非
常に困る事態に達するわけであります。
そういうふうなわけであります。私
としては、このところはやはり事前に
調査しなければならぬ、調査するた
めには、もはや近鉄にその許可を与え
たというなら仕方がないようなもので
ありますけれども、その仕事の方は、完
全に調査ができるまで何年でもいいか
ら待つてくれと言いたいぐらいです。
もしそれができないならば、やっぱり
メンバーを増員して、金をそれだけつ

ぎ込んで、そしてやるだけの組織を立
てなければだめだ。そして、今申しま
したように、面積からいって五年間必
要だといふことを申しましたが、もし
そういうことをするとすれば、ただいま
現実に計画しておる北辺地帯の発掘
は全部やめてしまわなければならぬ
事態に立ち至つてしまいます。しか
し、これはあの辺の住民に対しては、
本年のうちにほとんど目鼻をつける
のだといふ公約があります。これをや
らないわけにはいきません。もしそれ
をやらなかつたら、わあつとあの辺の地
元の人たちがいろいろな問題を起し
てくることは明白であります。そう
いったことで、そつちをやらなければ
ならない、今度はこつちの方をやら
なければならぬといふことになる、と
やはり政府としては特別の予算を編成
して、そうしておやりになるほかはな
い。許可をした以上はそれだけの御覚
悟をぜひとも御当局も持つていただ
きたいように私は信じております。

大体において、先ほど実は小林さん
の御質問の点に、三人のうちのだれか
立てというのに、ぐずぐずしたのでそ
れきりになつてしまいましたけれど
も、実はあのときにちよつと触れられ
ましたけれども、現在の文化財保護委
員会の機構は大へんに欠点が多いの
で、私もふだん非常に残念に思つてお
ります。ことに、昔あつた国宝保存法
とそれから史跡名勝天然記念物保存
法、この二つが一緒になつて、そして
現在の文化財保護法が昭和二十五年に
できた。そしてこの保護委員会の中
に事務局ができて、事務局の中に幾つ
かの課ができて、そしてやつてい
るわけですが、その国宝保存法だけ

でも相当大へんな仕事であるところ
へ、史跡名勝天然記念物保存法の法律
の仕事も入り込んできている。しかも
それが記念物課というもののの中に
ちやちやと入り込んで、一つの小さ
な部屋の中に入り込まれてしまふ。そ
の上に、無形文化財だとか民俗資料
だとか埋蔵文化財だとか、いろいろな
のが入り込んでしまひまして、この課
は全く、言つてみれば、はきだめじや
ないかもしれないけれども、要する
ものもあるし、中にはほかについてい
いようなものがまじつてゐる。それを
一人の課長が、わずかの技官をもつて
やつさもつさやつてゐる。これはどう
にもこうにもしようがない。予算の
りようもない。それじゃ幾ら努力され
ても、とても大へんだらうなど、私は
いつも同情申し上げております。激励
はしますけれども、同情します。仕方が
ないですね。こういう機構がすでに悪
いといふことにならざるを得ない。あ
れは少なくとも幾つかの課にならな
ければならない。少なくとも史跡と名勝
の一部、こういうものだけで一つま
まれば、予算ももつとりいいのでは
ないか。天然記念物とか、それから名
勝のうちの景勝地帯などに当たる人工
を加えないようなものは、また別の課
でもつてやるべきものじゃないか。本
来そうであつたものを一つにまと
めて、がちゃがちゃやつてよいな目
にあわせるのはお気の毒だと思ひます。
私はいつも言うのですが、わずかの予
算でやつてゐる。それでも努力され
て、昔に比べれば少しづつよくなつて
いるのではないかとわれわれとしても
思ひますけれども、もっと大いにやつ
ていただく。もしそうすれば、ことし

も相当金がとれて、ことしもこの車庫をやるのだ、それではもつとこつちの方に別に予算をつぎ込もうとて、車庫の地区は十分できるのじゃないか。この点も何とか一つ早急に組織がえをいたしまして、あるいは予算を臨時にとりまして調査をしていただきたいと思う。

大体この地域が法律の関係から許可しなくちゃならなかったのだというお話であるし、私たちは大いに関心を持っておつたのですけれども、いつの間にかこれが許可になつてしまつた。私は実はあぜんとしたわけでありました。これは審議会にかけるべきところでないのだから、そのままにしたのだということとはよくわかりますけれども、それにしてもあまりあっさりといつちやつたので、私もものきでありましたが、非常に驚いた次第であります。事こうなりましたら、もう少し向こうの近鉄の方と話し合つて、決して遺跡を破壊しないような手段を講じるというか、まあつまりこれは車庫を作るといふことをやめにしてもらうとか、あるいはどうしてもやるといふなら、これだけの調査をするといふことを前提としてこのことの解決に向かわなければならぬと思つておる次第であります。

○山中(吾)委員 非常に参考になる御意見を承つたのですが、立法的にいつてこれはわれわれが検討するものだと考へてはおりませんが、今藤島先生のお話で、基本的にもわれわれ研究したいと思つたのです。当局お聞きになつておられたようですが、許可といふ言葉を法律上使わない、あるいは適当であるかどうかは別に、あそこには車

庫を建てることを事実上認められるという限りについては、相当の覚悟をなさつておられるはずだといふお話が今藤島先生からあつたのですが、覚悟しておられるでしようね、必ず調査をしなければ少なくとも着工ささない。今聞くと、一たん着工すればだめだといふ御意見が学問的に出されておる。そして現在の人員において調査が五年もかかると思へば人員を倍加する、あるいはどこかの考古学専門の学生を使うとか、これは立てようと思つたら対策は行政的にできると思ふ。そういうふうなことを考へて当局も——私は今参考人の方にお聞きするので、当局にお聞きすると時間がかかるのでやめますけれども、清水局長、委員長は聞きながら一つ覚悟を……。

そこで知事さんにお聞きするのでありますが、許可になつたので現状変更、つまり農地の変更については農地委員会がこれは認めざるを得ない。ただし、聞くところによると、奥田知事さんの方で何とか目鼻がつくまでは着工ささないように考慮をされておると仄聞しておるのですが、その点の行政的な措置からの見通しはいかがでしようか、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○奥田参考人 ただいまの農地の転用問題でございますが、ただいま会社の方から県の方に農地転用の許可申請がきております。私は農地転用のことでこの問題を押さえるのは邪道である、こう考へております。農地は農地法の建前上いいか悪いだけできめるべきであるので法律の許可、不許可でこちらの方の問題を処理するのはよくない、私はそう思ひます。そこで実はこの間近鉄の副

社長の泉氏に来てもらつていろいろ話をいたしました。近鉄としても、先ほど来申し上げたような文化財の保存維持といふことについては特別な関心を持っており、また従来非常に好意的であり協力的であつたわけでありまして、そこで近鉄としては先ほど申し上げましたように早急に調査をしてもらつて、その上でやらしてもらいたいといふ考えを実は持つておるようでありました。ただ、先ほど諸先生方からいろいろお話がございましたが、またたたいまもお話があつたようでございますが、これは文化財保護委員会としては法律上未指定地である、法律上は何ら制約を受けない場所である、だから許可とか何か全然無関係の場所であると思ひ思ふのであります。従つて文化財の委員会としても、許可せられたことではないはずである。ただ近鉄からいろいろお話があつて、まあ仕方なしに了解せられたものであらうと想像いたしました。しかも実は近鉄は、あまり事情がむづかしいければそう無理にやらぬでもいいといふふうな意向も一時持つたようでありまして、ほんとうは近鉄としてはここに——私、図面を持っておりまして、検車場を作りますのでレールを引くのだそうでありまして、これはぜひ奈良線に、奈良の近くに作りたいという技術上の必要から考へておつたやうでございます。そういふ意味からいへば、ここが一番いい、率直に言へばここでないかならぬといふような考へ方の方でありますが、それよりもむしろ先ほどお話がありまして北の方の、この地図でござらん願つております現在調査にかかつておりますところの農家の諸君が、せつ

かく近鉄がわれわれの土地を、たとえば坪六千円であるとかあるいは五千円であるとかいふて買つてくれるのに、検車場を認めたらならぬわけには買つてもらえない、これは非常に農民諸君の利害に反することである、そういうふうなことになるならば、北の方の調査にも協力できないといふような意向が、私は直接聞いておりませんが、強くなつてきて、私が見ましたところでは、文化財保護委員会、ことに清水事務局長としてはいろいろな事情を勘案して、この際やはりそのまま進まざるを得なくなつたのではあるまいか、私はそう考へておるわけです。また私もが地元におりまして見ております、ただいまいろいろ問題になつておりますが、もうここに、別なところに工場が一つできておるのです。未指定地区ですがね。何ら許可が要らないのだから、建てればそれで済みます。であるといふことなんです。あるいはそういう場合に小さい工場が、勝手にどんどん買収してあちこちできてしまひまして、調査もしないで、かえつて現状の破壊をされていく。むしろそれよりも近鉄などだったら、ある程度調査もして工事をするだろうから、率直に申し上げてこの方がましであるといふやうなところから、いろいろお考へになつたんじゃないかと、私は内部の事情はよくわかりませんが、お察しいたしております。実際さういふやうな状態でないかと、私は今この話を聞きながら考へておるのでございます。従つて先ほど申されたやうに、ごく短時間に調査ができるものなら、ぜひ本格的な調査をしてもらいたい。ところが先ほどお話しのように、もし五年もかか

るといふやうなことでありまして、近鉄もやはり一営利会社である。奈良の停車場を拡張するためにはここに検車場をどうしても作らなければならぬといふ必要に迫られておるから、あそここの交通関係上、じぜん日が延ばされることは許されないのではないか、またそれがために私ども奈良のものが近鉄を利用する建前上、非常に迷惑をするようになりましてならば、奈良市民としてもこれはしんぼうしないんじゃないか、そういう点も実は考えなくちゃならぬと思ふのです。そういう意味から、ぜひ一つ調査をしていただきたい。そこで私は先ほどお話のやうに、予算の面からは県も協力する、近鉄も協力されるやうに考へておりますし、一応御了解を得ておる。先ほどお話しのように、どこかで補助されるやうですが、政府もぜひ補助してもらいたい。ただ、金の面はできても、人的の面で問題があると思ひます。その点はぜひ無理してもやつてもらいたい。皆さんの努力にかかわらず、金は用意できたが人的な用意ができなくて三年、五年からなければ調査ができな

いといふのだったら、改善の策として近鉄が着工しながら、文化財保護委員会あるいは奈良の研究所あるいは県の係の者が絶えず横におつて監督し、相談をし、しながら、やはりめちやくちやに掘るというのでなくて、もう少し別な工事の仕方、完全ではないが相当な調査ができるやうな方法で着工することにしたらどうかと私は率直に言つて思ひます。これは改善の策でありまして、あるいは学者の皆さん方と意見が違ふかもしれせん。そこで私といたしましては、農地法上押えるこ

とて、事実に認められるという限りについては、相当の覚悟をなさつておられるはずだといふお話が今藤島先生からあつたのですが、覚悟しておられるでしようね、必ず調査をしなければ少なくとも着工ささない。今聞くと、一たん着工すればだめだといふ御意見が学問的に出されておる。そして現在の人員において調査が五年もかかると思へば人員を倍加する、あるいはどこかの考古学専門の学生を使うとか、これは立てようと思つたら対策は行政的にできると思ふ。そういうふうなことを考へて当局も——私は今参考人の方にお聞きするので、当局にお聞きすると時間がかかるのでやめますけれども、清水局長、委員長は聞きながら一つ覚悟を……。

そこで知事さんにお聞きするのでありますが、許可になつたので現状変更、つまり農地の変更については農地委員会がこれは認めざるを得ない。ただし、聞くところによると、奥田知事さんの方で何とか目鼻がつくまでは着工ささないように考慮をされておると仄聞しておるのですが、その点の行政的な措置からの見通しはいかがでしようか、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

とは無理である。しかし、そういう周囲の事情であり、また近鉄自身は文化財の保護については特別な関心を持っており、きょういろいろそういうお話を通じた上で、もう一度帰って近鉄当局とも相談をしてみようか、とたゞいまは考えておるわけでござい

ます。

○山中(吉)委員 何か名案が出そうなき感じをしておるのですが、再度藤島先生にお聞きします。

中尊寺の埋没文化の発掘、あゝいところの体験から、今の陣容では五カ年ぐらいかかるというのですが、農閑期とか、学生の場合は夏休みでしようが、利用するというふうなことを考える。そして文化財から緊急——予備費からこういうものは取れるんじゃないかと思うのですが、そういう可能な方法を考えて、今五カ年とおっしゃったのはどの辺まで縮めることができませんか。もし今までの経験でお答えできれば、粗雑な見通しだけでけっこうですが、参考になればお答え願いたいと思います。

○藤島参考人 私も考古学者のまねをしまして各所を掘っております。たゞいま平泉の毛越寺や中尊寺のことを参考にしておっしゃいますが、そのほかのところも掘って多小の経験はあるのであります。この平泉の毛越寺や中尊寺のような地域とそれから比べてみると、内容がだいぶ違うのです。あの中尊寺や毛越寺の方ではお堂の跡が割合はつきりしておりまして、そうして下の方にはずつとほかの地盤面は石が敷いてあるとかというふうなことで、掘っていけば割合出やすい。たと

えばしろうとさんがちよつといじくつてみてもある程度出し得るといふようなところなんです。それから割合楽なんです。この平城宮跡に至りましては、それは朝堂院の跡のような基礎あり、礎石あり、敷がわらを敷いた堂々とした建築の跡は別として、そうでない周辺の地域は、もはやすでに何カ年かの調査の経験でわかっております通り、あ

あいうふうな複雑に出てくるのは、土を非常に神経質に掘っていくまして、そして初めて何かの変化がある。その変化について、経験を積んだ学識経験があるりつぱな人が、あそこの技官のような方でなければ工合が悪いと思うのですが、そういう方が判断を下していく。そしてそれが済めばまたさらに下の方に及んでいくというふうなこ

とで行くのであって、つまりそういうふうな工夫を大ぜい使って掘らせて、そうしてそれを判断していくという人は、相当な学識経験者でなければならぬわけですね。奈良の文化財研究所にはそういう特にすぐれた人に、小教ではあります。それがいていただいて、そしてその仕事に關係していただいておりますからこれだけの結果が上がったのです。それを夏休みに学生を動員して

ばあつとやらせるというごとは、かえって遺跡を破壊することじゃないか。やはり学生さんを使うのも——実は私もかなり学生さんを使いますが、その学生さんは相当経験を積んだ考古学の方の学生さんであり、またその学生さんをわれわれが監督してやっていくので、割に小面積のところをやっておりますから目が届く。しかし、こういう広いところでもって学生を幾ら動員しても、かえってこわすもたになりますから、し

かるべき学識経験者がそのまた上の監督さんになってやって下さらない限りは、あまりわれわれとしてはそういうことは望ましくない。つまりそういう諸方面の学者たちの動員——学者も、われわれのような者ばかりじゃだめです。もういいかげん年をとると、土方がなかなかできない。どうかすると自分

が掘っていかねければならないし、やっぱ若い血に燃えた、力がある、そういう人が、学問的に熱情も欲望も持ってやっていかねければならない。そうやっていった人たちが、中堅になってやっ

ていかなければならぬ。そういう人たちが相当数あそこ集まっております。それにまた大ぜいの学生さんがつくというなら別であります。それでいきますと、金の問題はともかくとして、人数は相当いきますから、私はこれが正しいか正しくないか知りませんが、十の地域を今の五の人間の数でもってやっていくのを、もつとふやして、十の人間の数でやっていくならば、二十の地域くらいは掘っていく

るだろうという考え方はあります。おそらく動員の結果によつては、五年のところは三年になり二年になるということはある得ると思います。しかしそれを総括して全部をまた——こつちの現場あつちの現場と幾つか現場を作つてやるわけですが、それを総括した、一つの大きな結果をまとめ上げる次の仕事が残っております。これは発掘以後でもいいのであります。かなりこの調査完了というまでには時間がかかると思います。そういうふうで以上は発掘調査をすべきだと思います。願わく

は、この場所は奈良県知事もおっしゃいます通り、非常に文化に理解の高い近鉄さんのなさることなので、さう、もう少し近鉄さんにも考えていただいで、こういう大事なところをみだりにこわさないような施設の場所としていただきたいということをまずお願ひするの、一番いいことじゃないかと思

うのであります。たゞいまちよつと横目で近鉄の計画図をひょいと見ました、線路がたぐさん走っておるばかりのようでありまして。そうえらい大きな建築を作るような様子でもなさそうでありまして。これは間違いかもしれませんが、どんなふうになるか、あるいはもうちよつとこの地域は将来のこと

にとどめておいて、近鉄さんはよその地域を別に考えられるかというふうなことにして、大ぜいを集めて縮めたらどのくらいの数になるかといったようなことは、それには金ばかりです。し、金がかかるという文化財は今きゅうきゅうしているようだし、すぐ出れば非常にけつこうだが、いろいろ問題がある。それよりか全体の指定買取ということが問題です。から、そつちの方にも大きな重点もあ

ります。ことですから、できるなら今のような近鉄さんとの話し合いをもつと十分つけられた方がいいんじゃないかと思ひます。

○山中(吉)委員 あらゆる努力をする、と二カ年くらいでも何とかなるというやうなお話ですが、近鉄でも副社長の人が非常に文化財に理解がある人らしいと知事さんから聞いておるし、文化財保護委員会の方で具体的に調査の計画を示せば、その間話し合いによつて

理解のある結論が出るのじゃないかと

思うのです。そこで先ほど藤島先生からお話があったのですが、お三人の学者の方でなからでもけっこうでありませうけれども、調査員を養成するといふやうな計画が諸外国にもある。あと一年もかかるなら、最初の六カ月、何か特別調査をする人の、調査員の講習会とか、そういうやうな計画も含んで

このやうな調査計画を進めて、その人が同時に動員されるというやうな形になつていくならば、具体的に進めるやうな計画になると思うのですが、埋没文化財の発掘に関する知識とか技術とか、そういうものを養成する計画は何か月あれば大体できるのですか。三カ月か六カ月か、一年かかるのか、どんなものでしょうか。お三人のどなたでもけっこうです。私わからねぬのでお聞きいたしたいと思ひます。

○原田参考人 ただいまの御質問、前々から学界の方でもそういうことは考えられて、非常に問題になっておることなのであります。諸外国の例などを見ましても、先ほど話に出ましたが、中共の方の例を見ましても、リダー格の者は北京大学で一年間、あるいはもう少し長うございしたか、二年、三年、正規の手續等を踏ま

るんでしうが、リダー格の者は北京大学で養成して、さらに実際のわゆるフィールド・ワークをやる方の者は、夏季講習なんというやうなところでやつておる様子でございまして、私数年前に中国に参りまして、長安の発掘あたりを見学いたしましたのですが、相当に皆やつておるやうでございませう。人数もかなり多数になりますから、相当フィールド・ワークをやる者がたくさんになっておると思ひます。

けれども、中国のようなところは、今平城宮の北側をやっているような、あんなような調査ではとうていあらがかない、非常に広大なところであり、遺跡がもう五千年などというところの遺跡でありますから、至るところ遺跡であります。それで、そういうふうな方法でどんどんやっております。もちろん各時代を通じては、かつておりませんけれども、しかし、従来に比べますと、えらい大活躍をやっております。日本も今各大学に、考古の学科があるところもあり、あるいはまた、少なくとも講義はありますし、中には大学院ですて持っているところが一、二名は多いといろはもつと出るかもしれません、養成されておるのであります。ですから、そういう者を臨時にやっております。また、そういうことを希望しておるのですけれども、先ほど藤島さんのお話にもありました通り、奈良のようないくつかの遺跡を調査しますには、ただ夏季講習くらいな程度で——もつともそういう方面の研究を大学でやっているならよろしうございませうけれども、しかし、あるいは貝塚関係の縄文時代のことを専門にやるとか、あるいは古墳をやるとか、大がいに一つのまとめたようなところをやりますと、実はまだ平城宮のようなあんな大きなところをテーマにして研究しようというような学生は、きわめてりやうりやうたるものでありますので、どこもすぐに大学の卒業生あるいは大学院の学生などという者にまかしてやるといことは、現場としてはちょっと困る

んではないかと私は思うのです。実際特殊な技術を持っているといつてよろしいのであります。今奈良の研究所にそういう方面の人が三、四人おるのではありません、そういう者が実際その現場に行きまして、時々刻々遺跡をならんでは調査を進めて参る。従って、非常におそくなるわけなんです。あります、そういうような状態でありまして、で、そう一ぺんに人をふやせば仕事ができるというところがはたして言い得るかどうかは疑問なんです。ありますけれども、しかし、相当そういう方面に関心を持つ学者がおるのでありますから、考古学あるいは建築学方面の人が、そういう方面に向かつて下されば、私にこうだと思ふのです。学生は別でございませうけれども、そういう指導者となりますと、それぞれ大学なり何なり勤めておる人でありまして、ずいぶん長い間にどうかして交代してやっています。また、先ほど藤島さんのお話にもありました通り、奈良のようないくつかの遺跡を調査しますには、ただ夏季講習くらいな程度で——もつともそういう方面の研究を大学でやっているならよろしうございませうけれども、しかし、あるいは貝塚関係の縄文時代のことを専門にやるとか、あるいは古墳をやるとか、大がいに一つのまとめたようなところをやりますと、実はまだ平城宮のようなあんな大きなところをテーマにして研究しようというような学生は、きわめてりやうりやうたるものでありますので、どこもすぐに大学の卒業生あるいは大学院の学生などという者にまかしてやるといことは、現場としてはちょっと困る

が、考古学者に調査費なり研究手当を出して、全国の全学者を動員しなければならぬといふような答えを聞いたのであります。それはわれわれも研究さしていただきたいと思ふ。もう一つ、現在指定をしていないあの地域を早急に指定することが必要であるといふことも、先ほどお伺いしたのですが、調査をしないでも指定することによって文化財保護委員会の御意見によって文化財保護委員会でも決議をすることができよう。お三人の方、同じく委員をされておるのであるのですが、大体の見当をつけて、調査をしながらもあの地域を指定することはできるのでしょうか。

○坂本参考人 従来でも、史跡の指定は必ずしも調査した結果によつて指定しておるわけではございませんから、この辺が重大な史跡であると認定すれば、大体この辺が重大な史跡と考へまして指定しておりますから、それはやろうと思へばできると思ひます。

○山中(吉)委員 その指定をするかいかの大体の判定を下すのは専門委員の方で、それが文化財保護委員会にかかつて決定になる、こういうことでしょうか。そうですね。そうすると、学者の皆さんがその委員をされて、皆さんが御判定になるわけですか。

○坂本参考人 それは従来の慣例では事務局が発議をするわけです。事務局がこういう指定をしたらばというのとをまず考へられまして、それを専門審議会で諮問されるのであります。専門審議会ではその諮問に応じて答申をするといふ建前でありまして、法令上はいいかもありませんが、われわれの方で、専門審議委員会の方から発議したという慣例はありません。みんな事務局の方から先にやっております。

○山中(吉)委員 いま一度お聞きいたします。意見具申権もあるのでしょうかから、指定を要請されることもできるのじゃないかと思ひますが、かりに事務局の方から皆さんの審議会で諮問をされる、そのときに今未指定の地域は、皆さんのいわゆる専門的な立場からいって、指定するに価値のある地域であるとお考へになつておられるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○坂本参考人 これは委員会できめることであるので、私の個人の考へでありまして、もちろん指定する価値のあるところであると存じます。ただ先ほど申しました通り、指定したからにはすぐに何か現状を変更してもらいたいという希望がいろいろ出て参ります。事後の問題の処理に手を焼くわけでありまして、そこでそういうために、公有といふような形にでもしていただければ一番いいという希望を持っております。

○山中(吉)委員 大体のことはわかりました。

最後に知事さんにお伺いしたいのですが、先ほど学者の方から、藤島先生だったですか、都市計画と文化財保護という立場を統一して、あの平城宮の地域に、昔の道路に沿つて道路計画を立てるとか、そういうような都市計画、それから観光、文化財の保護といふものを一つにしていこうといふことが、ある地域においてはどうかと思ひます。必要だといふふうな意見も聞いたのでありますけれども、これは奈良市のことになると思ふので、あるいは市長の決定に

と、そういう史跡とか埋蔵文化財の保護のためには、個々のものを保護する現在の保護法ではできない、地域全体を保護するというふうな立法措置も含んで私は検討すべきであると思うので、この点当面の問題について、立法を含んだ恒久対策というものについて、学者の方々も、それから地元行政の立場にある方々にも、いろいろ今後とも参考の意見を教えていただきたいと思うのです。文化財保護委員会の立場からいっても、少なくとも緊急調査費というものをこの機会に出すべきであると思ふのですが、そういう予備費はあるのですか、あるいはそれはまた大蔵省から要求してとらなければならぬのか、それを一つ簡単に言つて下さい。

それから先ほどお聞きしてお答えを得られなかったのですが、平城宮跡調査委員会の性格は、文化財保護委員会に対して何の権限もないものなのか、もし権限がないとすれば、文化財保護委員会に対して権限のあるものにしておかないと、世界的な意義のある重要な遺跡だといつておいて、その平城宮についての意見を述べる委員会が文化財保護委員会と直結していかないような機構というものは、非常にいけないと思ふのです。これは責任回避で、なるだけそういう意見書が出ないようになり、この緊急要望書も出ておりますけれども、文化財保護委員会に対して直接の権限も何もないものかどうか。それから緊急予備費その他の関係についてどういふふうになつてゐるか、それをお聞きして私の質問を終わります。

○藤島参考人 先ほどの御質問、一つ忘れておりましてはなはだ失礼いたしました。

ました。この文化財平城宮跡調査委員会というものは、年次計画である調査をするにあたりまして、その調査の事業の一環として作られて、われわれは文化財保護委員会から委嘱されたものであります。それでわれわれ委員のいろいろな方針のもとに、国立奈良文化財研究所の方々が実際の調査に従つておるものでございます。これは十分の権限がある。県にいたしましても十分それに対して価値を認めて下さるということになるだろうと思つております。十分の権限がございます。

○山中(吾)委員 平城宮跡調査委員会は奈良文化財研究所の所長に対する諮問機関のようになっておると、ちょっと聞いたわけですが、従つて文化財保護委員会に対しては何の権限もないのだ、皆さんのような日本の権威のある人が平城宮の調査委員になつて、平城宮そのものが日本の文化財として最も重大な問題で国会でも問題になつておるのに、文化財保護委員会に対して法的に何も権限がないと聞いたのです。そして、権限のないものからこういうものを受け取つても文化財保護委員会は平然としておられるという仕組みならば、これは直さなければならぬように私は思つておるのですが、それはどうでしょう。

○藤島参考人 私、ちょっと間違つておりました。確かに平城宮跡調査委員会規則の第一に、国立奈良文化財研究所に特別史跡平城宮跡調査委員会を置くといふことになつております。それで、確かに今のお話のように、その研究所長がいろいろな調査を委嘱しておりますが、なおその研究所は文化財保護委員会の付属機関でありますからし

て、やはりそこに脈が引かれておるといふような考え方をしておるわけであります。直接ではないわけですが。

○河原説明員 ただいま山中委員のお尋ね、その通りなんです。それであの要望書を私ちようだいたしましたときに、委員の方々は、理屈はそんなだけれども、われわれの希望はこういうのだから、一つその意味で受け取つてくれろといふことをお申し出になりました。まあ形式論、法律論としては別ですけれども、とにかくこの三人を初め多数の方々にはもう平素こういう方面について御指導、御厄介を願つておるのですから、そういう形式論は別として、ただ皆さんの御意見はこういうことだといふことを拝聴することにして、受領いたしましたのですから十分尊重したいと思ひます。

○山中(吾)委員 緊急調査費を出せるかどうかを一つ答え下さい。

○清水政府委員 三十六年度におきましては緊急調査費は、もちろんこれは災害を防止するといふ意味もありまして、防災の項目で九百三十六万円計上しておりますが、三十七年度におきましては千三百二十七万円計上いたしております。それは先ほど申しました通り、主として未指定地として古墳、貝塚といふようなものが公共事業でやられるといふことが、もう一年前に、予算を組む前にわかつておる場合に、それを一々あげまして大蔵省と折衝して緊急調査費として認められておる次第であります。

○櫻内委員長 谷口善太郎君。

○谷口委員 午前から大へん長時間にわたつて、諸先生方からいろいろ貴重なお話を聞かしていただきまして感謝

にたえません。私も心からお礼を申し上げます。話がだいぶ煮えてきまして、何かいい方法で当面の厄介な問題の解決点が見つかるのではないかと、いふような状態になつてきております。私もそういう点で、さつきから山中さんの御質問の中でかなり解決の道が見えてくるようになったことを非常に喜んでおる次第であります。しかしその簡単なには言えないような空氣があるように思ふのです。そういう点で、時間もおそいですから大ざっぱに二、二点先生方に伺つておきたいと思ひます。

まず、これは念を押すことになりませんが、ただいま山中さんの御質問に対する坂本先生のお答えで、今の近鉄が敷地にしようとしている地帯一帯が当然指定する価値があるといふふうに自分としては考へてゐるというお話でございします。また、指定する場合には文化財保護委員会の事務当局が協議するが、それは専門審議会に諮問があつてそれに対して答える、その場合にわれわれとしては当然指定すべきだといふような答えが出るだろうといふような御意見もあつたようであります。これは私もどしどししては、先生方からそういう御意見を伺つたことは非常に意を強くするわけでございまして、実はこの間からこの文教委員会での問題をとり上げてなされた国会の論議の中で、必ずしもそういうふうな考えられない議論も若干あつたのであります。と申しますのは、あの地帯の評価につきまして、必ずしも今先生方がおっしゃつたような、そういう非常に高い評価をしないような発言もありましたことは事実であります。そういう点で

実は私も非常に詳しく質問を用意してきたのでありますけれども、それは省きますが、まず今度の問題を論議する出発点になりますのは、あそこが平城宮跡の部分としましてそれは重要なものであるかどうかという価値判断の問題です。私ももしろうととしては、非常に重要なところで、全体の部分としてこれは切り離すことのできない重要なところだといふふうに考へてゐるわけでありましたけれども、そうでないような御意見もあつたので、その点をまず先生方から、学問的な見地から伺つておきたいといふのが、他の委員諸君もそうではないかと思ひますが、私としてはそういう点にきょう皆さんからお聞きしたいと思ふ力点があつたわけですから、しかしこのことは大へんはつきり、あそこは非常に重要な地帯であつて、たとへば指定するといふことになれば指定する価値のあるところだといふふうに、坂本先生おっしゃつたわけでありまして、多分他のお二方も学者としては同様なお考えじゃないかと思ふのですが、その点を一つお漏らし願ひませんか。

○原田参考人 私も、当然坂本参考人の御意見と同じでございます。実は平安京の例を見ましてもわかります。実は、あるいは唐のなを見てもわかります。ますように、おそらく全宮域にわたつて建築物がある可能性が十分あると思ふのであります。実は平城宮を三分の二だけ指定してありまして、あとの三分の一が指定してないといふのは、まことに遺跡の保存の上から考えまして遺憾に思ふものであります。指定としてあとの三分の一まで指定しておかなければいかぬといふふうに、

学問の上からは考えられるのでござい
ます。今度の近鉄の買収した土地もや
はりその区域の一端でありますので、
当然指定すべきものであると私は考
えておるわけでございます。ただ、そ
の史跡がすでに掘られて何も無いとい
う場合には、これはもういたし方あり
ませぬけれども、しかし何かある可
能性は十分あるのでございまして、私
今申しましたような、あとの三分の一
を指定するというそういう建前の上の
一環として、指定の必要はあると私は
思うのでございます。

○藤島参考人 平城宮というのは方八
町、中に朝堂院あり、内裏あり、諸官
庁あり、お庭あり、それが実に珍しく
きれいに残っている可能性が多分にあ
る。これはほかにはない。そしてあれだ
けのものがある初めてその当時の宮
廷の全機構がわかる、それからさらに
諸官庁の機構がわかるというので、そ
の一つを欠いても工合が悪いと思うの
です。たとえそこを掘ってましか出ま
せんけれども、豚小屋のようなものば
かり出たところで、やはり価値は十分
あります。まして、ここにはお庭が
あったような様子が見えるということ
を考えれば、宮廷生活においてたびた
び行なわれた施宴置酒の行事など
も十分わかることがございまして、
で、渤海の上京址の庭の遺跡、新羅の
雁鴨池、臨海殿の跡、そういうものと
の関連性、また平安京の神泉苑との関
係というように考える上において
も、非常に重要であるということに
なつて参る次第であります。そういう
可能性が非常にここにあります。その
すから、これはやはり重要な地域とし
て見るべきだと思ふのです。今までそ

このところが、この西の三分の一があ
まりにわからなかったがゆゑに、おそ
らくかつて古くここが遺跡指定を受け
た際にはずされておつたと思ふのです
が、これは大へん間違ひだつた。は
ずされておるからこちらの西半分の地
域は価値がないんだというところは絶対
にありません。十分な価値を持ってい
るとわれわれは認むべきであります。
そして金殿様閣は出なくても、ちつと
も差しつかえない。どんな小屋が出よ
うが、どんな池が出ようが、十分な価
値がある。もし池があれば、これは将
来遺跡公園とした場合に、これを復原
いたしましてりっぱな庭園施設にし、
奈良朝の宮をしのぶということになれ
ば、私は決してこれを怪視すべきもの
じゃないと確信しております。

○谷口委員 ありがとうございます。
大へん力強いお言葉を三先生方から伺
いまして、私も国会の中でこの問題
と取り組む場合の心がまえとしまして
も、非常な確信といたします。勇気と
いいますか、そういうものが出たわけ
であります。

ところで、たとえば指定をいたしま
しても、あるいは指定をしなくて調査
を始めまして、現在の状況で調査を
始めるとしますと、先ほど先生方が
おっしゃつたように、学問的に完全な
調査をやろうとすれば、そこへ動員す
るいろいろな学者方やあるいは補助員
の数をふやし、組織を新たにしまして
も、やはり二年やそこらはかかるだろ
う。同時に、調査の結果、そこから保
存すべき、あるいは復原すべき遺跡が
出てきたとしますと、これまたずつと
平城京全体として後々残していく上
に、その部分になるわけでありませ

ら、この際指定すればいいと思ひます
が、同時に指定ということも含めて抜
本的にこの問題に対処する必要がある
のではないかと。指定いたしまして、
先ほどからお話が出ておりましたよう
に、現状変更の問題その他が出てきま
すし、あるいは土地の所有者の所有権
や財産権あるいは公共性の問題との矛
盾がありまして、それらも解決しなけ
ればなりませんので、少なくとも平城
宮跡に対しては抜本的な態度で向かう
べきじゃないか。こういうふうにし
うとであるわれわれは考えているわけ
ですが、そういう点の先生方のお考え
はいかがでありますでしょうか。

○坂本参考人 お説の通り、この平城
京の問題につきましては、指定すれば
それでいいという問題じゃございませ
んの、いろいろな問題がたくさんあ
りますから、抜本的に対策を考えてい
くということは必要がある、私どもそ
う考えております。ただ、これにつき
ましては結局多額の予算が必要になる
ことかと思ひます。それについては国
会の皆様方の御協力をお願いしたい、
こう存じております。

○谷口委員 確かに、抜本的な対策と
いいますと、指定にすると同時に、行
く行くは国有地にする。すぐ国有地に
できればなおいいわけでありまして、
その場合には金が必要ですが、それか
らそこに土地を所有している方々の利
害と衝突するとうような問題もあり
ますし、そういう点を解決しなければ
ならぬ幾つかの問題が出てくるわけ
であります。そこで、こういう点も私
ども非常に重大なことになるのじゃな
いと思ふのですが、先ほど知事さんの
方もおっしゃつておりましたが、ここ

に土地を持つてゐる農民諸君から言へ
ば、現在の近鉄の予定地に売るといふ
農民も、もしこれが国有地にでもなつ
て国が買い上げるようならば別です
が、指定地になつて近鉄の工事が当分
進められぬということになつたりす
ると、場所は変更するし、売れるものが
売れなくなるといふ問題で、問題が起
きてくるというお話もございました
が、そういう問題が起きてくると思
うのです。従つて、文化財保護法の中
にも、こういう場合、その土地の所有
者の所有権、財産権、あるいは公益
性という問題との関係を十分に考慮し
なければならぬということが書いてあり
ますし、これが建前だと思ひます。私
どもも当然だと思ふのであります。私
どもの場合に、考え方といたしまして、
その場合に、考え方といたしまして、
文化財を保護する、大事な史跡を保全
する、ということが目的であり、そのた
めに、そこから起きてくる所有者との
関係やその他の問題を考慮するという
ことであつて、逆に、そこに土地を所有
している人たちがあつて、その人たちの
利害関係があるから、それを考慮す
るといふことから、文化財を保護する
という原則的な問題をむしろ軽々に取
り扱うという考え方があつたとすれば、
これは正しくないのじゃないか。史跡
としてあくまでもこれを保全するとい
う見地が前提条件でありまして、その
ために起こつてくる諸矛盾を合理的に
解決し、配慮する、ところが、そうでな
い考え方も往々にして生まれ得る可
能性がありますし、今までも事実がある
やうであります。保護法の見地から
いいますと、文化財としてあくまで
も保護し保全する、これが前提条

件であつて、そのために起こつてくる
所有権その他の問題については配慮し
なければならぬ、それが逆であつて
はならないといふふうには私は考
えておるわけであります。学者としての
先生方のお考えはいかがでござい
ますか。文化財保護法の建前からい
へば、文化財保護というのをまず第一
に優先的に考えるべきことであつた
で、それに伴つて起こつてくるいろ
んな諸矛盾は、その大本を立てた上
で解決するといふ方にいかなければ
ならぬ。ところが、現実には、今までのと
ろそう参らない場合もなきにしもあ
らずであつたのでございまして。それは私
どももやはりあやまちを犯しているこ
ともあると思ひますが、この平城宮な
どは、先ほど申しました通り重要な
ものでございまして、この場所くら
いについてはあくまでも文化財の保護
に徹するということに私どもももちろ
ん進んでいきたいと思つております。

○谷口委員 こういう問題になります
と、法の改正といふことなども問題に
なるかもしれませんし、第一、予算、
お金の問題が大事な問題になります。
そういう点は、私も国会におる者と
いたしましては、政府当局との間の問
題としましては、いろいろな重大な問題が起
こつてくると思ふのです。しかし、先
生方にごさういふ問題を何か御意
見を伺うといふことは、これは筋違
いのように思ひますから申しませんが、
ただ、現実の文化財保護の仕事をや
つていられる方々の中にそうではない考
え方があつて、これは私も、この問題
を処理する上にも、また一般に文化財
保護という事業を進める上にも、大へ

重要な問題であるとして重視しなければならぬ問題ではないかと思ひます。先ほどちょっと触れましたが、この問題につきましては、すでに何回か文教委員会では委員諸君と文化財保護委員会の当局の方々の間の論議がございました。その中に現われてきております保護委員会の考え方の中には、私どもとしては、こういうことを先生方に念を押して聞いておくことが非常に力になるが、そういうことを思わざるを得ないような、そういう状況があったことは事実なんです。たとえば今度の近鉄の問題でも、これは山中さんの御質問に対する事務局長のお答えであります。指定する場合に、調査によりましてそこから新しく何かの遺構が発見できたとか、あるいは史跡が発見できたとか、そういう条件がなければできないのだというように答えているのであります。さつき坂本先生のお話では、もちろんそういう場合も大いにあるのであるけれども、しかし、非常にはつきりしているところでは、そういう調査をあらためてやらなくても指定という問題はあり得る、またやってきた、こういうお話でございまして、今度の近鉄の敷地になる場所などは、当然そういうことを事前に調査をして何かの具体的なものを発見しなければ指定できないというふうなところではないというふうなお答えがございました。しかし、清水局長のお答えでは、はつきりとそうおっしゃっているわけでは、

ありますし、またそういうふうにお考えである私も信じておりますが、具体的にこの地帯のことにありますと、近鉄が申し込んだときに、それを、やむを得なからうというところで認めになったのだらう、了解されたのだらうと思うのであります。そのときにあつたなぜ何とかならなかったのかという話になったときに、この土地に池があつたといわれておる、あるいは西の方に三つの門のあることは明らかになつておるが、その門にもかからぬ地帯だというふうな点もあげ、あつたか、あまり重要でないような、少なくともそれを読む者には、あるいは聞いておる者には、そういうふうにおっしゃっているのではないかと、おふうに思われるような言葉を使つておられます。山中さんも御質問の中で、どうもあまり怪視しているのではないかと、山中小林さんでなかつたら、小林さんであつたと思ひますが、そういうことも述べておられるくらいに、非常に不安を感じるようなお答えが清水さんからあつたわけでありまして、また、もちろん、これは現在の法律から申しますと指定地ではございませんから、ああいう業者が申し出た場合には、学者が調査を申し出た場合と違ひまして、必要な指示を与えるということだけであるが、学者の場合には、そのほかに、禁止、停止、中止を命ずるという規定があるのであります。それが、それがいかにどうにもできないのだというところをおっしゃつていました。その点は、私は法律上そうではないかと思ひますが、しかし、ここが非常に重要なところであつたと思います。やはり委員会として発言し

て、専門審議会にかけて、そして先生方の御意見を聞いた上で何とか対処する方法があつたはずだ、そういうことをとり得なかつたというところにも、大へんわれわれとしては不安な感じが、あるわけでありまして、かたがた、この問題は、冒頭に申しましたように、話になりそうである、解決難いということになりそうである、風潮と申しましうか、そういうものが現実政府の中にあつたのではないかと、そう簡単にお望みになるような、そういう方向に向くことはなかなか困難じゃないか。よほどここで学者の先生方も国会も、これは国民全体もこの問題を重要問題として取り上げて、そして政府当局に大いに力を入れていただくという、そういう国民的世論の中にこの問題を解決せぬと、困難ではないかというようにわれわれは考えるわけでありまして、これらのところを一つ考えておりますので、先生方にきょうこへ来ていろいろ大へんきょうこな御意見を伺つていただいたのであります。今後の学者あるいは学界——この平城宮跡を守るというための仕事で、今後の仕事で何か学界で考えになつておられることがあるかどうか、あるいはそういうことを考えているような学会があるかどうか、そういう点はいかがでありますか。

○原田参事 ただいまの御意見、われわれも、今後この平城宮について私どもの力の及ぶ限り、その重要性は十分申すつもりでございまして、今までわれわれも、あまりにただ学術的に見るものでありますので、学問をやる者の一つの弊といつたしまして、しり込みをするせがあるもので、今後この問題につきましては、できる限り一つ必要を強調したいと思つておる次第であります。

○谷口委員 私どもが——私どもという言葉が悪ければ、私が、こういうふうな諸先生方やわれわれ政界人、それから国会、あるいは国民全体がこういう問題をとり上げていきたいと思います、現状の法律や機構ではなかなか抜け道がありまして、うまい話になりそうに見えて、どうしてそういう風に悪影響を残す、かえつてそういう道が開けるような、そういう危険性を常に感じておりますのは、今までの文化財保護の行政の上で、いろいろ重大な失策と申しまして、われわれとしましては

大へんな間違いが幾つか事実としてあつたという事実がございまして、そういう点を知つておりますから、この点を非常に重大に申し上げるのであります。先ほどイタスケ古墳の話が出ましたが、清水局長のお話の通りに、あれは全く破壊寸前に指定されまして助かった。そう言つてしまつて大へん話が簡単でありますけれども、破壊寸前というふうに至るまでの状況は、これは文化財保護委員会としまして、私はだいたい手落ちがあつたと思ひます。むしろ、民間の団体やあるいは学者の方々の、あれを守らうという大きな運動があつた、その結果として、ようやく、いわゆる寸前にあつた守れたという事実がございまして、こういう点なども、現行法の不備だと言つてしまえばそれは言えるかもしれないけれども、考え方をしまして、現行法が不備であるならば、直してでも、あるいは予算が足りなければ、政府に対して国会もすべてが一致してこれをお願いする、そういう中で解決するという態度でなくて、現行法が不備であつて、予算がないというところで見のがしてありますと、とんでもないことになると、一つ一つの例だと思ひます。そういう点があるもので、例をあげれば幾つもありまして、これは有形文化財のことでもございまして、一九五八年にアメリカ人のハリ・パッカー氏が日本、金銅仏像あるいは保元平治物語屏風、あるいは等伯の鳥鷲屏風という重要な美術が、法をくぐつてアメリカに流れた。これなども、保護法では、外国へこういう重要な文化財が流れることを禁止しておるはずであります。それ

がいつの間にか流れておって、どうにもできないというふうな事実がございます。私はここに幾つか例を持ってきただけですが、申し上げません。こういうことは先生方よく御承知だと思う。それが非常に不明朗な、現行法律で禁止しておけるようなものであっても、それを抜けていくというようなこと、そういうことが現在の文化行政の中で、あるいは目の前で行なわれておるといふ事実がある。従って、現行の法律、現行の機構でもってでも相当のことができないにもかかわらず、できないでいるというところの方が非常に重大な問題でございまして、そこらの問題は、やはり一つ一つこういう問題が起ることに国民的な世論の中で解決するという態度をとりませんと、政府もなかなか金を出しません。これは先生方よく御承知だし、保護委員会の方も御承知だと思ふ。そういうことにはなかなか政府は金を出さぬ、これをとっていかねばならぬから、そういう運動にならなければならぬと思うのであります。私も、今度の機会に、国会では各党一致して平城宮跡を守るといふ態度を持っておるようでありまして、大へん私もそういう点では心強いと思つておりますが、単に国会内だけでなくて、国会の外の諸先生方や国民全体もこの問題を取り上げて、この事件を突破口にして、文化財を守るといふ運動が国民のものになるようにしていきたいと思ふ。この平城宮跡が守られるかどうかというところは、これはどなたか先生がおっしゃいましたが、他のすべての埋蔵文化財、ひいてはまた、有形文化財その他の文化財につきましても保護がどれだけ進められるか

ということの一つのかなめになるように私も思つておる。ことに、今の近鉄の場合必ずしもそうでないかもしれませんが、現在の政府の経済政策から申しまして、地域開発とか、あるいは産業の地方分散とか、いろいろな点がございまして、史跡名勝あるいは埋蔵文化財に關しましては、よほどわれわれが注意深く、また決意をかたくして立ち向かつていきまないと、いつの間にか大事な文化財がなくなつちやうて、悔いを千年に残すということになりかねない状況でございまして、そういうふうにしてやうていきたいと思います。それから、今後とも一つ先生方の御奮闘、御協力をお願いしたいと思います。

それから知事さんによつて伺いますが、さつき知事さんは、非常に含みのあるお言葉で——地方の行政責任者としては私は当然だと思ふのですが、地目変換をやるかどうかによつて、今の近鉄の工事を延期させるとか、あるいは文化財を守るとか、そういうことに利用してはいけなかつたか、あるいは文化財を守るとか、そういうことにおつちやいました。事実上、そのお言葉によつてわかるのであります。奈良県はいろいろな見地から文化財保護のために大へん尽くしておられることにつきまして、この際、私も国民としては高く評価しなければならぬ、こういうふうな思ひます。この際私申し上げておきますが、皆さん御承知の通り、私、共産黨員でございます。こういう場合に私も農民の利益というところをかなり重視します。この地域に土地を持している所有者としての農民の利害關係がある、そこで農民の所有権が出てくるという場

合には、これは捨てておくことはできないという態度をとりまします。しかし、少なくともこういう問題の場合には、文化財を守るといふ原則的な重大な社会的な問題と、それからそのために何らかの被害なり利害關係を生ずる住民との間に問題が起るものは当然でございまして、一方が悪く、一方がいいという問題ではなくて、両方とも理由があることであります。従つて、この場合は、農民も支持され、同時に文化財が保護できるというような道を、矛盾の中で、全体の中で解決するという態度が私も望ましいと思ひます。実は前の文教委員会でも文部大臣がこの問題に触れまして、どうもよくないというふうな考えらしいことをおっしゃつたように思ふのであります。私は、こういう問題の利害相反する人々ができる場合に、それをそれ自体として確認した上で解決していかねばならぬというふうな考えをいかにしてあります。知事さんのさつきのお言葉も、行政の担当者として、そこらにやはり問題があるようにおつちやつたおられましたが、よほど苦慮されるところであらうと思ひます。やはり奈良県の観光あるいは史跡の保存という面からの重大性もありますが、農民の問題も大へん重大だと思ひますので、そこらについて県としてどういう態度をとっておられるか、その点だけ一つ伺つておきたいと思ひます。

○奥田参考人 先ほど来いろいろ、急いで指定しようとか、あるいは文化財を守ることが優先であるというふうなお話がございますが、私もその点には同感であります。それととも、地元の数々の者がこれがために非常な生活上の苦痛を今後一そうなめることがないような扱いにぜひ私としてはしたい、こういうふうな考えております。先ほど来、史跡に急いで指定しようというふうなことでございまして、これはけっこうであります。あやまちがあれば改めることはもとより必要でございしますが、それなら、なぜもっと早くそういう大切なことを大切であるように措置をしなかつたのか、その点におきましては政府も学者も、あるいは地元の人たちも責任を負わなければならぬと思ふのであります。今近鉄が未指定地を——極端に申し上げますと、何ら法律上問題にならぬところに仕事をすることになつてゐる、その問題から、急いでそこを指定しなければならぬ、考えてみれば非常に大切なところであるというお話であります。私は実は地元におきまして今までいろいろ聞きまして、先ほど、西の未指定地のところでは、先ほどもお話がありましたような門が西の方に三つあって、そのところは大切であるというところはお聞きしておつたのであります。それ以外のこととは、それは、そう大切であるというところは、私は実は聞いたことがないのであります。しかし、もとの平城宮のところではありますから、大切であるといへば、それは大切であります。そういう意味で、今までおろそかにして指定をしなかつたのが、問題が起つてきたから、今回これは指定をして極力文化財を守つていくのだ、おくれればせながらそれをもつて、近鉄がここを買収いたしますのは、はつきり聞いておりますが、坪六千円であるという

な話を聞いておりました、農民の諸君もそれを期待いたしております。あるいは先ほど申し上げましたように、指定地の北部の先ほど来申し上げたような委員会の調査についても、近鉄のその土地の買収も押えられないという態度を農民はとつたのであります。そのれはよしあしは別にいたしまして、それほど農民としては絶えず問題を持つておる。大体申し上げますと、現在国有地になつておるところにつきましても、農民は、これを国有地にしたならばすぐに一部分は復原して何かいいものができるであらう、あるいは史跡として顕彰せられて、そうして地元の発展になるのではないか、そういう話を聞いて買ひ上げに應じたのであります。先ほどお話のように、非常に草ぼうぼうと生えたまま何十年そこに置いてあるもので、今さらに指定地の民有地の方も調査しておられるが、先ほど申し上げたような、遅々として進まぬ調査の仕方である。そうして今回また新しく指定をしようというのである。一体地元の農民はどうしてこれに對して応じていくべきであるか。文化財の保護を優先的にやられることはもとよりけっこうであります。とともに、地元の農民の犠牲に對してそういうことがせられないように、私たちとしてはぜひお願いいたしたい。また、そうでない地元の者も承知しない私も思ふ。ぜひ一つそういう意味で、私は、未指定地を指定されますれば、これを買ひ上げるといふ腹をきめて指定を願わない、問題が起るのではないかと思ふ。続々と許可申請が出てきて、おそ

らく委員会としても政府としても取捨がつかぬということに、事実問題としてはなるのではないかと気さういふたします。ただいま近鉄の問題が起りました、今までのところは、幸い地元諸君の良識によって、奈良県としては、全体を通じて見ると割合大きな問題を起さずに済んで参ったのであります、今回農民の意思に反して指定をして、何らそれに対する国家的な補償の措置をされないといふならば、私は新しい問題が起ると思ふ。文化財保護法第四条でございまして、文化財を保護するといふ意味で、私は文化財を守るといふ考え方には同意であります。しかし、それと同時に並行して、地元関係の者をこれのために泣かぬといふふうな措置を政府としてぜひとってもらいたい。それがなければ、地元として私どもはこれに協力することがなかなかできなくなるのではないかと。今まで一応協力的な態度をとってきた地元の者としても、あるいはむしろ反感を持つて、平地に波乱を起すようなことになるのではないかと、私は先ほど来お話を聞いて感じております。ぜひ一つ地元の者をこれのために泣かさぬような方法をとって、指定なりその他の方法をとりもたれたい。今までの文化財保護委員会のやり方から見ると、あるいはそうなるおそれがある。指定地の北辺地域の調査にいたしましたも、私は直接聞いておりませんが、これを調査してその上で、特別なところは別だが、その他のところは家を建てるなら許可してやるのだ、そういう相談をし、そういう中で、農民は何かして一日も早く自分たちがそこに家を建

て、納屋を建て、土地を利用すること政府が許可をしてくれるだろう、いずれのうちにかそうなるだろうという期待のもとに実は協力しておるようでありました。私はそう見ておる。それが遅々として進んでおる。いつ許可されるかというのに、今また話を聞きまると、いや何か黒が出た、あるいは遺構があった、これは大切であるからそのまま保存しなければならぬと言つておる。なるほどそれは大切でありまして。しかし、私どもが初めから聞いておりましたのは、調査してそして特別なものがなければ、そこを利用すること、現状の変更を許可するといふ含みで調査を進められ、かつそれが含みで農民も協力したようでありました。話が違ふような進み方になるおそれがある。しかし、これは文化財保護のためには必要かもしれない。必要なら必要で、それに応じた補償の措置を、農民が納得し得るような措置をとつていただくことを、私はこの機会に特別に申し上げたいと思つております。

○谷口委員 私の問題はこれでやめますが、今知事さんとおつしやつたこと、私も同意であります。農民を泣かして文化財を保護するといふことは間違ひなら、逆に、土地所有者の利益を尊重するといふ建前で文化財をあまり重要視しないといふのも間違ひであります。その矛盾の中で文化財を保護していかねばならぬといふのが現状でありますから、従つて、これは金の上から言ひましても、また機構の上から言ひましても、そうなるやさしく解決できる問題ではない。それだけにわれわれは、重要な文化財を守るためには、相当な決意を持つて、みんな

今の制度の中で文化財を尊重するといふ実際の施策を推進できるようにやつていかねばならぬ。やないか、こういうふうな思ひわけです。特に、この平城宮跡の非常に世界的に重要な文化財が壊滅するか、まあその一部であります、重要なところが滅びるかどうかというふうな問題にぶつかつて、初めて国会も、それから学者の先生方も、また各ジャーナリズムなんかも相当やかましく取り上げております。これは非常に重要な機会だと思つて、この機会に、ほんとうに文化国家として、われわれが祖先から譲り受けた、そして子孫に残すべきものを守つていく、そのために、だれも泣かしめないで、全国民が一致してこれをなす得るような、そういう施策をとるといふことは非常に大切だと思つて、そういう点、私どもも全力を尽くしたいと思ひますが、諸先生も、また知事さん、一つ御協力をお願いしたいと思ひます。

○櫻内委員長 野原君。野原(鑑)委員 相当時間も経過いたしておりましたし、三人の先生なり知事さんもお疲れでございましょうから、私はきわめて簡潔にお尋ねを二、三いたしたいと思つてあります。一つの問題は、これは知事さんはよく御承知でございしますが、若草山——奈良のシンボルといわれる山であります、この若草山に、料理温泉の旅館が建てられておる。私は、これが建てられるときから実は問題にして、この文教委員会で取り上げてきたのですけれども、とうとう建てしまつた。私の選挙区は大阪でございしますから、奈良はもうほんのわが家同然であり、

指定にしようことが、平城宮の保存のためであり、実はこの奈良の史跡保存のために絶対必要だと繰り返して力説をされたのであります。私は河原文化財保護委員長にお尋ねいたしますが、これはどういふわけであつたのか、これはどういふのか。諮問をした上で、学識経験のある方々が、いろいろな角度からやはり問題があるというので保留になればいいが、文化財保護委員会は、文化財保護法に基づいて作られた委員会でございますから、だれよりも文化財保護に熱心でなければならぬ。私はしつこく言うのですが、文化財保護委員会は政治的な配慮をあまりするな、政治的配慮というものは、運輸省なり、あるいは内閣の各省なり、あるいは国会等からやってくるのであり、あるいは国会等からやってくるのであり、文化財保護事業というものを推進しようになつてしまつし、やれやれということをやつてきた。ところが、私がじつと見ておりますと、ここ数年の文化財保護委員会というものは、あまりに政治的配慮が多過ぎる、文化財保護事業には怠慢である、私はそう思わざるを得ない。イタスケの話が出ましたが、このイタスケについても、私もいろいろ問題にしてあげた中止になつた。今度は堺市の付近に古墳がある。その古墳は、実は家を建てるのに最もよいのです。松の木が生えて、池があつて、地ならしをしてそこに家を建てたら、環境上いかなる別荘にも実はひけをとらないようなところでございますから、埋蔵文化財としての指定ができていないものはこれ幸いに実はほとんどつぶされていくやありませんか。これは文化財保護委員会は知つていらつしやるは

ずだ。ところが、指をくわえておられる。私はこういうことでお聞きしたいことは、なぜ三分の一しか残っていないのを諮問しないのかというところで、これはよほど諮問できない理由があるのか。諮問してだめだというならばよろしいです。なぜこれを諮問しないのか、保護委員長にお聞きしておきたいと思ひます。

○河原説明員 平城宮跡の指定は大正十一年だと存じております。その後若干の追加はございましたが、大体大正十一年の指定のときに、今日平城宮跡と推定されております土地の約三分の二を指定して、その他が未指定になつておる。今日まで別にその点についての問題はなかつたのです。それを指定するかどうかということは、今日の御懸念のように、また将来さらに考へなければならぬとは考へております。指定しなかつたのはそういうわけなのでございます。

○野原(寛)委員 近鉄が良識を持っておられるかどうかは別にいたしまして、近鉄経営者の問題がかりに解決いたしまして、私は三分の一の土地にはまた問題が起ると思つたのです。ほかの建物がつつ、工場が誘致される、必ず起ると思つたのです。だから、これをどうして解決するかということ、これは実は今朝からのどなたの委員の質疑の中にもこれが見えておる。私は河原委員長に期待いたします。これは事務局で済みやかに検討をして、早急に一つ委員会に諮問されるように、これはおそいのでありますけれども、今からでもおそくない、次の問題を解決する意味でも、これはやはり早急に検討して、何らかの方策を立て

て、そういう問題が今後起こらないような措置をとつていただきたいと思ひのであります。

第三点は、奈良の問題でございますが、これは知事さんのお話を私承りまして、実はもつともだと私も考へておることがあるのです。私も子どもが子供のときには、奈良に修学旅行に行つて泊つたものであります。観光バスという便利なものができてから、全国の修学旅行団体は奈良にわんさと押しかけますけれども、今日は泊らぬのです。大阪から実は四十分そこらで奈良に来て、そして奈良を一時間ぐらゐ見物したらさつさと京都に行つて、京都に泊るのであります。奈良は最近ほんとうにさびれておる。たくさん文化財を持つており、そこにたくさん観光客が、単に学生、児童生徒だけでなく、北海道から九州に至る全国のいろいろな団体の人が来られるにかかわらず、そういう方面の収入が上がる。私はまことにこれは考へてやらなければならぬ問題ではないかと思つておるのであります。つまり、金を落とさないのです。落とすものは紙くずだけです。そうしてその落とし紙くずはだれが処分するかといへば、県なり市が金を出して処分するのです。その税金がないところに、そういうような金も出して、文化財を保護し、そうして公園の美化清掃に努めなければならぬという県なり市には、大いにこれは同情してやらなければならぬ面があると思つたのです。こういう点で、先ほど知事さんも言われたのでございますが、文化財とか、あるいは文化都市とかいって重宝がる前に、ほんとうにその文化財を愛し、ほんとうに文化都市

としてのその地域を發展させるためには、やはり国の施策として考へてやらなければならぬ点がたくさん私は出てくるのではないかと思つたのであります。今日平城宮跡の問題が出ておる。これだけではない。私は専門調査室でいろいろ長い間石井専門委員が検討された石井さんの試案というものを聞かされて、実は敬服しておるのでございますが、この石井試案を私が申し上げてここで参考に供したいと思ひます。これは文化財保護委員会に特に聞いていただきたいのであります。奈良のごときは古跡国立公園に指定すべきではないか、あるいは古跡名勝地区に指定すべきではないか、そしてその指定の範囲は、平城宮を中心にして、三笠山の以西、あるいは奈良市の北部御陵地帯の以南、唐招提寺、薬師寺の以東、法隆寺を含む郡山以北、この辺を奈良の国立公園として、国が経費を出してこの史跡の保存と奈良の前進きの發展を考へてやるということが、今日絶対に必要になつておるのではないかと、私は、こういう基本的な検討をしなければ、平城宮の問題だけではないのでございますから、奈良の古代文化の保存という問題の解決は実はできないと思つたのです。これは私が言うまでもなく、聖徳太子以前の歴史は古代史といわれておるが、この歴史は奈良をおいてどこで一体調査をし、勉強したらいいのでしょうか。千三百年五十年前の歴史を調べるには、奈良をおいてはほかにないのであります。その意味において日本の宝庫です。これは世界の宝庫でなければならぬ。それが全くほろりつぶされて、史跡だ何だといつて、そしてあそこの土地の所有者

は売ることでもできない。現状変更もできない。大阪に行きますと、坪三万円、五万円で売れておる。生駒山まで電車で二十分。生駒山を越したところは布施。布施は工業地帯。これは坪三万円、五万円で売れておるのに、生駒山を一つ越した奈良では、先ほど知事のお話では、五万円、六千円で農民が飛びついてくるのです。こういうことでございますから、私は文化財保護委員会はもつと知恵を出してやらなければならぬと思つたのです。刀や焼きものばかり鑑定だ何だといつて保存するのじゃない、私は、そういう前向きの文化都市の存立というものを考へた対策を立てないことには、この問題は解決できないと思つておるのであります。この点については、特にきょうは三先生がお見えでございますから、私の見解が間違つておるかどうかにつきましても伺ひたいと同時に、単に平城宮跡だけを指定してもらつて、そこだけ発掘調査したらいいのだということではなしに、もつとスケールの大きな奈良の古代文化全体を保護するという立場で、こういった名勝地域の指定、国立公園の指定を法律で規定をしていくとともに、奈良については国がうんと予算を出してめんどうを見る、こういうような措置を考へるべきではないかということについて、委員長であられる原田先生の御意見を承つておきたいと思つたのであります。

○原田参考人 お説まことにござつともなことであります。私まことに感銘をいたしました次第でございます。しかし、今までの状態でございますと、どうも急に大きい考えをそこへ持つてくるといふことはできませんで、日本の

重要な遺跡の平城宮が守り切れないというようなことがあつては大へんだと思つたものでありますので、この機会を利用して、まず平城宮の保護、保存ということから話を持っていきたいと思います。結局、奈良の文化を生み出したのは、決して一朝一夕に生み出したのではなくして、その前に飛鳥もございまして、さらに飛鳥の文化というものをこしらへたのは、五世紀ごろの、雄略天皇の時代なんという、ああいう時代がございまして、そして結局飛鳥文化というものをこしらへた。さらに五世紀ごろの文化を作りましたのは、その前に弥生式時代とか、あるいはさかのぼつては縄文時代とかいうような時代があるものであります。これらの文化というものは実は一貫しておるのでありまして、決してこの文化が、あるころで区切つて急に變化をしたというものではないのであります。隣国の朝鮮半島というものがございまして、さらにその北の方には中国という先進文化国家がありまして、そこから文化が入るのでありますけれども、しかし、日本民族というものは、すでに縄文時代から文化を持っております、受け入れ態勢を始終作つておいては、大陸文化の方を吸収してそれを自分のものにして、さらに進んでまた新しい文化を作る、そういう国民性を持っておりますので、平城宮の保護ということをお願いします。奈良文化を生み出したところにある重要な遺跡であるということ、私はそれを一つのきっかけにしたと思うのであります。もちろん、それ以前の埋蔵文化というようなものは、日本の古代史を解決する上においては唯一のものであります、ほかの

記録というものは奈良朝時代に編さんされたにすぎないのであります、実際土中にあります文化財というものは、日本の古代史を研究する上におきまして実に重要欠くべからざるものであるものであります。ただ、これはエジプトとか、あるいはギリシャのものと違ひまして、その文化財の材料であるものが滅びやすい、こわれやすいものである。従つて、それを保存する上においてほまことにうまくいかぬ。それに実はほまことにうまくいかぬ。そのようなばつと世界的の注意を引くというものではないのであります。しかし、日本としては重要欠くべからざるものでありますので、日本民族としてはどこまでもこれを守らなければならぬことは仰せの通りでございまして、ただ私は平城宮だけを保護すればそれでいいというのでは決してないのでもございまして、その点何分御了承をお願いいたします。

○野原(鶴)委員 原田先生が委員長をなさつておられます平城宮跡調査委員会のパンフレットを拝見いたしました、私はなるほど実は感服をいたしましたのでございまして、「将来の保存計画について」というのが最後に一項起こされておるわけでありまして、それを読んでみますと、平城宮跡については、全城を緑化して史跡公園にしなければならぬというところが書かれてございまして、その他いろいろなことがここに述べられておるのであります。緑化なり環境の整備等、それから都市計画等の関係についても触れておられる。私は、先生方がものさされましたこういう考え方をやはり奈良については根本的に立てる必要があると思う。それで、先ほど私は

石井さんの試案をちょっと聞きましたから、それをつけ加えて、あるいはあまり大げさに申したかどうかは知りませんが、発言いたしましたのでございまして、これをやはり文化財保護委員会がすみやかに検討すべき時期が今日きておる。私はボンベイに行きました。同時に、パピロンにも行つてきました。パピロンといへば、イラクの砂漠の中にある。イラクといへば、それほど文化の進んだ国とは私どもは考えていない。あの後進国といわれるイラクすら、砂漠の中の二千年数百年前のパピロンの都を砂の中から掘り起こして出てきて、その掘り起こす地域一帯は囲いをして、事務所が建てられておる。ところが、一体奈良はどうなのかという、平城宮については、今、近代都市としての奈良の悩みと、史跡保存をしなければならぬ日本の悩み、谷口氏の言葉によりますと、その矛盾した姿が今日出てきておる。私は、この矛盾を解決するところは文化財保護委員会をおいてないと思う。だから、これはすみやかに試案を出していただきたいと思います。これは今日ないだろうと思ひます。あればこれを御発表願ひたいのです。それから、時間がございまして、きょうは私は聞こうとは思ひません。こういった試案をすみやかに出していただいて、奈良を前向きに発展させる——知事さんを前にして言うのではございませうが、単に史跡を保存すればいいんだといつても、文化財を持つておられるおかげで気の毒に奈良はやせ細つていくではありませんか。奈良の人たちの気持を私たちは考えてやらなければならぬ。文化財保護に対して

はきびしい態度をとると同時に、奈良に対しては、文化財を持つておるのでございまして、これは国が十分な対策を講じてめんどうを見てやるということで、奈良のために何とかしてやらなければならぬと思う。あれは奈良の人たちだけの文化ではない。原田先生が言われたように、日本の国の文化でありますから、日本の国がめんどうを見てやらなければならぬ。こういうことを背景にした試案をすみやかに出して下さるようお願いしたいのであります。

最後に、私は文教委員長に要望しておきます。本日のこの会議はきわめて重要な会議であつたろうと思ひます。そこで、文教委員長はこの奈良の問題をきょうお取り上げ下さつたのでございまして、取り上げっぱなしでは困るのではありません。賢明な文教委員長でございまして、奈良については、たとえばあの正倉院の問題が起つたとき、道路の問題が起つたときにも申し上げたが、実は今日の政府官庁のなわ張りというものが非常に災いを来たしておるのです。道路を作るときには、文化財保護委員会には相談もしないで、じゃんけん運輸省が勝手にやるのです。工場を立てるときには、農林省とか通産省、あるいはまた自治省、それぞれ役所が、何にも連絡がないのです。そこに実は三笠温泉の悲劇が生まれてきた。文化財保護委員会は困るといつておるのに、ちゃんと、建設省でございまして、建物の許可をやつてしまふ。それから三笠温泉に通ずる有料道路を作ることを運輸省が許可する。こういう省は、風致もくそもあつたもの

じゃない。だから、文教委員長はせっかくこういう機会をお持ち下さつたのでありますから、私が要望として申し上げたいことは、政府部内に、この奈良の史跡保存、それから同時に、奈良を前向きに発展させるといったような意味合いを持つ委員会、こういうものを作る推進役を文教委員長がしてもらわなければならぬのではないかと、私はこのように思つてございまして、いかがですか、伺つておきたいと思ひます。

○櫻内委員長 私といひましては、参考人各位の貴重な御意見も承りましたし、さらに、熱心な質疑も承りました次第でございまして、また、野原委員のたゞいまの御要望もございまして、政府関係当局にこれらを伝達いたしました。平城宮跡の発掘の重要な参考にするよう、また必要な行政措置をとるよう要望いたしたいと思ひます。

○野原(鶴)委員 これで終わります。

○櫻内委員長 参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。

参考人各位に申し上げます。本日は、長時間にわたり、しかも貴重な御意見の開陳を賜わり、まことにありがとうございます。本件調査のため多大の参考になるものと存じ、委員会を代表いたしまして、委員長より重ねて厚く御礼を申し上げます。(拍手)

○櫻内委員長 村山喜一君。

○村山委員 文化財の問題でちよつと地方的なものが出ておりますから、私この際御質問を申し上げて、文化財保護委員会の態度を承つておきたいと思ひます。

鹿兒島の城山というところが、昭和六年に国の文化財として指定をされておるわけですが、その樹齢約三百年の大クス並びに上山城跡としての城を囲むところのU字形の土塁、これを城山観光株式会社という会社が文化財の保護法に触れるということを知らないうちに、あえてこれを無視したままにして、そして、観光優先だ、こういう立場で違反をいたした事実でございす。この内容は、鹿兒島県教育委員会の方に関係者が日参をいたしまして、バスの駐車場を拡張してくれという事でいろいろ訴えたのだそうでありす。その結果は、決定権は国の文化財保護委員会にあって、県の方にはない、しかもそれは、駐車場は指定区域内に触れないという契約書をかかわさなければならぬというきわめてやかましいのだから、そういうようなことが許される見込みはない、こういうようなことで回答をしておいた。ところが、それに対して、会社側の方は、夜間その樹齢三百年といわれる大クスを初め十数本の木を伐採をいたしました。そして土塁を六メートルもこわして、近く城山にこの観光株式会社のホテルを作る準備に充てたという事であります。これは日刊紙にも出ておりましたが、その取り扱いをめぐりまして非常に問題が出ておりました、責任は市の当局にもあるのではないかと、こういうようなうわさも飛んでおりますし、あるいはまた文部省の文化財保護委員会の方から係官もやってくるというようなことも報道せられておるわけでありす。今、文化財保護法の百七条に違反をしておるというこで、警察で調査中であるとも聞いて

おるわけでありす。その事態を招きましたこの観光株式会社の桑江という常務は、こういうようなことを言っているわけですが、文化財と知っていたし、現状変更の手続をふんでも許可になるかどうか不明だったし、許可を待っていたら駐車場の完成に間に合わない、道幅が狭いので交通事故の危険も出てくるし、人命尊重、観光優先を考えて悪いとは知りながら伐採、土塁をけずった、こういう談話を発表しておるわけでありす。ところが、人命保護あるいは交通上危険があるというようなことに対しては、国の文化財保護委員会でも同じような立場をとりまして、現にその広場に上る道のまんなかにはえていた文化財のクスの木がバスから顔を出す子供たちに当たってはならないという事で、これを倒伐をするという許可を出しておるわけでありす。そういうふうな人命尊重云々という事は理由にならないというふうに私は聞いておるわけでありす。そこで、観光優先という立場に立つて、こういうようなしわざがなされたというところから考えてみますと、観光というの、そういうような史跡とかあるいは天然記念物というものがあつてこそ成り立つわけでありす。そういうようなものをこわして、自分のホテルを中心に考へて、文化財保護委員会があつてなきがごとき態度で、全く法律を無視して強行している。こういうようなやり口は、いかに、非常に横暴であり、県民に対して与えた影響もきわめて不快な感じを持っておるわけでありす。こういうような場合には、あなた方はそういうような状況をただ

調査するということだけでなく、現地に行つて、そういう違法な行為が事実なされておるような場合には行政指導をするところの責任というものがあつておるわけでありす。これらの事実に対して、あなた方は今まで調査されたところの経緯、並びに指導をどうしようふにしておられるのかという点について一応お伺いをいたしておきたいと思つておるわけでありす。

○清水政府委員 ただいま、鹿兒島にありす天然記念物及び史跡としての城山がむざむざにも心なき観光業者によつて破壊された事実について、お話をございまして、事実はずっとお話しをございまして、まことに遺憾、残念しくございまして、駐車場は指定地外に作るという予定だったさうでございまして、駐車場へ入る道と申しますが、出る道と申しますか、狭いといふことでございまして、無断でこれを六メートル削り落として、そこにあつた三百年のクスその他の樹木十何本を夜陰に乗じて切つてしまつた。しかも、許可されないであらうからといふことでやつたといふことが新聞に出まして、実はびっくりきやうてんいたしました。直ちに県の社会教育課長に来てもらひまして、事情を聴取し、一応の報告は聞いたのでございまして、木の本案、あるいはまわりの大きい木がどういふ跡始末になつておるか、それから土塁が削られておるか、この土地は、たゞ文化財として史跡または記念物に指定されなくとも市のものである、しかもそれが史跡、天然記念物として指定されてあつて、市が管理し、しかも管理団体になつておる以上、市と観

光業者は一体どうなつておるのかといふことを、今詳細に調査中ではございす。

私は、文化財保護委員会に参りましてじつと見ておりますと、なるほど今日観光事業が日本において、国内観光は言うに及ばず、国際観光も非常に重要であることは認めるが、ややもするといふと文化財を破壊して、文化財の犠牲において観光事業を行なうという傾向がまゝあるといふことは、きわめて残念に思つておる次第でございす。

まず文化財があつてこそその観光、特に日本の観光は文化財中心の観光ではないかと思ひますと、観光事業をやる場合には、どうしても文化財を保存しつつその範囲内でやるというのを、あらゆる機会において説明しておるべきであります。今こういうような事態が、無断で、しかも悪意をもつて、やられたといふことは、まことに残念しく存じます。ただいま警察の手で調査中ではございまして、私どももいたしましては、まだ係官を派遣しておりました。今月の終わりにあつては四月の上旬に現地に参つて、つづきに状況を調査して、今後の措置を講ずるつもりでございす。先般参りました向こうの社会教育課長には厳重な態度をもつて、特に市が自分が所有し、管理団体である、それと観光業者との関係をつぶさに報告してもらひたい、と言つておるのでございす。

するをやつておるのでございす。観光の事業は知事部局でやつております。知事部局でやつておつても、その県の部局でございすから、たゞい観光事業をやる場合でも、文化財を管理をしてゐる教育委員がよく連絡をとつてやつてもらひたいといふことを言つておるのでございす。こういう事態が発生しましたことはまことに遺憾しく存じておる次第でございす。

○村山委員 この観光株式会社というのは、資本金が九千万円の会社で、鹿兒島の保守政界の代表を初め、財界あるいは新聞界、そういうような人たちが関係をしてゐる。顧問には現職の国会議員が入つてゐる。そして、県会議員も相当入つてゐる。そういうような県下の財界、政界を代表するような人たちが役員であり、顧問である。こういうような形の会社ができて、それがホテルを建設する。そのホテルを結ぶところの、いわゆる駐車場との間に、これに對して警察の方で調べ中であるといふことでございす。やはり今日のこの文化財保護の問題は、鹿兒島市内だけでも六十七の指定文化財がある。そういうようなものを市の財政で管理、巡視をしていくところの金というものは、これは国や県の方からそういうような指定をしたからといつて、別に金が出るわけではない。だから、その管理費は当然その地元の市が持たなければならぬ。こういうような面にも欠陥が一つある。文化財保護法が無視されて、心ない大きな観光会社が、そういうような政治的な背景をもつて、各県の教育委員会は文化財に関

いくのは、非常に不当なことである。それと同時に、今日のこの文化財保護の行政に伴うところの資金的な裏づけ、財源的な裏づけというものを、あなただ方もっと考えていただかなければならぬ。ただ指定をするだけでは、これは効果が上がらないのではない。そういうようなことも考えるわけですが、いわゆる文化財保護を進めていく上において、そういうような財政的な裏づけをする努力を今後どのようにして進めていかれるのかというのが一点。それからもう一つは、何といつても、これはそういうようなことに對して憤りを覚えるところの国民的な支持というものがなければ、やはり業者は悪いことを知ながら法律を無視して自分がもうかりさえすればよい、こういうようなことで進めていくわけですから、国民の嚴重な監視の目といえます。批判の目というものを養成をしていかなければならない。そういうような国民全体の文化財に対する国民の関心をふるい立たせていくような、いわゆる政策というものをどういうふうにして進めていこうとせられるのか、そのあたりも承っておきたい。

○清水政府委員 申し上げるまでもなく、貴重な国民的財産であり、文化遺産である文化財を保存管理していくということは、全国民の大きな責任だと思えます。たといそれが個人のものであろうと、社寺のものであろうと、社会的信託を受けたつもりで管理してもらいたい、そういうつもりで私はおるのでございます。また、法の建前から申しまして、所有者管理ということが原則でございます。所有者が保存し、これを管理していく。しかしながら、所

有者が保存管理に支障があるというような場合には、国で補助するということも考えられておるわけでございます。なお、文化財と国民との関係でございますが、非常にこれは重要なかつ大きい問題でございます。文化財をやっております私どもといたしましては、文化財こそは、これこそ日本国民の先祖が今日まで残してくれたものである。これをまた後世に残すと同時に、私どもの文化遺産としてどこまでも大切に、これを目で見、これを保護していくことが、正しい意味の国民精神作興の意味においても、民族精神の涵養の意味においても、非常に大切なものではないか。文化国家を標榜する日本としては、この方面に一段の最大の努力を払っていくべきであらう、というつもりでやっております。

○村山委員 行政の責任は文化財保護委員会にある。しかしながら、この文化財に對して、これを政策として保護していく、そして国民に對して、文化財はきわめて尊重しなければならぬ、重大なものであるということを宣伝をし、普及をしていく責任は文部省にあると思う。そういうような意味から、長谷川政務次官も見えておりますので、政務次官から文部省の立場を御説明をお願いしたい。

○長谷川政府委員 お答え申し上げます。この委員会が開かれて以来、平城宮跡を中心にしてわが祖先が築いた民族文化に對して、非常な正当な御認識のもとに御議論が出ておりますことを心からうれしく思っております。今まで文化財の清水局長が申されましたように、私たちのこの国土というものは譲るわけにもいきません

し、もらうわけにもいきません。これを築いてくれた先祖の遺産の中にわれわれが住み、そしてまた将来生きていく。こういう建前からいたしまして、私はわれわれのすばらしい残された文化を、こわされないで残していくことこそ文部行政の中における重大な使命だと思っております。そういう意味合いにおいて、先ほど以来村山委員の、城山のそうした惨状が行なわれつつあるという話を聞きまして、私自身もまた大きな憤りを感じるものであります。西郷さんの本を私も一、二冊書きました。近世の日本においてあれだけの英雄であるところの西郷さん、その西郷さんの城山に参りますというところ、案内者が、桜島山をのみ取るような勢いで西郷さんのことを異國の者に宣伝し、そしてその精神を誇吹するのであります。そして、鹿児島を持った西郷さんのその遺跡を、心なくも観光という宮利のために破るようなことは、これは鹿児島県人も許さないだろう、また日本人全体も憤りを感じるだろう。そういう気持ちを受けて立つて、今から先も誤ったところの観光のそうした不合理に對しては是正しながら、今まで持っているこの文化財の行政をさらにさらに推進することこそ私たちの責任じゃないか、こう思うわけであります。

○村山委員 次官の適切な御説明でございますが、聞くところによりますと、文化財保護委員会の方もまだ係官を派遣していない。そしてその実情は、そういう報告を受けた警察で現在調べつつある、こういうようなことでございます。新聞が伝えるところによりますと、これはきわめて悪質な行為である。城山にそういうようなホテル

を作るということから出発をして、今日こういうような問題が生まれているわけですが、まだ着手していない。その準備を進めるためには、文化財であつても何であつてもこわしていいという、そういう思い上がった考え方を、持つてこの観光株式会社が行っているとするならば、その実情を十分に把握した上で、この委員会に文部大臣の責任で、そしてまたこれは文化財保護委員会の方に責任があるわけですが、その真相を御報告願いたいと思ひます。その用意がございますか。

○長谷川政府委員 この委員会がそうした文化の遺産について、超党派的に御議論されることを私は非常に歓迎するものでございます。われわれの先祖が残したものを、これを正しく理解し啓蒙して持つていく。そういう意味合いからいまして、平城宮跡の指定地外において営利会社である近鉄が車庫を作る、これは法には触れないけれども、これは法に御議論がされましからこそ、世論というものを反映して、若干でもあの連中が建設を延ばすというふうな効果があつたのではないかと。そういう意味からいまして、私はその城山のホテルの問題などにいたしまして、そういう不合理が公々然と行なわれるとするならば、直ちに、文部省あるいは文化財の方から、今まで係官を派遣していないかもしませんけれども、早急にお送りいたします。そして実情を調査し、こういう機会に国民的遺産である文化財がどうあるべきかという姿を説明する絶好のチャンスでないかとさえ考えておる次第であります。御了承をお願いいたします。

○小林(信)委員 もう審議ではござい

ません。先ほど非常に時間が短かつたためにお願いできなかったのですが、資料を御提出願いたいと思ひます。それは、先ほど問題になりましたが、近畿日本鉄道の検車区的设计図、これをぜひ一つ出していただきたいと思ひます。

それから、現状変更についてお伺いしましたが、私たちも今のような具体的な話が全国にたくさんあると思ひます。しかもそれが、機構の問題で私申し上げたかったのですが、県には文化財を扱う人はおそらく一人か二人だと思ひます。そういうような点から考えれば、實際機構上からもういろいろたくさん問題をかかえておつて問題だと思ひますが、現状変更の申請をしておるところを一覧表にして具体的に知らしていただきたい。

第三の問題は、外国の文化財行政について文化財保護委員会の方で御調査願つておるようなものがありましたら、もしなければ、国会図書館あたりにも命じていただいて、われわれの参考にしていただきたい。

とにかくこの問題は、根本的に検討さるべき時期だと思ひますので、一つ御提出願いたいと思ひます。

○清水政府委員 承知いたしました。○櫻内委員 長 ただいまより理事会を開催いたします。おおよね三十分ほど、五時十分まで休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

午後五時三十分開議

○日井委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長が所用のため、指名により私

が委員長長の職務を行ないます。

義務教育諸学校の教科用図書は無償に供する法律案、義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案及び教科書法案の各案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際これを許します。村山喜一君。

○村山委員 公正取引委員会の事務局長が見えておりますので、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

これは昭和三十六年の十二月一日、読売新聞の記事でございますが、「教科書汚職で訴え」というもので、元東京書籍の関西支店員である池田博正、この人から、公取の大阪の事務所に成瀬所長を訪れて、いろいろ会社側の方から指令が出た、その資料を提供して、それに基づいて会社側が一億円以上の買収費をもって教科書採択に對してとったところの措置が訴えられたわけでありました。それに対して、当時公正取引委員会の大阪事務所の成瀬さんの話では、池田さんの訴えの内容と、持ってきたいたいた証拠資料をよく検討した上、東京と連絡をとって十分に調査したい、委員会としてはこの際徹底的なメスを入れるつもりであります。このことが新聞に伝えられております。それからもう今日まで約三カ月、公正取引委員会の方ではどのような調査をされたのか、調査のそのメスを入れたところの内容をこの際御呈示願ひたい。

○小沼政府委員 これは独禁法違反容疑として審査をいたしておるわけでございますが、現在までのところ、当時大阪に出されたという資料を検討したわけでございますが、なお内容に

つきまして調査を要する点もありませんが、御本人に出頭を求めておいたわけでございますが、やっと最近出頭されたということで、まだ違反容疑としてでございますので、内容を今直ちに御発表できる段階までには至っておらない次第でございます。

○村山委員 どの条項の違反容疑ですか。法の何条ですか。

○小沼政府委員 教科書業に關します不公正な取引方法につきまして特殊指定というものをいたしておりますが、その特殊指定の第一号違反容疑でございます。

○村山委員 その内容は……

○小沼政府委員 「小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において使用する教科書の発行または販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問はず、教科書を使用するものまたは教科書の選択に關与するものに対し、自己または特定の者の發行する教科書の使用または選択を勧誘する手段として、金銭、物品、きょう恵、その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出る」ということでございます。

○村山委員 それであるならば、公取の方としては警察庁の調査しております内容、あるいは法務省の刑事局の方で、検察庁の方から起訴する、その裁判の結果を見てからでなければ、あなたの方の結論を出せないわけですか。

○小沼政府委員 これは目的が違ひまして、あくまでも独禁法の不公正な取引方法であるかどうかということでございますから、裁判所の裁判と關係なく独禁法關係の事実として別個に処理できるという問題でございます。

○村山委員 池田さんが公取の方に持って参りました理由は、警察の取り調べによつても、捜査の結果は三名を摘発したのみであつた、警察の手ぬるいところの捜査ではこの事件の徹底的な解明はできない。それは出先の者だけしか引つからない。会社がそういうような不公正な取引をするように業務命令を下しても、その会社の責任者は調べるのができない、こういうようなことからあなたの方のところに持ってきたわけですか。この問題は今後の教科書行政の問題のみならず、日本のいわゆる教育行政といひますか、教科書の政策の問題につながる大きな問題であります。従つてあなたの方が独禁法違反であるということ調査を進められ、その内容が、もう四月月近くもなろうとしているのに、今日この場で発表ができないというところは、どういふような理由で発表できないのですか。

○小沼政府委員 十分に済んでいない、まだ内容の調査が十分に済んでいない、どの段階まで内容の調査が進んでいるのか、その進んでいるところまでをお聞かせ願ひたい。

○小沼政府委員 現在までのところ任命された事務局長の審査官が調書を調べておるわけでございますが、これ大体の審査官としての意見が決定いたしますと、公正取引委員会の正式な委員会では、この内容を違反であるかあるいは違反でないかということ委員会としての決定をいたすわけでございます。また委員会に正式に持ち出す段階までには行つておらない次第でございます。従ひまして審査途中でございますので、事前にこういう内容であるということは外部に発表できないという段階でございます。

○村山委員 そういたしますと、審査官の調査は済んだわけですか。

○小沼政府委員 先ほども申しましたように、池田さんあたりの出頭もありましたので、そういう点をさらに供述を得て審査するという段階でございますので、なおしばらく時間をかけていただかなければ結論は出ないじゃないかと思ひます。

○村山委員 いづごろまでにあなたの方としては審査を終わらして、そうして委員会に於ける予定でおいでになるのですか。

○小沼政府委員 できるだけ早い機会にやりたいということでございますが、これは御承知でもあらうかと思ひますが、独禁法違反であるということ、さらに本件でも違反事項として不公正な取引方法として差しとめを命ずるということになりますと、これに不服のある者は東京高裁に訴えることができるということ、直ちに裁判にながれる問題でありますので、公正取引委員会としても十分納得のいくだけの資料を整える必要があるということ、時間がかかつておるわけでございます。

○村山委員 羽山刑事課長が見えておるようになりますが、検察庁の方にはこの問題について警察庁の方から調べていろいろ書類が送付されて参つて、起訴段階にあると思うのでございますが、現状はどういふような段階にきておりますか。

○羽山説明員 教科書に關します汚職を扱ひましたのは、ただいままでに報告を受けておりますところでは、神戸、徳島、大阪、大津、奈良、名古屋

屋でございますが、このうち検察庁の処分をいたしましたのは収賄で起訴されましたのが、大阪で二名、神戸で一名でございます。贈賄で起訴いたしましたのが、これまでのところ、神戸が三名、徳島が三名、大阪が九名、大津が二名、奈良が三名、名古屋が五名、こういうふうになつております。

○村山委員 これはもう警察の手を離れて、そして検察庁の方に移つていく、こういうふうに見えていいのですか。捜査はもう全部終わったわけですね。

○新井政府委員 お答えいたします。御指摘の通り、全部済みまして検察庁に送つております。

○村山委員 私は、調査の段階で個人的な人の名前をどうのこうのというわけではないのでありますが、いろいろ捜査を進められたときに、この内容がいわゆる贈賄行為をした者あるいは収賄行為をした者、こういうようなものによつて分類いたしましたときに、教職員の調査に当たりましては、いろいろとその該当者について調査を慎重に進められ、教育上の影響その他を考慮して、慎重に配慮した上でやられたという記事を読んだことを記憶いたしております。

〔日井委員長代理退席、委員長着席〕

その中で、教職員のそういうような汚職といひますか、被疑者になつた人たちは、校長何名、教頭何名、教諭何名、指導主事何名、その職種別の分類をされたものがありますか。ありましたら、その職種別分類に基づいた数だけをお知らせ願ひたい。

それと同時に、いわゆる校長なり教

論なり教頭なりあるいは指導主事、こういうような人たちが採択委員として関係しておいた者がその中で何名あるか、そういうような調査はすでに捜査の段階でいろいろ出頭を命じ、あるいは参考人として調査を進められたわけでありまして、あなたの方で資料としてお持ちになっていらつしやるだろうと思いますが、その数字をお示しを願いたい。

○羽山説明員 今こゝですぐ集計をいたす。一覽表は持つて参つておるの

でございまして、たとえば神戸におきましては二十五名、徳島におきましては四名、大阪におきましては約六十名、大津におきましては三名、奈良におきましては八名、それから名古屋の地検管内におきましては十三名が、収賄者として捜査の対象になっておりますが、これらがすべて校長あるいはた

だいまお話しした教頭でございまして、そうしてほとんどすべての方が教科書の採択委員ということに相なっております。

○村山委員 この校長、教頭というものがほとんどすべてであつて、しかもそれは採択委員といひますか選任委員になつてゐる、こういうようなことでございまして、そのほかに地方教育委員会の指導主事、こういうような人たちは入つておりませんか。

○羽山説明員 指導主事という方はあまりいないようございまして、ただ大阪で収賄として起訴されました一人が、豊岡市の教育委員会事務局の指導主事であるようございまして。

○村山委員 大阪の場合六十名の収賄の容疑者があつたわけですが、その中で大阪市内の学校に関係がある者と大

阪府内、これは分類がわかりますか。

○羽山説明員 大阪市内を申し上げますと、ざつと勘定いたしましたら四十五、六名が大阪市内で、その他がそれ以外の場所であるように思ひます。

○村山委員 四十五名というのは、大阪市内のそれは校長、教頭ということですか、場所ではなくて、その身分が所属しているのは市の教育委員会の管轄下にある学校長あるいは教頭ですか。

○羽山説明員 または各学科の主任教諭というふうな方でございまして。

○村山委員 そういたしますと、関係の会社の名前は東京書籍、学校図書、教育出版、大阪書籍、大日本図書、教育芸術社、この六社ですか。

○羽山説明員 教育出版と大阪書籍株式会社がそれぞれ株式会社教育芸術社、大阪の關係で報告が参つておりますのはこの三社のように思ひますのでござい

ますが……

○村山委員 この捜査の結果起訴されたのは、これは神戸ですか、兵庫県警に回されて、そして東京書籍の関西支社次長吉本助男、同販売係北村慶二、同じく佐々木清二郎、これは東京書籍の職員でしよう。

○羽山説明員 ただいまの三名は、報告書によりますれば神戸地検の關係者と相なつております。

○村山委員 神戸であれ、大阪であれ、全部あわせて私は質問をしてゐるわけですが、

○羽山説明員 さういたしますと、先ほど言ひました六社は間違ひございませんか。

○村山委員 公取の事務局長にお尋ねいたしますが、独禁法違反の容疑であ

なた方が今調査を進めておいでになるのは、これは東京書籍ですか。そのほかにありますか。

○小沼政府委員 六社全部でござい

ます。

○村山委員 六社とも、その内容について、ざつと関係のそういうような会社の方から現場の駐在の社員に對し

まして統一的な指令あるいは指示、こういうような書類が出てゐることを、あなたの方では調査をされてゐるわけですか。

○小沼政府委員 具体的にそういう指示が出されておるかどうかという点につきましては、先ほど申し上げましたが、違反容疑の調査段階でござい

ますので、その通りであるかどうかという点につきましては、いましばらく御猶予をお願いしたいと思ひます。

○村山委員 公取並びに検察庁あるいは法務省の方には、いろいろとそういうような事情についてお尋ねをいたしたわけでありまして、この問題について行政的に責任を持たなければならな

いのは文部省であります。文部省はこれに對しましてどういふような指導をしておいでになつたのか、このことについてお尋ねをしておきたいと思ひ

ます。と申し上げますのは、今日このこととあることが予想されておつた。とい

うのは、新しい指導要領の改訂に基づきまして、教科書が全面的に、中学校はことしから変わる、小学校は昨年か

ら変わった、来年からは高等学校の教科書が変わる、こういうような場合に

いて、教科書採択等の公正に関する決議として決議を上げております。その内容は、申し上げるまでもなく、学習指導要領の改訂に伴う小学校の新教科書の採択の時期に合してゐる。だから宣伝も行き過ぎになつてゐることは憂慮にたえない、採択の公正について、今後その公正妥當を期するように特に善処せられたいという意味の決議であります。こういうような決議が三十五年の四月二十七日には文教委員会

で決定をされた。もちろんそういうような国会の意思というものは十分に尊重した上であなたの方は対処してこられた

らう。今お伺ひいたしますと、その贈賄、収賄者の数にいたしまして、これは全部で百名をこす数であります。しかもそれはあなたの方が最もたよりにしておられる校長、教頭、指導主事、

こういうような人たちであります。いわゆる行政の末端の権力機関としての役割を果たして、そういうような人たちが教育委員会に採択委員として、その教育委員会が採択委員として指名した人たちであります。そういう

ようないわゆる実態というものの上から、文部省がこの教科書の採択にあつてどういふ行政指導を、その採択以前においてあるいはこの事件が発生をいたしましてから後においてどのような措置をしてこられたのか、承りた

いのであります。

○福田(繁)政府委員 この前の委員会におきましてもその点についてお答えを申し上げたのでございまして、さきほどお述べになりました決議等の趣旨を私どももいたしまして十分尊重いたしまして、昨年の五月六日でござい

ますか、特に教育委員会のみならず発行者に對しまして、教科書の公正な採

択が行なわれるようにという趣旨からいたしまして、特に昨年は御指摘のやうに新旧教科書の切りかえを控えて

おつたときでございまして、さういふ趣旨から、この採択の公正確保

という点から、特に発行者におきましても、十分そういう点を考慮いたしまして、従来のような行き過ぎた宣伝等がないやうにということに注意を喚起いたしました。同時にまた、教育委員会側に対しましては歩調を合わせまし

て、五月の六日にその点につきまして、昨年の採択の時期は特に特殊な事情がございまして、そういう点を注意を喚起いたしました。十分にこの採

択の公正を期するようにということ

を、教育委員会を通じて指導して参つたのでございまして。しかしながら不祥事件が起きましたことを非常に遺憾に存するのでございまして。文部省といたしましては、従来採択の公正な処理が行なわれますやうに、年々注意を喚起して指導して参つたわけ

でございますが、昨年の不祥事件をさらに今後繰り返さないやうに、三十八年の教科書の採択につきましても、近くこれについていろいろと指導通達を出したいと考えておるわけでございます。重ね重ねそういう事件が起きましたことを非常に残念に思つておる次第でござい

ます。

○村山委員 注意してきて、そして注意を喚起した、それはどういふやうな方法でやりになつたのですか。ただ通り一べんの文書をお出しになつただけ

じゃないですか。

○福田(繁)政府委員 文書も出しました。が、主管課長会議等を通じて、十分末端に徹底するような方策を昨年度もいたしたのであります。

○村山委員 三十六年に主管課長会議で——いつやられましたか。そうしてこの事件が発生してからいつそういうような注意をまた与えられましたか。

○福田(繁)政府委員 主管課長会議は昨年度の初めに行なつたと思ひますが、この事件が起きましたから、再教育長会議等の際にはこの点を十分話しまして、そうして通達の趣旨が十分徹底するようにということを繰り返して私も申し上げて、注意を喚起して参つたのでございます。

○村山委員 学校の校長なり教頭に對してはそういうような措置をせられたんであります。教科書会社に對してはあなた方はどういふような行政指導をしておいでになつてゐるか。特にこの問題を起こしました教科書会社、東京書籍、学校図書、教育出版、これは日本の三大教科書会社であります。この会社が、しかもその中で一番悪質なやつを選び、大きな会社ほど悪いことをやっていると。そういうような会社に對してはどういふような行政指導をしておいでになつたのですか。

○福田(繁)政府委員 会社側に對しては特にそういう事件を起こしました会社は、責任者を呼びまして文部省としては注意をいたしております。それから教科書発行業者の団体でございませう。教科書協会におきましては、そういう同業者のいろいろ自費問題について従来やっておりますので、そういう協会におきましてこの問題を

取り上げましてお互いに今後こういうことを繰り返さないようにといううな意味でいろいろと相談をしたように聞いております。

○村山委員 文部省以外の方には、もうあえて質問を申し上げませんので、どうぞお引き取り願ひたいと思ひます。

大臣も御出席になつたようでありまして、この問題についてさらに問ひだして参りたいと思ひますが、会社側に對しては責任者を呼んで嚴重に注意をした、業者が作つておる公取協議会の方にも話をしました、こういうようなことでありますが、私はそういうようなことでもこういうような問題がござまる可能性があるとお考えになつてゐるかどうかをお尋ねしたい。というのは、競争をやつてゐる会社は教科書会社八六社のうち、まあそれぞれがら不正な競争をやつてゐる、しかも一億を上るところの金が一会社によつてやられて、そういうような悪質なことをやるのはやはり問題として調べられた六社、これがやはり大きな問題だらうと思う。そういうような会社はただ注意をしただけで聞きますか、どうですか。

○福田(繁)政府委員 これは非常にむづかしい問題と思ひますけれども、要するに会社側の誠意の問題だと考えております。これを法的に何かできるといふような問題であれば、これはまた別の問題でありますけれども、文部省といたしましてはやはり会社側に誠意を持つてそういう機会を作らせないと、いうことを確約して、仕事を今後進めてもうよりよい方がないかと考えてお

りますので、当事者の誠意を信頼いたしまして今後参りたいと思つております。

○村山委員 確約を求めたとおっしゃいますが、何か確約書でもとられたのですか。そしてその問題を起こすのはいつも同じ会社が毎年々々起つておる。そういうものに対して、文部省としてはただ確約を求めて、毎年確約を求めて毎年破られておる、そういうような状態で放置されておる、もうりでありませうか。

○荒木國務大臣 現行の教科書発行に關する臨時措置法によりましては制裁規定というわけではございませんが、教科書発行の最終的な指定をなします場合、信用度の低いものについては指定しないことができる、あるいはすでに指定したものといたしてもその指定を取り消すということができると私は一応思つております。もし私の記憶が正確でございませうければ政府委員からまた修正してもらへばならぬとおそれることはございませうけれども、現行法で私はそういうことは一応できると考えます。従つて、いわば現行法上の伝家の宝刀的なものでございませうが、それをふんだんに振り回すことは自重すべきであると思ひますが、再三再四警告したにかかわらず同じような誤りを犯すこととせば、それ以後教科書の発行会社としての指定をしないといふことがあり得ると思ひます。それと同時に、先刻政府委員が申し上げましたように、また先日私も申し上げましたように、こういうふうな不祥事件といふものは、やろうと思へばいかなる嚴重な規定がございまして起る道理でございまして、汚職の双方の立場、

特に教科書会社の側で自肅すべきことはこれは当然の社会的責任だと思ひます。その意味で警告を發しながらその良識に待つという態度が原則で、もしどうしてもいけない場合は現行法におきまして、今申し上げましたような措置をとることもあるべし、さうな態度で参つたらば、こういう問題の今後における発生を防止し得る相當の効果があらうかと思ひます。

○村山委員 現行法の第九條に「文部大臣は、左の各号の一に當る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に發行の指示を行うことがでさる。」その第二項に「発行者の事業能力、信用状態が教科書の發行に不適当と認められるとき。」これがありませうか。これによつて警告を發せられたんですか。初中局長にお尋ねいたします。

○福田(繁)政府委員 法律の條文を明示しまして注意をいたしたのではございませうが、そういう不祥事件を起したといふことにつきまして会社側の反省を求めたわけではございませう。

○村山委員 会社側の反省を求めた結果、この問題を起しました会社、六社ですね、この人たちは反省をいたしましたかどうか。そしてまたその出席を要請されました会社の責任者といふのは、社長が出てきたんですか。

○福田(繁)政府委員 前局長のときでございませうが、会社の社長が全部出てきたとてございまして、遺憾の意を表されたといひます。

○村山委員 私はこの前資料の提出の要求をいたしておきまして、文部省は啓林館が著作権法の違反に關する問題を起してゐる事実を御承知でありませうか。

○福田(繁)政府委員 詳細に承知いたしてございませう。

○村山委員 局長はさうでありませうが、課長はその問題を御承知であらうと思ひますが、どうでありますか。

○諸沢説明員 その内容が著作権の侵害になるようなことであるかどうか、私もつまびらかにいたしていませんけれども、啓林館から出してございませう。習参考書のようなものにつきては、多少他の発行者と問題があるやに聞いております。その程度でございませう。

○村山委員 三省堂がニュー・クラウンという英語の本を出してあります。その著作権者はクラウンという人ださうであります。この人は著作権を教科書会社に渡さずに保留してある。自分で持つてゐる。それで啓林館がトラの巻を十萬部作つて売り出してゐる。ところが同じくトラの巻を作つたのに文理書院といたつた。この文理書院は紙型を持参の上おわびを申し入れて、そしてクラウンの了解を得て、これは問題にならない。ところが啓林館は相変わらず著作権法違反を起しなから、この問題をそのまゝにして、われわれに著作権はあるのだ、こういうような解釈をとつておるやうですが、現在東京地裁に裁判として提起されておる。この事實を教科書課長が知られないといふことはおかしいと思ひます。局長や大臣や次官はさういふやうなことまで全部詳しく知る必要はないであらうけれども、担当の教科書課長は——しかもこの啓林館といふのは日本でも四番目か五番目の教科書会社でしよう。その会社がやつておるやういふやうな問題、しかもトラの巻といふのは学力向上に役に立ちますか。学力

教科書の採択は、各学校ごとに行なわれておる。その結果として、不祥事件とはならないけれども、いろいろな事実がある。従つて、好ましくないのだといふ趣旨の御意見と同時に御質問がありまして、私は同じ趣旨のことをお答えしたのでございますが、教育委員会が持つておる採択権、あるいは採択の責任を分担させる制度にしておるのは、便宜上の、事実上の問題とは思ひます。

○**村山委員** 地教委から採択委員として任命をされた人たちが、そういうような取組行為を受けた。だからその人たちが、地教委が形式的に採択権を持っていることを是認したとしても、あなた方は広域に採択をせよ

○**福田(繁)**政府委員 従来文部省としては、教科書の利用者側の便ということも考えまして、少なくとも郡市単位くらいの広さで採択することが望ましいという指導は、やってきたと思います。

がある。こういうようなことで、最もその教科について熟練をした人はだれだ、こういうようなことで国語についてはだれ先生、何についてはだれ先生ということをお話し合いをして、その人たちが今度は採択委員として活躍を

部下でない外部の方の意見を聞いて、それによって自分の意思決定をしたとしても、責任がそれだけ分散されるわけではなしに、あくまでも責任は文部大臣という立場の者にある。理論的には私はまさしくそういうことであるべ

して警察に引っ張られて縛られて調査をされてそして起訴される。その悪質なものを起訴している。そのほかは教育者でもあるし、教科書印刷会社の攻勢の前に金をほんの何千円かもらったというようなのはかわいそうじゃないか

○村山委員 問題を起こしたところの会社は依然として最高だ、この実態は、そういうようないわゆる問題を起こしてでもいいからとにかく実績を占めていかなければいけない、こういう教科書会社の競争意識、またそれに伴ってそういうような被害をこうむる先生たち、特に採択委員、こういうようなシステムというものが続く限りは教科書汚職の芽は絶えませんよ。これを抜本的に行政機構の上において改善する方法があります。大臣はなぜそれをとろうとせられないのですか。

て、展示会等をやつて採択するということになるわけですが、それは学校ごとにやらずして、行政区ごと、に地方分権という建前が貫かれるのが、最終段階であつて、一つ一つの学校ごとに採択させることが地方分権の趣旨にかなうとは、私は考えません。

○村山委員 さつき大臣は指定を取り消すとおっしゃつたが、あれは間違ひだと思ふのですがどうですか。

○荒木國務大臣 指定という言葉を使いましたが、抽象的には同じにいたしました。でも、法律の用語は指示ということの誤りでございました。

○村山委員 現在の法律の上では、指定を取り消すというような権限はなかり。これははっきりしておるわけであります。指示を与えるということはできません。またほかの発行会社に発行を移し変えるということではできません、それだけです。それは汚職の場合じゃないでしょうか。その点ははっきりしておいていただかないと、これから先論議を進めていく場合に、大臣の頭にあるものと、現実法律の上において大臣に権限をまかされてゐるものと、ごちゃごちゃになつたら困りますので、明らかにしておいていただきたい。

○荒木國務大臣 現行法上、私が申し上げたと同じようにとれるとは、必ずしも解釈できないように思いますが、指示をするにつきましては、会社の信用状態等というのは、原則として会社の経済状態、経営能力等が中心とは思いますが、しよつちゅう汚職を繰り返すような教科書会社は、はたして会社としての信頼度がありやいなやということでは、本質的には一致した問題でございと思いますから、指示をしないことがあり得

るし、一たん指示したものを他の教科書会社社に、そのゆえをもって指示すること、私は解釈上あり得るかと思ひます。

○村山委員 大臣は、そのような氣持だけをおっしゃっては困る。法律はやはり法律としてはつきり解釈をしてもならないと審議ができませんので、この次まで一つ大臣、よく研究してきていただきたいと思ひます。きょうは、あとに残っております質問を保留いたしまして、終わります。

○櫻内委員長 次回は来たる二十二日木曜日、一時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時四十八分散會

昭和三十七年三月二十四日印刷

昭和三十七年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局